

平成 28 年第 3 回定例会

# むかわ町議会会議録

平成 28 年 9 月 26 日 開会

平成 28 年 9 月 27 日 閉会

むかわ町議会

## 平成28年第3回むかわ町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

### 第 1 号 (9月26日)

議事日程.....	3
本日の会議に付した事件.....	3
出席議員.....	3
欠席議員.....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名.....	3
事務局職員出席者.....	4
開会及び開議.....	5
議事日程の報告.....	5
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
諸般の報告.....	7
町長行政報告及び提出事件の大要説明.....	7
一般質問.....	11
野 田 省 一 議員.....	11
佐 藤 守 議員.....	25
山 崎 満 敬 議員.....	41
大 松 紀美子 議員.....	49
北 村 修 議員.....	63
津 川 篤 議員.....	81
会議時間の延長.....	84
散 会.....	90

### 第 2 号 (9月27日)

議事日程.....	91
-----------	----

本日の会議に付した事件.....	9 2
出席議員.....	9 2
欠席議員.....	9 2
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	9 2
事務局職員出席者.....	9 3
開 議.....	9 4
議事日程の報告.....	9 4
報告第 2 号の上程、説明、質疑.....	9 4
報告第 3 号の上程、説明、質疑.....	9 5
認定第 1 号から認定第 7 号の一括上程、説明、質疑、委員会付託.....	9 6
諸般の報告.....	1 0 5
同意第 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 0 5
同意第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 0 7
議案第 5 0 号から議案第 5 4 号の一括上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 0 8
意見書案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 4 1
意見書案第 1 0 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 4 3
意見書案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 4 5
意見書案第 1 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 4 8
意見書案第 1 3 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 5 0
所管事務調査報告の件.....	1 5 2
閉会中の特定事件等調査の件.....	1 5 2
議員の派遣に関する件.....	1 5 3
教育長挨拶.....	1 5 3
閉議及び閉会.....	1 5 4
署名議員.....	1 5 5

むかわ町告示第49号

平成28年第3回むかわ町議会定例会を次のとおり招集する。

平成28年9月16日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成28年9月26日(月)午前10時

2 場 所 穂別町民センター ツツジホール(2階)

## 応招・不応招議員

### 応招議員（14名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	6番	星正臣	議員
7番	長谷川健夫	議員	8番	小坂利政	議員
9番	山崎真照	議員	10番	津川篤	議員
11番	北村修	議員	12番	木下隆志	議員
13番	野田省一	議員	14番	三倉英規	議員

### 不応招議員（なし）

## 平成28年第3回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第1号）

平成28年9月26日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
  - 第 2 会期の決定
  - 第 3 諸般の報告
  - 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明
  - 第 5 一般質問
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

### 出席議員（14名）

1番	山崎満敬	議員	2番	佐藤守	議員
3番	中島勲	議員	4番	大松紀美子	議員
5番	三上純一	議員	6番	星正臣	議員
7番	長谷川健夫	議員	8番	小坂利政	議員
9番	山崎真照	議員	10番	津川篤	議員
11番	北村修	議員	12番	木下隆志	議員
13番	野田省一	議員	14番	三倉英規	議員

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	大久保利裕	会計管理者	藤井清和
総務企画課長	高田純市	総務企画課主幹	西幸宏

総務企画課 主幹	石川英毅	総務企画課 主幹	酒巻宏臣
総務企画課 主幹	鎌田晃	町民生活課長	八木敏彦
町民生活課 主幹	飯田洋明	健康福祉課長	高橋道雄
健康福祉課 主幹	今井喜代子	健康福祉課 主幹	藤田浩樹
産業振興課長	成田忠則	産業振興課 主幹	東和博
産業振興課 主幹	松本洋	産業振興課 主幹	今井巧
建設水道課長	為田雅弘	建設水道課 主幹	江後秀也
建設水道課 主幹	兄後敏彦	地域振興課長	田所隆
地域振興課 参事	萬純二郎	地域振興課 主幹	加藤英樹
地域振興課 主幹	中澤十四三	地域経済課長	藤江伸
地域経済課 主幹	山本徹	国民健康保険 穂別診療所 事務局長	石垣政志
教育長	阿部博之	生涯学習課長	齊藤春樹
生涯学習課 参事	中村博	生涯学習課 主幹	大塚治樹
教育振興室長	金本和弘	教育振興室 主幹	田口博
選挙管理委員 会事務局長	高田純市	農業委員会 事務局長	大友三成
農業委員会 支局長	藤江伸	監査委員	辻圓治

---

**事務局職員出席者**

事務局長 新正之 主任 山木美幸

---

### 開会及び開議の宣告

議長（三倉英規君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第3回むかわ町議会定例会を開催させていただきます。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

---

### 議事日程の報告

議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

---

### 会議録署名議員の指名

議長（三倉英規君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、佐藤 守議員、3番、中島 勲議員を指名いたします。

---

### 会期の決定

議長（三倉英規君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

さきに議会運営委員長から、9月21日開催の第7回議会運営委員会での本定例会の運営にかかわる協議の経過と結果について報告の申し出がありましたので、これを許します。

三上議会運営委員長。

〔三上純一議会運営委員長 登壇〕

議会運営委員長（三上純一君） おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、今日21日に開催いたしました第7回議会運営委員会の経過と結果について報告いたします。

委員会での協議は、第3回定例会の運営等に関する件であり、まず副町長及び議長から町長及び議員等から提出を予定している審議案件の概要説明がありました。

今定例会に町長から提出される審議案件は16件で、その内訳は、報告2件、認定7件、同意2件、議案5件であります。

提出審議案件の取り扱いについて協議の結果、会議規則第37条の規定により、一括して議

題とする案件は、会期日程表に記載のとおり、認定第1号から第7号までの7件と、議案第50号から54号までの5件であります。

なお、認定第1号から認定第7号までの決算審査については、議長及び監査委員を除く全議員で構成する平成27年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、閉会中の継続審査とすることで協議が調っております。

議員等から提出を予定している審議案件は、追加配付の11件であり、その内訳は、意見書5件、所管事務調査報告4件、その他2件であります。

議員提出の意見書案については4件であり、所管の常任委員会協議会で協議の結果、受理番号9番から受理番号12番につきましては、所定の賛成者をつけて提出されております。

また、陳情文書表の6件については、6月定例会締切日以降に受けたもので、お手元に配付の陳情文書表に記載のとおりであります。9月16日に開催された所管の各常任委員会協議会で協議の結果、受理番号11番につきましては、産業建設常任委員会構成員で提出することを決定しております。受理番号10番、12番、13番、14番、15番は、全議員へ印刷配付することとなっております。

次に、一般質問については、野田省一議員ほか5名から13項目の通告がありました。その取り扱いは通告のとおりとします。

なお、一般質問の項目につきましては、災害及び防災関連について全議員より通告されております。質問に当たりますには、質問内容が重複しないよう御配慮をお願いいたします。質問される方は要領よく簡潔に質問され、答弁される方は簡潔明瞭に答弁をいただき、時間の短縮をお願い申し上げます。

次に、本会議場での服装ですが、クールビズの趣旨を踏まえ、ネクタイの着用は自由といたします。

議会中継についてですが、むかわ四季の館道の駅ロビー、穂別町民センターロビー及び穂別診療所待合ロビーにおいて放映されております。

議員におかれましては、議会中の私語等については、厳に慎まれるようお願いを申し上げます。

以上申し上げ、平成28年第7回議会運営委員会の報告といたします。

**議長（三倉英規君）** 説明が終わりました。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告は報告済みといたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長からの報告のとおり、本日から9月27日までの2日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月27日までの2日間に決定いたしました。

---

### 諸般の報告

議長（三倉英規君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しております諸般の報告及び議会だより第75号のとおりでございますので、御了承願います。

---

### 町長行政報告及び提出事件の概要説明

議長（三倉英規君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長から行政報告及び提出事件の概要説明の申し出がありましたので、これを許します。  
竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日、ここに平成28年第3回むかわ町議会定例会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄お忙しい中を御出席をいただき、まことにありがとうございます。

概要説明の前に、諸般の行政の状況について御報告を申し上げたいと思います。

1点目は、農作物作況状況の報告でございます。

近年は全国的に異常気象の影響が顕著で、本年も春先の強風、日照不足など、農家の皆さんには厳しい春作業のスタートとなりました。その後、平均気温と日照時間は5月中旬から平年を上回り、特に、秋まき小麦、小豆は10日ほど早い生育状況となっております。6月、7月は長雨による日照不足など、不安定な天候が続いたものの、8月に入り、平均気温と日照時間が平年を上回り、生育の遅れを取り戻す順調な回復傾向にあったところでございます。しかし、8月17日以降の台風7号、11号、9号、10号と、一連の台風被害により、一部の作

物において収穫作業の停滞が見られております。

さて、農作物の生育状況についてでございますが、9月15日現在で胆振農業改良普及センター東胆振支所の公表によりますと、水稻は3日遅く、大豆、小豆は1日遅く、てん菜は3日早い状況となっているところでございます。

先般、穂別地区、鶴川地区で米の不稔粒調査を実施したところ、穂別地区で6.3%、鶴川地区で9.2%で、昨年よりも若干高い数値となったものの、平年値の10%より低く、もみ数がやや少ない状況を勘案し、ほぼ平年並みと報告されております。

次に、今年度の農畜産物の出荷状況の推移から、鶴川、穂別両地区の特徴的な状況を報告いたします。

鶴川地区におきましては、蔬菜、花卉、肉牛など取り入れた複合経営の実態にありますが、8月末、前年同期対比で、蔬菜全体で約91%、花卉約91%、肉牛は約120%の出荷となっております。蔬菜では春レタスが作付面積も増え、前年対比104%と好調でしたが、反面、トマト、露地レタスは天候不順や大雨の影響を受け、大幅に前年対比を割る形となっているところでございます。

次に、穂別地区におきましては、水稻を中心としながらメロン、アスパラ、肉牛などを補完作物とした経営でございますが、これまでの出荷作物全般を通して、前年同期の出荷を割る厳しい状況でございます。

メロンは春先の天候不順で出荷量が減少しましたが、平均単価が350円高く、前年対比101%、カンロはほぼ前年並みの出荷量で推移し、前年対比97%で、肉牛は全国的な素牛不足から高値相場が続いており、順調な経過となっております。

農作物の生育状況につきましては以上でございますが、8月台風による大雨災害の農作物被害への影響により、水稻など今後収穫期を迎える作物におきまして、最小限の被害にとどまるよう、切に願っているところでございます。

2点目は、8月台風による被害状況の御報告でございます。

8月17日から31日までの間、4つの台風の発生に伴う被害状況の概要につきましては、さきの9月2日開催の第2回町議会臨時会におきまして行政報告をさせていただきましたが、その後、新たな調査被害箇所や、工事方法等の見直しを含めまして、被害額の取りまとめができましたので御報告いたします。

まず、被害額につきましては、お手元に資料として配付をしておりますので、御参照いただきたいと思います。

被害総額 8 億 7, 100 万円。参考までに、平成 18 年におきましては 18 億 3, 719 万 4, 000 円となったところでございます。

農業関係被害では、ビニールハウスなどの農業施設への冠水、浸水及び農地への土砂流入により、農作物被害は 570 ヘクタール、被害にしますと 1 億 7, 000 万円に及ぶ状況でございます。

農地への被害は 75 戸で 1 億 1, 900 万円の被害となっております。また、農道や排水路などの農業施設におきましても、5 カ所で被害は 3, 100 万円となっております。

次に、土木施設被害についてでございますが、町道被害では 20 路線 23 カ所、路体、路肩決壊や路面崩壊など被害額 1 億 8, 400 万円となり、普通河川におきましては 53 河川 58 カ所で、河岸決壊や河道埋塞などの被害額 2 億 3, 600 万円となったところでございます。

林道等の被害は 8 路線 11 カ所、応急対応分を含めると、60 カ所において路体、路肩の決壊や横断管渠埋塞、路盤洗掘により被害額 9, 200 万円となっております。このほか、広域森林組合や林業事業者が管理する民有林作業道被害が 2, 500 万円となっております。

その他の施設被害では、河川公園のたんぼぼ公園、シシヤモパーク、穂別スケートリンクの冠水で 150 万円、シシヤモふ化場の浸水 100 万円、汐見飲料水施設 150 万円、汐見海岸保安林 50 万円、海岸流木処理に 500 万円、上水道水源地、簡易水道低区配水池の 230 万円、花岡水道組合施設の 90 万円の被害が確認されている状況でございます。

以上、被害の状況について御報告を申し上げます。現在、復旧作業と公共災害の採択申請の作業を進めているところでございます。

本町におけますこのたびの災害もそうでございますが、近年の災害は、全国的に異常な気象状況に起因する例が顕著でございます。国土交通省では減災の取り組みの一環として、避難勧告等の適切な発令や住民等の主体的な避難に役立つよう、洪水、浸水想定区域を公表しておりますが、本年 6 月 30 日に、平成 27 年の水防法の改正を踏まえ、これまでの洪水、浸水想定区域をお手元に配付の資料のように見直しがなされ、公表されたところでございます。

水防法の改正は、洪水防御の計画基本降雨量の想定を今回、1, 000 年に一度起こり得る最大降雨量を想定したものになりました。具体的には、2 日間総雨量 195 ミリから 24 時間総雨量 494 ミリを想定したものとなり、浸水想定区域も大幅に広がった内容となっております。観測以来の鵜川観測所の実際の最大降雨量は、平成 18 年の 8 月 247 ミリ、次いで平成 13 年 9 月の 213 ミリ、今回の総雨量は 135 ミリとなっておりますが、平成 21 年に作成したむかわ町洪水ハザードマップは 50 年に一度の大雨を想定したものでございますので、このたびの台風災

害の教訓のほか、新たな洪水浸水想定区域を前提とした避難区域と避難方法等について、国や北海道の指導を仰ぎながら、洪水ハザードマップや防災計画等の見直しに取り組んでまいりますことを申し添えまして、行政報告を終わらせていただきます。

続きまして、本定例会で御審議いただく事件の概要を御説明いたします。

提出案件は報告2件、認定7件、同意2件、議案5件でございます。

報告第2号 放棄した債権の報告に関する件につきましては、むかわ町債権管理に関する条例により、平成27年度に放棄した債権の内容について、同条例第7条の規定により報告をするものでございます。

報告第3号 平成27年度むかわ町健全化判断比率に関する件につきましては、平成27年度各会計決算に基づく健全化判断比率等について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第30条及び第22条の規定により、監査委員の意見を付して報告をするものでございます。

認定第1号から認定第7号につきましては、平成27年度むかわ町各会計決算につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定により、関係書類を提出し、議会の認定に付するものでございます。

同意第4号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同意を求める件につきましては、教育委員会委員の辞職により、新たに新教育委員会教育長を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

同意第5号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件につきましては、教育委員会委員の辞職により、新たに教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

議案第50号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）、議案第51号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第52号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）、議案第53号 平成28年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）、議案第54号 平成28年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）は、いずれも事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明申し上げますので、何とぞ御審議、御決定を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

**議長（三倉英規君）** これで町長行政報告及び提出事件の概要説明は終わりました。

## 一般質問

議長（三倉英規君） 日程第5、一般質問を行います。

順に発言を許します。

---

### 野 田 省 一 議 員

議長（三倉英規君） まず初めに、13番、野田省一議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

13番（野田省一君） それでは、通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

まず第1点目であります。台風9号の災害対策の課題と今後についてということで質問をさせていただきます。

今年の台風は、これまでに経験のない短期間に連続、集中し、北海道に上陸、接近してきました。特に9号台風のときの災害対策での課題、今後についてお伺いをいたします。

1点目として、今回の経験より、災害対策の課題はどのように整理されているのか。特に夜間や深夜の情報の伝達方法や避難準備情報、避難勧告、避難指示など、町民からそれぞれの言葉の意味が理解されにくく、実際の避難された割合から、どのような課題として捉えているのかお伺いをいたします。

2点目であります。今後の取り組みとして、タイムライン、事前防災行動計画の導入が全国関連市町村で8割の市区町村が策定しています。道内でも5割の市区町村が策定している状況であります。タイムラインの導入により、今回の災害と重ね合わせて考えても、より安全に災害対策、避難行動ができたと思われませんが、今後の導入についての考えをお伺いをいたします。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） 台風9号の災害対策の課題と今後についてお答えを申し上げたいと思います。

8月22日から23日にかけての台風9号の災害対策の課題でございますが、23日零時から5時までの5時間雨量で100ミリを超える激しい雨となっております。被害拡大の懸念から、2時30分に災害対策本部を設置、応急対策や地域住民の避難対策に努めたところでございます。

避難情報の発令につきましては、3時35分鶴川地区二宮豊城地域の4世帯16人、5時0分穂別地区穂別市街地、富内、仁和上の116世帯184人に土砂災害避難勧告を発令したところで

ございますが、夜間並びに限られた警戒区域となっていることから、鵜川地区におきましては、避難対象住宅を訪問、穂別地区においては、個別の電話対応並びに情報端末による周知を行ったところであります。また、7時20分、穂別地区中島、茂別地区の4世帯9人に避難勧告、8時45分に鵜川地区川西頭首工から鵜川河口までの1,711世帯3,353人へ河川氾濫警戒情報による避難準備情報等を発令いたしました。

伝達方法としましては、穂別地区は個別の電話対応、鵜川地区におきましては、市街地以外は町広報車と消防鵜川支署により広報を行い、市街地につきましては、防災無線による周知を行ったところでございます。

結果として、土砂災害避難者は5世帯23人、避難率10.3%、河川氾濫情報避難者は22世帯25人で避難率0.7%と、低い避難結果となっているところでございます。

今回の災害対策の課題としましては、住民皆さんの災害への危機意識のあり方等での避難率の低下と考えております。特に鵜川地区におきましては、天候が回復した後の避難情報の発令となったこともあり、危機意識が薄れたことで避難者が少なかったと考えております。

反省としましては、住民の皆さんの一定程度の防災意識があるという前提での対応でありましたので、危険レベルの準備、勧告、指示という順序や、降雨終了後も上流部の降雨によりタイミングがずれてくるなど、防災に対する住民皆さんへの意識高揚のための今後の啓蒙、啓発が大事になってくると考えているところでございます。

今後におきましては、従前に増して防災意識の啓発活動に邁進するとともに、災害時における情報伝達の創意工夫について住民の方々からの御意見等を伺いながら、あらゆる方法で災害情報等の発信に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の取り組みとしてのタイムラインの関係でございますが、タイムラインとは、災害の発生を前提に防災関係機関が連携し、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、共有した上で、いつ、誰が、何をするかに着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理する計画でございます。

国土交通省による水災害に関する防災・減災対策本部にて、平成26年1月に検討が開始され、平成27年8月に防災・減災対策本部会議にて平成32年度までにタイムラインを策定し、本格的タイムラインを展開していくとの決定をし、平成28年8月にはタイムライン策定活用方針というのが公表されたところでございます。

この平成27年における730団体の策定目標を掲げたタイムラインにつきましては、避難勧告等の発令、タイミングに着目したもので、簡易版と言われるものも含むものとなっております。

ます。

現在、全国の589市区町村で策定されており、1級河川鶴川につきましても、気象庁、北海道開発局、町の連携と、水位レベルによる避難勧告等のタイミングや災害対策現地情報連絡員の派遣が定められた簡易版タイムラインは、本町におきましても作成しておりますことから、道内5割の策定団体に含まれているところでございます。

むかわ町では、避難指示の判断、伝達マニュアル水害編を平成28年、本年3月に作成し、簡易版タイムライン避難手順に沿った災害時の避難行動を指針としているところでございます。

なお、現在策定済みとなっております道内43団体のうち、本格的なタイムライン、いわゆる試行版の策定団体は滝川市1団体でございますが、本町におきましても、北海道開発局との協議、連携のもと、今後取り組んでまいりたいと考えますので、御理解を願いたいと思います。

**議長（三倉英規君）** 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

**13番（野田省一君）** まず、避難勧告、避難準備で、避難された住民の方が10%以下、0.7%、河川に関しては0.7%、土砂に対しては10.3%と、まあ、私も数値を聞いた時点、あるいは穂別地区の避難された方の数を見させていただいたときには、非常に少ないのかなというふうに思っていました。

今後について、工夫をしたいということでございますけれども、まず一つなんですけれども、ちょっとそもそもの話を一つ1番のほうでするんですが、今回、そのハザードマップというものが何年か前からつくられてきているんですけれども、いろいろ見ても、恐らくハザードマップのことについて、これは改善してほしいなと思うんですけれども、和製英語でやはり括弧書きで、あるいは日本語で直訳というか、意識したもので災害予想図とか災害予測図とか、御高齢の方にハザードマップって何だということが、これと和製英語だということは、恐らく和製英語、ちょっと調べてみたんですけれども和製英語のようですので、やはり、少し表題に大きくそのようなものを持ってくる必要があるんじゃないかなと思っています。

それと、そもそもの話はそこだけなんですけれども、まず今回、土砂災害と河川災害のハザードマップがそれぞれあるんですけれども、その中で、洪水のハザードマップの中で避難準備情報というところに町からの呼びかけ内容というのが未記載なんです。これがどうしたということないんですけれども。ちょっとこれ、避難準備情報は、これから読み取ると、

どうも気象台より大雨洪水情報が発令されたら避難の準備をしましょうという表記になっているんですよ。町からの呼びかけ内容というのは点々点々になっていて、ここに記載されていないんですよ。後で確認していただければいいです。

このことがどうのこうのということないんですけれども、かといって、土砂災害のほうを見ると、避難準備情報はこうしましょうみたいな。やはりちょっと、それともう一つというか、ほかにいろいろと、災害に対する概要版、その中では、表題が私たちの防災ということで、むかわ町地域防災計画概要版というやつを見ると、避難準備情報というところには、発令時の状況とか、住民に求める行動とかいろいろ書かれているんですけれども、それぞれ3つとも違うんですよ。これは、住民の方からしたら、今回、避難準備情報が出ました、避難勧告が出ましたというときに、果たして土砂災害なのか水害なのか。まあ地震ではないなどというのは体感である程度わかると思うんですけれども、洪水なのか、土砂災害なのかということによって、このマニュアルを見直さなきゃならない。そこを見ている人いるかどうか分かりませんが、見た人もいらっしゃると思いますけれども、やはりここら辺非常に曖昧になっていると。

このやはり避難準備情報、避難勧告、避難指示という言葉の意味というのが、これ、今回の東北での災害の中でもやはりこのことが問題になっていましたけれども、やはり私たちも、避難準備情報って何をしなきゃならないのかなということがはっきりと、いろいろといっぱい書かれていて、あるいは書いていないところもあるというような状況で、やはりこれ、一度整理して、準備情報が出たらこうしましょうと、ここの部分やはり、大きく町民の皆さんに言葉の理解をしていただくために必要でないかなと。防災情報、防災無線なり、情報端末などで避難準備情報ですよと言われても、ぴんとこないと思うので、その辺の整理、今後の課題として恐らく捉えていると思うんですが、今後どのようにしていくのか、まずこの2つだけお聞きいたします。

**議長（三倉英規君）** 高田総務企画課長。

**総務企画課長（高田純市君）** ただいまのハザードマップ上のあるいは防災計画上でのわかりにくいというような内容でございますけれども、今おっしゃられましたことにつきましては、確かにそういうところが見受けられます。今回の反省といたしましたところにおきましても、聞こえにくかったという内容もそうですけれども、その内容があらかじめきちんと、どういうふうになったらどういうふうに出るのか、どういうふうな人たちが対象になるのか、土砂の場合にはどこの人たちが出る可能性があるのか、どんなふうに出るのかとい

うふうなことが、細かな内容が、あらかじめ住民の皆さんにお示ししていない部分が随分あったというふうに反省をしているところでございます。

これは今回の概要も含めまして、わかりにくい部分などにつきましては、言葉の考え方、レベルがどういうふうに上がっていきますよ、こういうときにはどうですよといったときに、どういうふうな表現をして町が皆さんにお知らせするのか、それに対して住民の皆さんがどうしてくれるのかということをもっと高齢者の方々にもわかりやすい内容に変えてまいりたいというふうに考えております。

先ほど行政報告の中でも申し上げましたハザードマップ及び防災計画につきましては、逐次見直しを行いまして、少々、今回のハザードマップ等の改正には時間が要するかもしれませんが、できることから直しまして、皆さんにわかるような内容にしていきたいと思いますというふうに考えているところでございます。

なお、御質問の中にありました避難準備の情報につきましては、土砂災害、洪水災害等につきましても、基本的には同じでございます。早目に、いつでも避難勧告が出ましたら避難ができる状態で、心配な場合につきましては事前に避難をする、また時間がかかる、要支援を要する方々につきましては、避難を開始するというような内容でございますので、それらも含めまして、よりわかりやすいものに直していきたいというふうに考えているものでございます。

議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

13番（野田省一君） 一つ、ハザードマップの言葉の和製英語という部分もぜひ検討して、また後で答弁いただければと思いますけれども。

先ほどから、もう既に配ってしまったものだからしょうがないですけども、新たにまたということなんで、次から次と本当に私たちの手元にそれぞれいろんな災害対策についてあったんですけども、なかなか、私も含めてだんだん目がこう、小さいものの字が読みづらくなってきている人が多くなっていますので、やはりそこを簡素化して、何とかそこも工夫していただけるとありがたいなと思っております。

それで、災害の話、2つ目に入りますけれども、1つだけ、さっきのハザードマップの件だけ後で答弁願います。

タイムラインについてですけども、むかわ町では既に簡易版として作成されたんだということですけども、じゃ、簡易版は今回タイムライン、まず機能したのかということが一

つ、それと、本格的には道内では1カ所ということでありますけれども、今回、滝川市ですか、が今回タイムライン使って行動したのかどうかというところも。

こういった機会に、ぜひ皆さんがそれぞれやはりそれなりの経験をしたときに、いつも言うんですけれども、何とかは熱いうちに打てという話がありますから、まだみんな記憶が新しいうちに検証をして、やはり自分たちの町に取り入れられるところは取り入れていくべきだなと。いろんな報道あるいはインターネットのホームページ上から見ると、タイムライン導入したところでやはり、今回のことを考えてみると、早目に、気象庁の情報も我々も、今一般の人たちも早く台風の状況とか進路図とか、3日も5日も先がある程度の予測ができる、降雨量もある程度は見えてくるという状況の時代に入っていますから、やはり何時間前でしただけ、72時間前まで必要かどうかわかりませんが、48時間とか、何日か前には既に、台風がやってくるということはある程度予測できるわけですから、やはりその時点でいろいろな取り組みをしていけば、今回のこと、防災無線が聞こえなかったとか、避難情報が深夜にわたったことだとか、そういったこと全て、全てとは言えない、相当大きく事前に、その該当に当たりそうな地域の人たちに連絡しておけば、大きな課題、人的な問題はなかったんでよかったんですけれども、先ほど頭にありました、実際に避難してきた人が10%以下だったということも、防災意識を高めるということに非常に当てはまってくるんじゃないかなと思って今回提案をさせていただきましたけれども、本格導入は今後ということですが、実態としてはいつごろになりそうなんですか。

**議長（三倉英規君）** 議場内の温度が上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

高田総務企画課長。

**総務企画課長（高田純市君）** まず、タイムラインが今回どのような内容で行われたか、実際には使われていたかといいますか、利用できたかというところですが、このタイムラインの現在できております簡易版につきましては、大変簡易な、実際簡易なものでございます。つまり鶴川の1級河川の観測所の水位がどのくらいまで上がると、具体的に言いますと、氾濫注意水位になったあるいは避難判断の水位になった、あるいは氾濫危険水位になったというような、水位が何メートルあって、その段階に達したときに避難準備情報を出す、あるいは避難勧告を出す、いつになったら避難指示を出すというのが明確に定められて、その対応として、どういうふうの開発局ですとか、気象庁なり北海道との連絡をとっていくのかといったことが簡易に記載されたものでございます。

また、これに基づきまして、今回につきましては、氾濫注意水位になった段階で避難準備情報、また避難判断水位になりましたときに避難勧告を発令いたしました。

これらにつきましては、既にこの注意水位到達した段階で、先ほどの行政報告の中でも申し上げましたとおり、災害対策現地情報連絡員という名称で、これは国のほうで、先ほど言いました、言われております和製英語になってしまうのかもしれませんが、これはフランス語のようでございますが、リエゾンと呼ばれる派遣員が開発局のほうからむかわ町の本部のほうに派遣をされるというような連携になってございます。今回の災害対策本部を設置いたしました段階におきましても、これらの北海道開発局から2名のリエゾンが参りまして、町長が務めます本部長と、水の増加の状況とあるいは開発局側の判断等も協議をいたしまして対応していったという部分でございます。

たしかに長いスパンでのタイムラインも重要かと思いますが、現在できておりますこの簡易版の中での対応は今申し上げたような内容でございまして、これらにつきましては、一定程度といいますか、十分な機能をしたものというふうに考えているところでございます。

本格的なタイムライン、今後につきましてはいつというふうな内容での約束はできませんが、本町の1級河川を管理いたします北海道開発局のほうからも、これらについて逐次作成していくように協力を求めています。なかなか、先ほど言いました43団体の北海道の中でも、まだ1団体しかできていない。今お隣の町でも作成の途中だというふうに聞いております。大変時間がかかる、たくさん関係機関との連携、協議の打ち合わせをしましてできていくものでございますので、これらにつきましては、時間がかかりますけれども、今後、間違いなく作っていくように連携を開発局等とも連携を図りながら作ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

もう一つ、先ほど和製英語のハザードマップの中で和製英語等というような内容のお話がありましたが、これにつきましても、ハザードマップあるいは防災計画等の見直しの中でどういうふうに住民の皆さんにお知らせするのかという部分では、和製英語を一切使わないというようなお約束はできません。一般的にそれが流布しておりまして、皆さんそのほうがわかりやすいということもございますので、それらも含めまして、できるだけわかりやすい平易な言葉で皆さんにわかるような、文字の大きさ等も十分考慮いたしまして、配慮をしてみたいというふうに考えるところでございます。

議長（三倉英規君） 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

13番(野田省一君) 和製英語全部使うなという話ではなくて、漢字で表記もしていただければより一層御高齢の方にもわかりやすいのではないかなと。ハザードマップと言うよりも災害予測図と書いてくれていけば、一遍にわかるのではないかなと思います。

それとタイムラインの導入については、ちょっと今明言がなかったんですけども、間違いなくは導入するんだということはありませんけれども、今年なのか来年なのか、10年かけてなのか、ちょっとその辺、ある一定程度の目標があればお伺いしたいと思います。

何せやはり、熱いうちに打っておいたほうが、少しでも今回の経験を得た人たちで関連していただきたいということも一つあります。それともう一つはやはり、年代がこう変わって行って、なかなか職員の数も減ってきたりとかいう、2町があったときから比べると細かいところまでわからなくなってきたりして、今回のことをいい経験にして、ぜひそういったものを、むかわ町独自のものをつくっていただきたいと思いますが、お考えがあれば。

議長(三倉英規君) 竹中町長。

町長(竹中喜之君) 極力重複は避けたいと思いますので、タイムラインのむかわ町としての簡易版から試行版、いつなんだということの御質問かと思えます。

現在、室蘭開発建設部所管しているのが沙流川と1級河川鶴川とされておりまして、平取の沙流川のほうは先行して今検討会が開かれております。この簡易から試行に移る検討会が開かれて、そろそろ詰めの段階かなと思っているところでもございます。その後に、1級河川鶴川のほう、むかわとしての北海道開発局とむかわ町等とのタイムラインの試行版の策定が予定されるかと思えますので、その辺は御理解を願いたいかと思えます。

このタイムライン、その行政間のタイムラインというよりも、この行動規範というのをいかに地域に住む皆さんに浸透させていくのかと、こういったことがこれから防災意識の向上に結びつくのではないかなと思っているところでもございます。こういったことも含めて、今後に向けて、今回の防災対応の検証を図りながら、このタイムラインの早期策定に向けても進めていきたいと考えておりますので、御理解願いたいと思えます。

議長(三倉英規君) 野田議員。

[13番 野田省一議員 登壇]

13番(野田省一君) 災害については、それぞれの箇所についての質問は今回あえてしていませんけれども、ほかの議員の皆さんがいらっしゃいますので、それぞれいろんな角度から災害について質問があると思いますが、特に今回は言葉の意味とそれと、タイムラインの導入ということについて質問させていただきました。それぞれ答弁いただきましたので、次

の質問に移ります。

2つ目の質問でありますけれども、学校給食の進捗についてであります。

学校給食検討調査会の答申を得て、調理委託業務はプロポーザルで公募中であるが、プロポーザルの応募条件について、また調理委託、食材の地元調達についての今後の考え方をお伺いいたします。

1点目として、町内事業者からのプロポーザルに対する問い合わせなどはどのようになっていますか。

2点目としては、将来的に町内業者が参入できる道筋を残すべきではないかと思いますが、見解をお伺いします。

3つ目は、食材の地元調達先の選定などは、今後どのように考え、今後のスケジュールをお伺いいたします。

**議長（三倉英規君）** 齊藤生涯学習課長。

**生涯学習課長（齊藤春樹君）** 学校給食導入の進捗状況につきまして、教育委員会よりお答えさせていただきます。

まず現段階の状況でございますが、教育委員会としてこれまでの検討に基づき、学校給食導入の手续や準備を進めてきているところでございます。

学校給食調理業務の民間委託を行うべく、むかわ町学校給食調理等業務委託仕様書を作成し、公募型プロポーザル方式による業者選考に着手しております。

ことし8月8日に公募を始め、18日に事業実施に係る現地説明会を経て、事業運営に係る企画提案書の提出を9月中に受け付け、10月5日に企画提案書に係る業者プレゼンテーションを予定しているところでございます。このプレゼンテーションと企画提案書について、プロポーザル選定委員会を設置して審査し、最適受託候補者を選考し、その業者と来年4月の契約締結に向けた準備調整作業を進めることとしております。

御質問のあった1点目の町内業者からの問い合わせ状況でございますが、プロポーザル公募以降、教育委員会としては町内業者からの問い合わせは受けておりません。一方、給食検討会の中で委員から商工会への情報提供依頼がございましたので、商工会にはプロポーザルに関する情報提供を行っていたところでございます。

次に、2点目の町内業者の参入についてでございますが、先ほど申し上げた学校給食調理業務仕様書の中で、町内外から広く募集する形としてはいるものの、安心・安全な給食提供を図るため、事業者要件としては、1回300食以上または1日750食以上の給食提供業務の実

績のある業者、さらに配置する業務責任者の資格として、同様の給食施設で2年または1年以上の実務経験のある方を確保する内容としているため、実質的には町内業者にはハードルが高いこととなっていると認識しております。

したがって、御質問にもある町内業者参入の道を確保するため、例えば、実績を有する町外大手業者と町内業者が手を組んで事業参加するケースも想定しており、共同企業体による応募ができるようにしております。今回の公募ではそうした提案事業者はおりませんでした。13番議員がおっしゃっているように、将来的にもそうした動きにも応じられるような制度設計としております。

次に、3点目の食材の地元調達についてでございますが、食材豊富なむかわ町の特性を生かすことと、食育という視点からも地元生産業への新たな理解となるものと考え、学校給食検討調査会でも強く求められておりますので、地元食材の活用が大きなポイントと考えております。学校給食検討調査会の中でも農協、漁協から地元産品可能リストの提出もいただいております。最大限地元の食材を活用するため、給食業者に食材調達を任せるのではなく、町が発注する直営方式で考えております。今回のプロポーザルでも食材調達は業務委託に含めない形をとっております。

ただし、食材調達について、地元だけでは完結しないこと、不足する部分は道産品、国内産品等を展開させていく調整機能が必要なこと、かつ、食材段階でも一定の衛生基準をクリアする必要があることから、公益財団法人北海道学校給食会に加入して御指導をいただいたり、学校給食会を通じての食材の提供を受ける形も検討しているところでございます。

食材調達に関するスケジュールについては、具体的にどんな時期にどんな食材を使ってどんな献立としていくかということは、来年4月に配置される予定の学校栄養教諭が担うこととなりますから、具体的な動きはそれからになるものと考えております。

教育委員会としては、調理委託を行う業者との調整を行い、でき得る限り早期の給食提供に向けて準備を進めたいと考えておりますが、無理なスケジュールも立てられませんので、経験のある方々のアドバイスをいただきながら慎重に進めてまいりたいと考えております。

**議長（三倉英規君）** 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

**13番（野田省一君）** プロポーザルに応募してくる町内業者は今のところはいなかったということでもありますけれども、大変残念なことだったというか、そのことについては2点目で聞きますけれども、2点目の、将来的に町内業者が参入できる方法というのを、例えば今

回の契約、プロポーザルの契約で、例えば何年間とかというような契約の期間とか、あるいはそういったものがしてあるのかどうかということが1つ。それと、3つ目の話ですけれども、食材の地元調達というは、地場産品を利用するというのはこれはもう何としてでもしてほしいということがもう明らかというか、教育委員会の中の組織からも答申の中でも上がっていました。学校給食検討調査会ですね、の中からも上がっていましたけれども、もう一つ、やはり一般の食材というか、そういったものも、どういった割合で地元から購入するかというような考えをお持ちなのかどうかということが1点。この2つをお聞きしたいと思います。

**議長（三倉英規君）** 齊藤生涯学習課長。

**生涯学習課長（齊藤春樹君）** まず1点目の、プロポーザルの契約の期間についてお答えをさせていただきます。

先ほども申し上げましたように、来年4月契約を予定してございますが、5年間で一旦一区切りという形で考えております。

それから、地元調達の割合ということでございますが、食育基本計画ですとか、道のいろんな計画の中でもいろんな形で示されております。最低30%とか、道の計画では75%、地元のもの、道内品のものという形になってございますが、そういった部分を目指してそういったラインについても検討していきたいと考えてございます。

以上です。

**議長（三倉英規君）** 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

**13番（野田省一君）** 契約に関して5年間というのはわかりましたけれども、それと、地元の、今さら言ってもあれですけども、商工会長さんからちょっと聞いたりしたんですけども、商工会の案内も非常に遅かったという、締め切りに相当近くなってからの案内だったということも一部聞いたりしておりましたけれども、事前にそれに該当する人たちがあつた程度勝手に、というか、情報は入手していたんだろうなということもありましたけれども、ぜひ、やはり、地元にはいろんな企業というか働く場所、まあ、働く場所は確保されるかもしれませんが、今回参入できなかった、近隣町村を見ていくと、安平町も平取町も地元というか、平取ちょっとまた違うのかもしれませんが、それぞれ地元でやはり加工しているという実績があるんで、非常にもったいない機会を逃したなど、とても残念です。それで5年後にも何とか地元業者が残れる道をつくっていただければなどと思って、今回質問していますけれども、5年後にまた再契約ということなく、今後に改めて5年後、新たに事業

者が参入できるように本当にしていただきたいなと思っています。これ回答は要りません。

それで、一つですけれども、一番聞きたかったところですが、その地元産品を3割使えとか、給食法とか何とかで縛られて部分というのあると思うんですが、地元産品でなくて、地元から例えば調味料買えとか、調味料どっから買うとかいうようなことも、この件についてはその辺数値化して、地元で一般食材も購入するという考えでおられるのか、ちょっとそこだけお伺いしたい。

**議長（三倉英規君）** 齊藤生涯学習課長。

**生涯学習課長（齊藤春樹君）** 今の御質問でございますけれども、基本的には町が直営で食材も含めて、それから調味料等も含めて町が発注するという前提でございますから、町内業者が可能な部分については町内業者でという基本的な考え方で進めてまいりたいと考えております。

**議長（三倉英規君）** 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

**13番（野田省一君）** では、そのスケジュールというのは、町内業者にどのように、例えば鶴川地区は鶴川地区で分けて買っちゃうのか、統一メニューですから全体で買うのか、そこら辺はどのように地元の業者さんに案内をこれからしていくのか、そのスケジュールが知りたかったんですが。

**議長（三倉英規君）** 齊藤生涯学習課長。

**生涯学習課長（齊藤春樹君）** 基本的なことはまだ全てスケジュール的に固まっているものではございませんけれども、今まで給食の検討調査会でも検討を進めてきた部分は食材の確保であったり、それから食育の部分をどうやっていくかというところの大きなところで今検討を進めておりますので、その細かいスケジュールについては決まっておりますけれども、いずれにいたしましても、ある程度どういったものをどこから仕入れなきゃいけないかというところは、年内なり年度内なりに形がある程度、今回のプロポーザルで業者も決まっておりますので、そこでの調整の中である程度固めていきたいと考えてございます。

**議長（三倉英規君）** 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

**13番（野田省一君）** それでは、その地元の特産品以外の食材に関しても、地元で100%に限りなく近く、地元で調達できるものは調達するという考えでよろしいんですね。そこだ

け確認させてください。

**議長（三倉英規君）** 齊藤生涯学習課長。

**生涯学習課長（齊藤春樹君）** 基本的にはそういう考えなんですけれども、例えば、魚を入れる場合、例えば鮭を1本まんま入れるのか、切り身にして入れるのか、そういったいろんな加工して受けなきゃならないとか、そういう辺、調理するに当たっての部分と、納入業者さんとの調整だとか、いろんなことがこれからあるかと思います。そういった部分で、地元にはあるけれども、その加工ができないとすればどこかを經由してとか、そういったことがあるんで、先ほども申し上げましたように、学校給食会で一定のそういった衛生基準ですとか、調理の加工の基準とかございますので、その辺を検討しながら調整していきたいという考えでございます。

**議長（三倉英規君）** 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

**13番（野田省一君）** まだ余り深く決まっていないのかなというふうに感じたんですけれども、じゃ、決まる前にぜひ、やはり一般的な食材調達も地元からしていただくということが今回お約束いただけたので、なおかつと言ったら申し訳ないんですが、それぞれ、これ大きいところに一括して注文してしまうのか、それともそれぞれ地域に分けて……。

どうしてかという、大きいもの納入しておいて細かいもの、実際には調理かけるときに足りなくなったときに、塩1個持ってきてくれ、砂糖1袋持ってきてくれというのは、結局地元の商業者が担うようになると思うんですね。どうしても足りないものが発生すると。これは今までのほかの、ほかのというか、地元にある大きな施設の食材加工しているところを見ていると、やはり最後は足りなくなったものは地元で購入されるんですけれども、それだけ購入されてほかのものは違うところから持ってくるという状況が発生しがちなんですね。ですからそういうことを避けていただきたいので、ぜひ、地元それぞれの鶴川地区、穂別地区に分かれても単価は共通に合わせてもらう形をとるしかないと思いますけれども、それぞれ便利な地域から便利な場所からそういった食材を、一般の食材も取れるように検討していただきたいんですが、その辺の考えお持ちでしょうか。

**議長（三倉英規君）** 齊藤生涯学習課長。

**生涯学習課長（齊藤春樹君）** 今御指摘いただいた点についても十分検討させていただきたいと思います。

**議長（三倉英規君）** 阿部教育長。

**教育長（阿部博之君）** 食材調達に関しまして、職員のほうから申し上げたように、給食として調理していくに必要な食材、生鮮食品から議員御指摘の、お話のあった調味料まで、数多くあると思います。一定の衛生基準というものがございますので、生鮮食品にしろ、調味料というのはもう既製品でございますので、特に衛生基準に配慮してどうのこうのということとはあまりないかと思えますけれども、そういった消耗品等につきましては、調味料等につきましては、町内調達が可能だと思えますので、極力調達すると。

その契約等につきましては、役場で使用している消耗品の単価契約等の手法がございます。これは教育委員会が主体となるのではなくて、財務グループのほうで年度当初に一定のルールに基づいた単価を町内業者から見積もり等いただいて、決定しているような経緯がございます。恐らく、新年度入ります前に、そういった町内で調達できるものの食材といたしましうか、関連するものにつきまして、町内業者の方々に御連絡をして、単価を、見積書出してもらうなりの、そういった事務スケジュールになるのではないかと今思っておりますけれども、それが、いつになるかということは現段階、まだ財務グループ等の調整はしておりませんので、今お答えはちょっと控えさせていただきますと思います。

いずれにしましても、総括的ではございますけれども、学校給食にある教育効果、これは食育ですとか食文化ですとか、種々期待しているところでございますけれども、何よりも安心・安全な給食、それからおいしい給食でなければならないと思っております。この意味で業者選考、あるいは食材調達、そういったこと全て含めて十分な検討の上で適切な判断をしていかなければならないというふうに考えてございます。

以上です。

**議長（三倉英規君）** 野田議員。

〔13番 野田省一議員 登壇〕

**13番（野田省一君）** わかりました。ぜひ、地元からやはり商業者が疲弊していかないように、やはり、今回のお弁当を持たなくなるということは、少なからずも地元の業者から今まで買っていたお弁当のおかずが学校給食に変わるわけですから、そういったことも含めて、そういった配慮も必要ではないかなと。それと、地元のやはりそういった商店街の顔というのが地元の顔というものになるという活力を生み出すということもありますので、ぜひ、今の検討のとおり進めていただきたいと思います。

終わります。

## 佐藤 守 議員

議長（三倉英規君） それでは次に、2番、佐藤 守議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

2番（佐藤 守君） それでは、2番議員から一般質問を行いたいと思います。

災害対策についてでございますけれども、できるだけ重複しないように質問したいと思いますけれども、もし重複したときにはお許しを願いたいと思います。

台風、今回9号、10号は東北、北海道に甚大な被害をもたらしました。むかわ町も鷓川の氾濫危険水位に達し、川沿い住民に避難勧告が発令をされました。小河川の氾濫による水田、道路等の土砂崩れ、また、10号によるハウス被害、高波、高潮による道路の冠水、住宅への浸水がありました。防災マニュアルハザードマップに従い、適切に避難誘導されたと思います。特に職員の方も不眠不休で対応していただき、大変御苦労さまです。

そんな中で何点か課題も見えましたので、次の点について伺いたいと思います。

臨時議会でも意見交換をしたところでございますけれども、まず最初に、災害時の町民への伝達方法が防災無線では聞き取れないため、携帯電話への緊急メール発信をその後どのように協議されたのか伺います。

次に、汐見1区の大雨、高波、高潮による住宅への浸水、道路冠水の被害解消のため、新たな排水路対策はできないか伺います。

3つ目に、むかわ町で保有している災害時の水中ポンプは何台か。また、今後保有台数を増やす考えはないか伺います。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） 災害対策についてお答えを申し上げます。

まず、今回の災害におけます避難情報等の伝達につきましては、防災計画に沿った中でのテレビ、ラジオ等の放送によるもの、防災行政無線等、情報端末を含む、による方法、さらに電話による方法、そして職員が伝達員として訪問する方法により対応をしたところでございます。

御質問の、災害時の町民への伝達方法で携帯電話による緊急メールの発信についてでございますが、現在、本町で採用しております北海道防災システムにおいては、北海道並びに報道関係機関等に瞬時に送信され、テレビなどテロップに情報が流れることとなっております。今回の災害におきましても、避難情報につきましては、各局テレビ等で放送されたところでもございます。

また、この防災システムの設定において、モバイルキャリアにも連絡され、緊急速報メールの配信が可能となりますが、今回の災害時において、土砂災害から始まりました避難勧告を発令した際、避難対象者が特定地域の極めて限られたものであったことや、夜間の対応ということで、テレビ等の放送のほか、広報車や電話、戸別訪問としたところがございます。緊急速報メールの配信は、配信をしますとむかわ町全域に配信がされますことから、町民皆さんの災害情報の混乱も考えられましたことから、今回メール配信は見送ったところがございます。

今後の考え方でございますが、情報伝達の手法として有効な緊急速報メールにつきましても、対象者が限られた場合におきましても、災害は町全体で捉えなければならないものとして、避難情報に限り配信をしてまいりたいと考えております。ただし、配信に向けましても、局地的事例も同様な扱いとなりますことから、自治会、町内会、さらに町広報等による十分な説明、啓発を行いながら、住民皆さんの御理解、御協力をいただく中で実施をしてまいりたいと考える次第でございます。

災害対策の②、③については、担当者のほうから。

**議長（三倉英規君）** 江後建設水道課主幹。

**建設水道課主幹（江後秀也君）** 私のほうから②、③の点についてお答えさせていただきます。

まず、②の新たな排水路対策についてお答えいたします。

今回、台風10号による高潮により、汐見地区東側、水道施設のあるところですが、道路排水施設の流下能力を超える水量が発生しまして、約1日間の冠水が発生しております。この応急対策としまして、住宅地ポンプ排水流末確保のため、横断管渠拡大、流入ますの追加によりポンプ排水を実施してきております。

御質問による新たな排水路対策についてですが、応急対策としまして、町残土処分場内の既設素掘り側溝、また、海への流末部の断面拡大を緊急的に実施し、道路冠水に対する排水路の対策を行っております。

この緊急的に拡大した素掘り側溝は、まだ横断管部分におきまして狭小な部分があるため、また、海への流末部では、堆砂による埋塞によりまして、今後流下能力の低下が生じる可能性があるため、今後狭小横断管渠の拡大と、流末部の点検により、排水の機能保全に努めていきたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願いしたいと思います。

続きまして、町で保有しているポンプの質問についてお答えいたします。

現在、むかわ町で保有しております水中ポンプは8インチ、口径20センチでございます、これを4台、50キロVアンペア発電機2台を保有しております。

ポンプの使用につきましては、1台の発電機に最大2台の8インチポンプをかけることができまして、1分間に8立米の排水運用が可能でございます。

8月末の台風10号においては、むかわ町内のリース会社より3インチのエンジンポンプ3台を調達しており、大きな排水量が必要な箇所におきましては、町の排水ポンプを使用し、小規模な排水量箇所におきましては、可搬式の3インチのエンジンポンプにて排水帯を実施しております。

平成25年3月に株式会社共成レンテムと平成25年2月には株式会社カナモトと災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定を締結しておりまして、今後とも緊急時には町保有ポンプ4台を中心に、小口径ポンプ等につきましては、リース対応にてポンプを確保し、排水作業を進めたいかと考えておりますので、御理解くださいますようお願いいたします。

**議長（三倉英規君）** 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

**2番（佐藤 守君）** 今、町長のほうからは、メールについては今後検討したいと。ただし、全町民にメールを送ると誤解があるんじゃないかというちょっと答弁もあったんですけども、実際に日高町のメールが自分の携帯に入ります。そのメールの中身については、地区を指定して、どこどこの地区に避難勧告が出ました、そして避難所はどこですという、そういうふうに特定をしてメール発信をしていますので、むかわ町においても、そういう避難勧告の土地を特定をして入れるということについては、全町民にメールが行き渡っても、私はあまりほかの町民が心配することはないというふうに考えますし、むしろ、ああ、どこどこの地区が今大変な状況なんだなという、そういう状況もわかりますので、私は、ぜひ今後の協議の中で全町民に発信するような、そういう方法を特にとっていただきたいと思います。

それと、先ほど13番議員からもいろいろ避難準備情報の関係、話がございました。これらについては町長のほうから今後啓蒙活動したいという答弁がありましたけれども、今回、岩泉町の施設で9の方が亡くなりましたけれども、この避難準備情報の意味を職員が知らなかったと。それで避難が遅れてああいふ形になって、大変な惨事を招いたんですけども、その後の台風においては、ある町ではこの避難準備情報という言葉を使わないで、お年寄りの方はもう、すぐ避難しなさい、逃げなさいという、そういう言葉遣いで発信をした町もあると聞いていますので、その辺の考え方と。

それから、今回鵜川氾濫水位で初めての避難勧告を出されましたけれども、発令を迷う自治体が多い中で、今回、鵜川氾濫の避難勧告等というのは、私は適切な判断だとは思いますが、ただ、狼少年になるというおそれもありますので、この辺の問題と、私の地区も避難勧告が出ましたけれども、正直、たたいて起こしましたけれども、1軒の避難者しか……。

**議長（三倉英規君）** 今地震が起きていますので、休憩してください。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時29分

**議長（三倉英規君）** それでは再開をさせていただきます。

それでは、佐藤 守議員、どうぞ。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

**2番（佐藤 守君）** 狼少年の話までしたかと思うんですけども、まあ、こういうふうになっては困りますけれども、ためらわず発令するという、こういったことも町長としては大きな決断の仕事ではないかというふうに思っております。

今回、二宮地区のほうにも避難勧告が出ましたので、私もメールが入った時点で起こして歩きました。そして職員の方も1軒1軒歩いていただきました。そして、避難をしますというふうに返事はもらったんですけども、避難所で幾ら待っても来たのは1家族で、もう一回確認に行ったところ、いや、もう、俺はこのままでここでいいという、そういった人方が大半だったものですから、先ほど13番議員ともちょっと重なりますけれども、逆に、避難をしない住民に今後どのような危機意識を持たせるかということに関しては、町長のほうから啓蒙活動したいという答弁でしたので、これらも含めて、もし具体的に何か今後行動を起こそうという考えがあるとするならば、想定外を想定した行動と対策になるかと思っておりますので、改めてそういった考えがあれば、いま一度伺いをしたいと思います。

**議長（三倉英規君）** 渋谷副町長。

**副町長（渋谷昌彦君）** 私のほうから、ちょっと今の質問について触れるところを触れたいというふうに思っております。

メールの配信の関係でございますけれども、一番最初に避難勧告を出したのは、たしか二

宮地区だったと思うんですが、わずか数戸という中での避難勧告でございました。私ども初めて土砂災害でそういうところに出したわけでございますけれども、そういった中で数戸を全町、また全町以外にも配信されますけれども、そういった放送がどうかということで、ちょっと私ども、先ほど申し上げましたように、ちょっと混乱があるのかなということで、個別対応のほうがいいだろうということで、個別対応をさせてもらったところであります。

私どもの当時の考え方としてそういうところからスタートしておりまして、できるだけ確な情報を的確な地域にということにちょっと固執をしてしまったところもあるのかなというふうに思っております。

そんな中で、今議員のほうからも言われましたように、隣の町からの緊急メールというのがどんどん入るということもございまして、私どもとしまして、ああ、こういうことであれば、あえて、むかわの情報はなぜ出ないのかなという疑念も持たれるというふうな実態にもなったわけございまして、結果としてちょっと慎重対応し過ぎたなというふうに思っているところでございます。そういう意味では、先ほど答弁申し上げましたが、今後においてはその辺は躊躇なく配信をしていきたいというふうに思っておりますし、どのような配信がどんな画面で出るのか、そういったこともきちっと町民の方々にわかっていただかなければ、非常にまた混乱になるのかなというふうに思っていますので、そういったこともあわせて丁寧に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

それから、準備情報の関係でございまして、確かにあまり聞きなれない言葉ではございますが、あえて、こういう統一基準で準備情報、避難勧告、避難指示と、これ、全国統一の災害用語といいますか、それで決まったものでございまして、これをちょっとあえてわかりやすくというか、うちの地域だけというふうに変えることは難しいと思っております。むしろやはり、何度も繰り返しになりますけれども、皆様にその辺のところをわかっていただくということで、今回の広報等でも流させてもらっておりますけれども、繰り返しその辺を努めていきたいというふうに思っております。

それから、避難勧告における発令の関係でございまして、今回、タイムラインというものも、簡易版でございまして、出来上がっているところでもございます。そんな中で、一定の水位、避難判断水位とか危険水位というものがあるんですけども、水位に達したところである程度機械的に出さなければならないという、一応取り決めというか、そういう形になってございまして、今回から、開発のほうから支援員というような形でリエゾンというものも来ておりまして、そちらの方が開発と直接つながっているパソコンを持ち込みまして、

非常に開発局で今得ているデータ、そういうものを全部駆使して、今後どのような水位になっていくのかということでいろんなアドバイスをいただきながら、そういった勧告等を出しているところでございます。

今回におきましては、雨量自体はそれほど、百数十ミリですから多くなかったんですが、今までの累積等もございまして、一定水位が増えたところでございます。そんな中で各観測所、上流の観測所の雨量、そして観測所の水位、そういったものを全部勘案しまして、鶴川の下流、本流ではどのような水位になるのかということも想定をされておまして、その中で、春日の堰堤といいますか、頭首工より下流側というような指示も受けまして、発令をしたところでございます。

そういう中である程度、水位等も一定の想定の中でしたところでございます。破堤に至るような水位にならないということは当然確認はしていたわけでありましてけれども、時間的にも非常に天気よくなったそういう中での発令、本当に、発令された側は何で今ごろという意識が相当あったかと思っておりますけれども、そういったものも含めて出していくということでございますので、今後かなり、狼少年ではございませんけれども、常にやっぱり、空振りが当たり前というような状況になろうかとは思っています。そういったところも含めて御理解をさせていただかなきゃならないと思っておりますし、行政報告でも申し上げましたけれども、新たな浸水区域予想図という、1,000年に一度という想定外的なものも今後含んでということになりますので、そういった部分の取り扱いもございまして、今後総合的にいろいろ検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

2番（佐藤 守君） 少ない世帯であれば緊急メール発信、私も必要ないかなとは思ったんですけれども、鶴川の氾濫勧告については三百数十名というふうに聞いたものですから、これらも1軒1軒歩いて避難を呼びかけるというのは難しいなと思ったものですから、こういうときに防災無線がなかなか町のほうでは伝わらないと。農家のほうにはそれぞれ個別の受信機がついていますので、対応はできるかと思うんですが、そういったことも考えると、やっぱり携帯メールの緊急発信、非常にこう役に立つのかなという感じがあったものですから、今後の対策としてひとつ検討いただければと思います。

次に、汐見1区の道路浸水関係のことなんですけれども、浜の道路については今回、9号台風でも数日間、道路が冠水したという、そういう状況もありますし、10号の台風では高波、

高潮、これは汐見地区ではなくて、晴海地区も道路冠水、それから住宅の浸水がありましたし、ある工場では一部機械が使えないという状況もあるようです。それは先ほど答弁いただきましたとおり、朝早くからのポンプ排水で事なきを得て、その後に汐見のほうにそのポンプが移動になったというふうに理解しているんですけども、ここは台風ではなくて、ふだん大雨のときでもあの住宅の裏というのは、昔土砂採取をした跡が大雨のときには結構沼地になって、その沼のほうからも住宅に押し寄せるといふ、そういう状況もあるというふうに聞いているものですから、今、道路横断の浜排水、これらがもし管の入れ替え等で完成した場合に、その辺の解消もできるのかどうか、それともまるっきり違った排水路の計画というのはいかないものなのか、その辺も含めてもう一度お伺いしたいと思います。

議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

建設水道課長（為田雅弘君） 汐見の排水対策についてお答えしたいと思います。

実態といたしまして、9号時に若干の道路の冠水、それは短時間で解消はされたかとは思いますが、10号の高波、高潮、それに基づきまして、先ほど担当より横断管渠の管径の増大と素掘り側溝の排水の断面拡大という答弁させていただいたところですけども、まずはその対策を講じまして、その推移を見ながらということなんですけども、ただ、あそこの土地の所有者を見ますと、非常に細かく分筆されておまして、なかなかその辺の地主さんの対応を考えると難しいものがあるかと思っておりますけれども、その辺、永久構造物でなければ何かなる可能性もございますので、その辺、高さ関係ですとか、有効な排水が掘れるかどうかを含めまして、一旦検討したいなというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

2番（佐藤 守君） 今の課長答弁あったとおり、何かあの辺は新しい排水路、もし仮につくるとするならば、昔の原野商法というんですか、地主がわからない土地が相当あるというふうに聞いているんですけども、非常に難しい状況ではあるんですけども、こういった災害が恒久的にもし続くとするならば、むかわ町は顧問弁護士さんもいますから、最終的には裁判にかけてそういった不在地主について権利をむかわ町に持ってくるという、そういう方法もちょっと考えられるのかなと思うんですけども、その辺というのはどうなんでしょう、難しいんでしょうかね。

議長（三倉英規君） 為田建設水道課長。

建設水道課長（為田雅弘君） 基本的な考え方と今までの実例から申し上げたいと思いますけれども、不在地主、特に原野商法関係となりますと、過去何十年もさかのぼってということになりますので、恐らく権利者、それに相続人、数多くいることとなりますので、今までどおりの手法からいたしますと、ほぼ不可能というふうな考え方にならざるを得ないというふうに考えております。ただ、先ほど申しましたとおり、本当に簡易な側溝であれば、検討可能かどうかは、ちょっとその辺のことを検討してまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

2番（佐藤 守君） どうしても汐見1区については、道路の左側の住宅といいますか、右側も低いところについては今回ポンプアップもしていましたけれども、過去に左側に住んでいた住宅の方は、大雨のたびにそういう心配があるんで、住宅をそっくり道路の右側のほうに移動したという方も実はいるものですから、これ、そういう話を聞くと、何か排水路というのはあそこできないものなのかなという、そういった感じもあつたんですけども、今の話ではなかなか、その原野商法の不在地主を相手に、土地を町のほうに持って行って新しい排水路というのは難しいと。それで今、既存の横断管を利用した方法と、今ある小排水の改修か何かでもって一応対応を図りたいということですけども、ひとつ住民が安心できるようないい方法を提案して、住民と話し合っただけならばというふうに思いますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、3つ目の水中ポンプの保有の関係なんですけど、今の8インチ4台と発電機が2台という、そういう御答弁をいただきました。

今回、地元でも濁流がすぐ近くの樋門を乗り越えて、そして本線に入ってしまったがために横排水ができないで、新築して間もない住宅1軒と、そこ3軒住宅があるんですけども、その新築の住宅がまずトイレが使いなくなった。合併浄化槽がだめになったと。それで、雨台風で風がなかったものですから、地元住民だとか建設会社の関係の人方、みんないる中でこれは大変だということで、議会のほうもそういった防災の支援対策会議というものありますから、即局長のほうに連絡をしてポンプの手配をしてもらったんですけども、既にポンプがなくて手配ができないというそういう返事が実は返ってきて。新築ですから、もうあと二、三十センチぐらいでもう浸水するという状況まで、住宅まではちょっと低目になっているものですから、もう膝上まで水がたまつたという状況なものですから、そのときにそ

この身内の方が正直焦ってしまって、自分の知り合いの町外の業者に何とかお願いしたら、あるところにポンプが見つかったということで、急遽6インチのポンプをその町外の業者に運んでいただいて、そして町のほうからお願いした2インチの、2インチというと本当にもう家庭用のポンプなんですけれども、それでも3台つけて、それで10時ぐらいから排水が始まったんですけれども、わずかに二、三時間で住宅についていた水がみるみる引いて、10時ぐらいから始まった作業が、1時ぐらいで大体住宅の前、一滴も水がないという状態でしたけれども、上のほうからどんどん横排水が来ますので、夕方までポンプアップしたんですけれども。

そのときに、災害というのはむかわ町だけで起きるわけでないわけで、必ず近隣町村もそういう災害が起きるんですね。そうになると、今業者も廃業して、そして業者もポンプというのは今保有していないんですね。みんなリース産業にリースをするものですから。ですからいざこういうときには、むかわ町である程度を想定した台数を保有していないと対応できないという状況、特に小河川の場合には、ポンプさえあれば解決できるという、そういう小河川あるんですね。そして、今の答弁では発電機が2台ということですが、むかわ町も建設協会あたりとは災害協定、たしか結んでいるかと思うんですが、今、業者もそうですけれども、農家の個人とか生産法人、結構ユニックとか発電機持っているんですね。こういったところ等リストアップをして、そういった災害協定を個人的に協力体制がもしとれば、むかわ町はポンプさえあればある程度の小河川は解決できるというふうに思っていますので、何とかその増大というものも、はっきり何台あればいいのかというのはわかりませんが、鵜川地区、穂別地区にそういったポンプをぜひ保有していただきたいというのが一番切なる質問でございます。

**議長（三倉英規君）** 江後建設水道課主幹。

**建設水道課主幹（江後秀也君）** ポンプの保有についての質問にちょっとお答えさせていただきます。

先ほどの答弁の中でリースの対応という形で答弁しているんですが、そのリースのほうがいいという形を選びました根拠としまして、現在、レンタル業は割合きめ細やかに事業展開しておりまして、ポンプをいざ借りるときには奪い合いになりましてちょっと調達できない事例が発生するんですが、今後、台風の予想につきまして、その時点で空振りも発生するんですが、事前にリース会社に連絡しまして、そのときに、リース会社によりますと1台から10台から、多いときには20台とか、そういう形で柔軟的な台数の確保が可能と考えておりま

すので、それでリースのほうが得策という形でちょっと答弁させていただきました。

**議長（三倉英規君）** 山本地域経済課主幹。

**地域経済課主幹（山本 徹君）** ただいまのリースの件で追加でお答えしたいと思います。

先ほど議員の話の中で、建設協会の協定という部分、お話があったんですが、平成18年度にむかわ町建設協会と町が災害協定を結んでおります。その中の目的の中で、資材、機器等の保有状況を建設協会のほうから報告していただき、そして協力してもらおうという形の協定になっていまして、今回についても、5月に建設協会のほうに一応問い合わせをしまして、機械、人員、そしてポンプも含めての機器の所有状況を一応把握しております。そういう中で、今回はそこまでの建設協会からの機器の供給はちょっとできなかったんですけども、今後については事前のそういう協議の中で進めていきたいと考えております。

**議長（三倉英規君）** 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

**2番（佐藤 守君）** 今回というか、リースについては10台か20台、想定した場合にはそういった契約ができるということなんですけれども、それが本当にできるのであれば、それじゃ今回はどうして想定できなかったのか。過去には危険な箇所というのは大体わかっていて、そこで必ず、台風が来るといったらもう雨降る前から、昔の18年、いつかな、そのときにはもう事前に、台風が来る前からポンプを設置しているという状況というのはあったんですよ。今回はそれじゃ、10台、20台、リースでもって契約して借りることができますよというけれども、今回は実際にこういった状況でポンプがなかったと、これどういうふうに考えたらいいのか。想定が甘かったというふうな理解でよろしいのでしょうか、これ。その辺いかがなものでしょうか。

**議長（三倉英規君）** 為田建設水道課長。

**建設水道課長（為田雅弘君）** ただいまのうちの担当から申しあげましたのは、今後リース会社とそういうポンプの台数を確保するときには、事前に何台というオーダーを出すと、そういうように準備できるという、そういうような説明をしております。

今後、空振りになるかもしれませんが、必要と思われる台数については、事前に発注して確保するというようなことに努めてまいりたいというふうに考えております。

**議長（三倉英規君）** 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

**2番（佐藤 守君）** できるだけそういった迷惑をかけないように事前にリースで確保した

いということですがけれども、想定外のことが起きるのが今の世の中ですから、台風とかそういうはっきりした情報が入れば別ですがけれども、突然のゲリラ豪雨というのも結構あるものですから、そういったことも考えると、なかなかそのリース業者と予測してお願いをするというのも難しいのかなと思いますので、今後、町の保有台数をやはりある程度増やすという方向で、むしろ空振りで終わったリース料金を考えたら、私はそんなに台数増やしても支出的には損にはならないのかなと思いますので、その辺も含めて検討をお願いしたいと思います。

**議長（三倉英規君）** 答弁、何かありますか。お願いします。

渋谷副町長。

**副町長（渋谷昌彦君）** 実は前回の災害、平成18年が非常に大きい災害があったんですが、そのとき、相当浸水区域も市街地も含めてございました。そんな中で、そういうポイントについては相当数改善がされてきたところでもあります。そういう中で、いまだどうしてもそういう弱点のところというのは残っているわけでありましてけれども、10台、20台はちょっと極端に申しあげましたけれども、プラス数台とか、今回についてはちょっと小口径でありましたけれども、3台を既に借り上げてということで実施をしてきたところでございます。

今後もう少しその辺も柔軟に対応して、できる限り充てていきたいというふうに思っておりますし、今、長年の懸案でございました福住地区のところの排水対策にも取りかかっているところでございます。実はそこに専用的に今、ワンセットをあそこに投入してございます。そちらのほうも次年度以降充てなくてもいいような形になろうかと思っておりますので、そういったことも含めながら、そしてまた、導入費用というのも大型ポンプになりますと、相当な費用も、ポンプ自体はいいんですが、発電機もかかりますし、それを常に使えるようにするメンテナンスというの相当かかるものというふうに考えてございますので、そういったところも総合的に考えながら、ポンプの台数については考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解を賜ればというふうに思います。

**議長（三倉英規君）** 竹中町長。

**町長（竹中喜之君）** 基本的にはこれまでどおり、リースということを目早目ということで考えていきたいなと、と同時に、この異常気象というのが非常に頻繁に発生しているといったことも含めながら、今後に向けては、従来の予備費とはまた違った角度での非常時に対する防災、あるいは応急対応の区分化を図るような、そういった予算化ということも今後に向けて詰めていきたいなと思っておりますので、御理解願いたいと思います。

議長（三倉英規君） ここで、昼食のためしばらく休憩させていただきます。

再開は午後 1 時30分です。

休憩 午前 1 1 時 5 4 分

再開 午後 1 時 3 0 分

議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

一般質問を続けます。

2 番、佐藤議員。

〔2 番 佐藤 守議員 登壇〕

2 番（佐藤 守君） 水中ポンプの関係で、最後ちょっと質問したんですけれども、ちょっと確認取れていませんので、もう一回お聞きをしたいと思うんですが。

先ほど災害協定の関係で、建設協会、こういった話をしましたけれども、今後もしポンプ等の保有台数を仮に増やすということになれば、それなりに、ユニックとかそういう発電機、こういったものもそれなりに必要になってきますので、先ほどお伺いしました、その建設協会のほかに、今、農家でも、個人だとか農業生産法人、それぞれユニックとか発電機も持っているものですから、こういった個人のリストアップもしながら、災害のときに協力体制というものがとられないものかどうか、その辺もひとつ検討してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。この 1 点だけ。

議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

産業振興課長（成田忠則君） ただいまの農業関係者との災害協定の御質問にお答えしたいと思います。

農協さんとは、災害に遭ったときのパトロール関係について、今後前向きな形で検討していきたいなということで、協調、協力しながら進めていくという考え方も一つありますので、そういう中で、農協関係者との協議の中で災害協定というような形に発展していければいいなというふうに考えておりますので、今後の検討とさせていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2 番 佐藤 守議員 登壇〕

2番(佐藤 守君) はい、わかりました。

それでは、次の質問に移りたいと思います。

以前にも一般質問で出ておりましたけれども、改めてキャンピングカー対策についてお伺いをしたいと思います。

四季の館駐車場は、年々府県のキャンピングカーがふえてきておりますけれども、交流人口確保のためにも、次の点について伺いたいと思います。まず、四季の館の南側、西側というんでしょうか、そちらのほうをキャンピングカー専用の駐車場に、またコインランドリー、水道等の整備ができないものかお伺いをしたいと思います。

議長(三倉英規君) 松本産業振興課主幹。

産業振興課主幹(松本 洋君) それでは、キャンピングカー対策についてお答えいたします。

現在、四季の館駐車場におけるキャンピングカーについては、基本的に役場庁舎側の1列に駐車していただくよう案内しておりますが、キャンピングカー愛好者の間で評判がよく、ロコミ等で年々利用者がふえている状況です。

このような状況の中で、キャンピングカーによる来町者の方々の利便性向上により、交流人口の確保及び拡大を図ることは有効な対策であると考えられます。今後の公共施設のあり方も見据えつつ、利用者の意向を把握しながら指定管理者等との十分な協議や意見交換をしていきたいと考えております。

議長(三倉英規君) 佐藤議員。

[2番 佐藤 守議員 登壇]

2番(佐藤 守君) 今、答弁にあったとおり、年々増えまして、一般駐車場にも今、駐車をしている状況でございます。

それで、私、個人的に何軒かの御夫婦にちょっと話を聞いてみました。どうしてむかわ町に来たんですかという問いに対しては、フェリーが近いのと、それから駐車場が広くて風呂にも入れると。そういうことで、今答弁があったとおり、ロコミ等で相当むかわのほうに来ていると。ですから、年々こういった交流人口が増えるのではないかなという予想がされます。

それで、それじゃ、むかわ町に望むことは何ですかというふうになんかちょっと聞いたんですけれども、これは栃木県から来ている夫婦で、3年目に入るそうです、むかわ町に来て。一番希望するのはコインランドリー。最初は、むかわ町としてそこまでのサービスをする必要が

あるのかなというふうには聞いていたんですけども、今、地方創生の課題というのは人口減少ですから、この課題に取り組むためにも、こういった交流人口の人を確保するということが、将来のむかわ町の定住、移住、こういったものにもつながっていくなというふうに考えたんですが、御夫婦そのほか、群馬から来ている方は10年むかわ町に来ているそうです。それで、その方も第1番目にはコインランドリーを挙げておりました。

これはどうしてかとかというと、その人方というのは全道結構歩きたいで、フェリーからむかわに来るまでの間に、そういう洗濯のコインランドリーがどこにあるかどうかというのを調べながら来るそうなんです。それで、むかわ町に来るまでの間にはないと。それで、むかわ町から次の目的地に行くときに、どこの町に行ったらそういうコインランドリーがあるのかというのを調べながら歩くそうです。ですから、栃木それから群馬から来た方も、来年こういったコインランドリーができていたら、いや、本当にありがたいですねという、そういうお話でした。

そして、仮にこういった駐車場ができた場合にはどうだろうかと言ったら、もしそういった整備がされるのであれば、多少のお金を出してでも3日が1週間でも滞在をすると、そういう状況も考えられるという、そういう話があったものですから、こう質問しているんですが、その中で、栃木県の御夫婦は3日間むかわ町に滞在しながら、次は美瑛のほうに、1週間お試し暮らしというのが、結構立派なハウスであるらしくて、そちらのほうにお世話になることになりましてという話をしましたので、むかわ町も、穂別地区には立派なキャンプ場もありますし、今回全身骨格の恐竜化石も出て展示されていますし、どうぞ穂別のほうにも今度足を運んでもらえませんかという話をしましたけれども、来年ぜひ考えてもらいたいという、そういう回答を得ました。

そういった、むかわに来ている関係のキャンピングカーの人たち、こういった人たちを特に大事にしなければならないというふうに考えておりますので、一番の要望はコインランドリー、それから水道という話でしたので、この辺についても一度御答弁いただければ幸いに思います。

**議長（三倉英規君）** 松本産業振興課主幹。

**産業振興課主幹（松本 洋君）** 御質問についてお答えしたいと思います。

コインランドリーにつきましては、小規模な設備導入について、概算ですが、経費積算をしたところ、小型の12キロの洗濯乾燥機と22キロの洗濯乾燥機、そして32キロの洗濯乾燥機、そしてプラス別の乾燥機2機を設定するという規模で、工事費用等も積算しましたところ、

約1,400万円かかるということです。しかも、四季の館の中にそういった設備、もう少し小規模にしたとしても、ホテルがありまして、そのホテルのお客様、その他のお客様がいるということを考えますと、若干音の問題もあるということから、設置場所についても課題がございます。

そういった課題等もあることから、すぐにちょっと設置というのはなかなか難しいかと思えます。指定管理者とも協議しながら、整備の可能性については検討していきたいと思っておりますので、これからいろいろな方法も含めて考えていきたいというふうに思っております。

また、水道施設につきましては、現在、四季の館は道の駅というふうになっておりますので、トイレは24時間使用できる状況になっております。その中で、トイレである程度の水については使用できるというふうに思っておりますが、小さな水道設備については、例えば公園にある水飲み場プラス蛇口程度の設備であれば、ちょっと検討の余地はあるかと思っておりますので、その部分の可能性についても、場所も含めて検討していきたいというふうに思っております。

議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

2番（佐藤 守君） 今、試算をしたところ1,400万程度かかるということなんですが、このぐらいの金額になると、費用対効果を考えた場合に投資していい金額なのかどうなのかというのは、それぞれ判断の考え方があろうかと思えますけれども、正直、府県の方々、トイレの水を利用して顔を洗っているようなんですね。それで、以前にも企業体といいますか、果夢工房と連携をした中で、コインランドリーの設置というのも過去にちょっと話があったやにも聞いていますんで、ここまで本当に1,400万もかかるものなのか、これをもう少し縮小した形で、もしできるのであれば、こういった人方のためのコインランドリーと、トイレで顔を洗うことがないような、そういった設備もちょっとしていただければ、むかわ町の格というのは非常に上がるのかなと。

それで、いろいろ道内の話を聞いたんですけども、一番すばらしいのはオホーツク海の紋別の海洋公園だかが、とにかく駐車場と、こういったいろんな設備が整っていて、道内をめぐって一番いいのは紋別の海洋公園というようなことも言っていました。その次の次、何本かの指に入るのがむかわ町らしいものですから、何とかむかわの信用を落とさないで、これからも交流人口をむかわ町に引っ張ってきて、その足から穂別のキャンプ場、化石、ここ

につながればなという考えもあるものですから、いま一度、その小規模な方法でもいいですから、何か検討の余地があったら、いま一度答弁をお願いいたします。

**議長（三倉英規君）** 渋谷副町長。

**副町長（渋谷昌彦君）** ただいま担当のほうから、今後の考え方を含めてちょっとお話があったところでございます。

紋別の海洋公園というのは、たしかオホーツク流水タワーか何かがあるほうの郊外にある公園だと思うんですが、かなり住宅地ではないところにある公園だというふうに思っております。そういう意味では、私どものこの四季の館とは相当様相が違っておりますので、四季の館、町の本当の中心街にあるところでございます、確かにたくさんのお客様に来ていただいているんですが、ここがあまりにも専用のキャンプ場というような形で、特に南側のところでいきますと、キャンプ場化することが本当に、付近に住宅等もございますので、その辺がちょっとどうなのかなというの、ちょっと考えてございます。

ただ、今の駐車場、たまたま役場側ということで、人家の少ないところで停めていただいていると。そういう中で、公共の駐車場という中で一定のルールを守っていただきながら、使いにくいところはあるんですけども、無料でかつ自由というようなことでお使いをいただいて、中心にあるということで人気も高いのかなというふうに思っております。

そんな中で、少しでもできる範囲のサービスということで、ただいまの水道というお話もしましたが、四季の館の外側にそういった施設ございませんので、小さな水道、くみに行けるような、そういう水道もひとつ考えられるかなと。今の状況を見ていると、近くの公園等に行って汲んできているようでございます。キャンピングカーは全てが大体シンク等もついておりまして、水さえ汲めば、かなり中での生活ができるようになってきているようでございますけれども、せめては水ぐらいのものは当面すぐできるのかなというふうに思っておりますので、そういうところを考えてございます。

コインランドリーにつきましては、時期的にかなり集約、3カ月くらいのピーク時期でございます。そこだけの活用というのも非常にもったいないというのもございますし、できれば市街地の中心付近の空き店舗にでも、町民の方も利用できるようなコインランドリーがあればベストだなというふうには思っておりますけれども、なかなかそれも、どのように進めたらというのもございますので、ここでちょっとお答えはできませんが、いずれにしても、少しでもおもてなしができるようなことも、今後考えてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解賜ればというふうに思います。

議長（三倉英規君） 佐藤議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

2番（佐藤 守君） はい、わかりました。

それでは、質問を終わります。

---

山 崎 満 敬 議 員

議長（三倉英規君） 次に、1番、山崎満敬議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

1番（山崎満敬君） まず初めに、この8月、9月の一連の台風で災害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げますとともに、むかわ町のみならず、全道、全国で不幸にして命を落とされた方にお悔やみを申し上げたいと思います。

それでは、通告に基づきまして3点ほど御質問をさせていただきます。

まず初めに、交流人口拡大に伴う町内の案内板の充実についてということで、6月にも議会で、町外から来た方にもおもてなしの心が伝わる各種案内板が不足しているとの指摘をし、答弁では今年度中の設置に向け、現在鋭意努力しているという答弁をいただきましたが、その後の進捗状況についてお伺いをいたします。

議長（三倉英規君） 松本産業振興課主幹。

産業振興課主幹（松本 洋君） それでは、お答えさせていただきます。

交流人口の拡大に伴う町内案内板の充実についてお答えいたします。

まず、穂別市街地に設置されている来町歓迎の看板表記のリニューアルについては、8月に完了しております。また、鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会による3基の恐竜モニュメントの設置については、8月に契約が締結され、今年中に設置が完了する予定です。

今後についても、恐竜ワールド構想と連動しながら、町の魅力が来町される皆さんに十分伝わるような看板設置も含めた観光ホスピタリティについて、さらに研究と実践に努めてまいりたいと考えております。

議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

1番（山崎満敬君） 6月から進歩がしたということを確認させていただきました。

それで、恐竜ワールド構想に絡めてもいいんですが、先ほどいろいろ、キャンピングカーで来た方とかいろんな話が出ていましたが、そういう人たちも含めて、穂別のキャンプ場だ

とか、むかわの四季の館、いろんな、町外から来た方が訪れるところがあると思うんです、たんぼ公園を含めて。そういうところの看板も充実をしていただけないかなとも思って、6月に質問したんですが、その話が少し消えて大きな恐竜関係のお話に行ったんですが、その辺についてはいかがでしょうか。

**議長（三倉英規君）** 松本産業振興課主幹。

**産業振興課主幹（松本 洋君）** 恐竜モニュメント等の設置につきましては、先ほど御説明させていただきましたが、その他の町内看板等につきましては、歓迎看板、そして町内の各施設の案内板も含めて、今後整備を含めて検討していきたいと思っておりますが、やはり今、町で進めております恐竜ワールド構想、そこで、このむかわ町そして穂別地区に、博物館に人を呼び込むという形の中で、やはりそのときそのとき、ばらばらな案内板をこれからつくっていくというのは、やはりちょっと今後の事業の進め方としては、効果がちょっと薄いのかなというふうに思っておりますので、やはり恐竜ワールド構想、そして町の観光、それぞれ整合性を持ちながら、見た目も統一的で爽やかな看板整備を今後検討進めていきたいと思っております。

**議長（三倉英規君）** 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

**1番（山崎満敬君）** 恐竜ワールド構想と含めながらということで、時間を見ながら、折々またこの件については質問をしたいなと思っておりますので、ぜひ努力をして、早期にいろんな整備をしていただきたいと思います。

それで今、2つ目の質問に入らせていただきますが、恐竜ワールド構想についてということなんですが、2点ほど、恐竜ワールド構想の進捗状況について。もう1点は、8月3日に丹波市より村上茂氏を講師に迎えて、穂別町民センターにおいて第1回の恐竜ワールド講演会が開催されましたが、今後どのくらいの頻度でこの講演会を開催する予定なのか。頻度といっても、定期的に行うのか。第1というのであるから、2回目もあるのかなということで、ちょっと質問させていただいた部分もあります。

また、村上氏はむかわ町と連携してまちづくりを盛り上げていきたいと話されておりましたが、まさに丹波だけでなく、日本各地で恐竜の化石が発見されているわけでありますが、そのいろんな各地と、自治体と連携しながら、また、協力・交流を図りながら恐竜ワールド構想を進めることによって、また、まちづくりの一助にもなるかと思うので、その辺はどのようなお考えをお持ちか、お伺いをいたします。

議長（三倉英規君） 加藤地域振興課主幹。

地域振興課主幹（加藤英樹君） それでは、私のほうから御回答をさせていただきたいと思  
います。

恐竜ワールド構想の進捗状況について、6月の定例町議会以降の動向をお答えいたします。

この間、既に新聞報道もされておりますが、7月21日には、町内の有志9人の方による民間組織、むかわ町恐竜ワールドセンターが設立され、現在、町内の各種団体等に対し、会員の募集活動と具体的な事業計画について、月2回の理事会開催により精力的に取り組まれて  
おります。

一方、町の委託事業であるむかわ町恐竜ワールド構想推進計画策定業務については、8月10日に業務委託し、現在、仕様書に基づく業務が進められております。恐竜ワールド推進グループとしましては、町ホームページでの情報発信に取り組み始めており、今後むかわ町恐竜ワールドセンターの情報の発信の取り組みと連動するなど、より一層の情報発信に努めて  
まいります。

また、北海道教育委員会が主導する小中高一貫ふるさとキャリア教育推進事業が実施されて  
おりまして、穂別高校を中心に、穂別中学校、穂別小学校と連携した恐竜化石を生かした  
関連事業の提案や地域活動に期待しているところであり、この北海道の地方創生モデル事業  
に協力していきたいと考えております。

続きまして、2点目の講演会の開催等についてお答えいたします。

今年度中には2回目の講演会を開催する方向で、講師や開催時期などを調整中であり、来  
年度以降の開催についても検討してまいりたいと考えております。

次に、恐竜産出自治体との連携、協力につきましては、議員御承知のとおり、兵庫県を初  
め16道県29市町での産出例があり、道内では当町を含む4市町から報告がされている状況に  
あります。議員御質問の、村上氏が発見しました丹波竜の里、丹波市とは良好な関係を築き  
つつ、国内外の恐竜化石産出自治体等との交流、相互の連携を模索したいと考えています。

以上です。

議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

1番（山崎満敬君） まず、恐竜ワールド構想の進捗状況についてですが、まずちょっと聞  
きたいのが業務委託している部分なんです、業務委託の内容がどのぐらいの、全部丸投げ  
なのか、それとも、これとこれとこれは業務委託というような、決まっているのか、その辺

が1点。

あと、恐竜ワールドセンター、できました。いろんな団体と交流を図りながらやりたいと言って楽しみにしている皆さんを見て、心強く思いました。なるべく町と連携をとりながら、自由に民間の発想の中でいろんな発想をしていただいて、自由にできるように町がバックアップしていただきたいと思いますが、その2点について、とりあえず、まずお願いいたします。

**議長（三倉英規君）** 加藤地域振興課主幹。

**地域振興課主幹（加藤英樹君）** まず、1点目の業務の仕様書の関係でございますけれども、若干中身に入って説明をしたいと思っております。

まず、業務内容といたしましては、6点の構成となっております。まずは、観光入り込み動向などの調査。次に、訪問者、来訪者などの意識調査と先進地事例調査。次に、問題点及び課題等の整理。次に、ゾーン展開やスケジュール指標の推進計画案の策定、推進組織の支援、この推進組織というのは民間組織でありますむかわ町恐竜ワールドセンターのことでございますけれども、この構築支援と進行管理や重点施策等の検討、会議等の運営支援となっております。

若干補足ですが、契約期間については平成29年2月28日までとなっております、こちらにつきましては、この推進計画案を期間中にむかわ町まちづくり委員会に諮問する予定となっております。

2点目の、民間でありますむかわ町恐竜ワールドセンターへの支援につきましては、現在、町から運営資金となります活動費について支出の予定でございます、現在、それに向かって詰めの作業を財務のほうとしているところでございまして、今後とも、車の両輪に例えますと、町とその民間組織がそれぞれ手を携えながら、何とかこのワールド構想達成のためにこれからも努力をしていきたいと考えておりますので、御理解願います。

**議長（三倉英規君）** 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

**1番（山崎満敬君）** わかりました。

業務委託の分、来年まで予算がついているのも見ましたけれども、丸投げとは言いませんが、推進室のほうでは何か考えているのか。そちらのほうからいろんな考えがあまり上がってきているのが、私たちにはちょっと見えないんですね。その辺をちょっとお聞かせいただければ。調整役として頑張っているのなら、それはそれで結構なんですけれども、それも

よく見えてこないんですよ。その辺のところをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

**議長（三倉英規君）** 加藤地域振興課主幹。

**地域振興課主幹（加藤英樹君）** 恐竜ワールド推進グループといたしましては、そもそもが恐竜ワールド構想の行政部門を広く担当しているということもございまして、この間、特に情報発信が主となるものであろうということで調整をしておりますが、いかんせん立ち上げがスムーズにいかなかったところもありまして、なかなか広く皆さんに知れ渡るような情報発信がされていないという状況にあるやに感じております。

広報等におきまして最終ページを1ページ丸々使わせていただいておりますが、この間、グループができる前からですけれども、そういった情報発信、さらには町のホームページに恐竜ワールド構想という中身で情報発信をしながら、今後恐竜ワールド構想、そのために動員をさせていただいております地域おこし協力隊の隊員の方ともそれぞれ連携をしながら、情報発信に広く努めていきたいと思っております。

また、先ほど来お話もありました町の案内看板につきましても、当グループと連携をしながらということで、先ほどは爽やかなという表現もありましたけれども、なるべく皆さんの環境に配慮というか、そういったものを求めながら、広く皆さんに御周知できる方法がとれたらいいかなというふうに考えております。また、推進グループそのものがもっと活動的になれるように、ワールドセンターとそれこそ連携を密にしながら、今後とも情報発信を主に努めていきたいと考えております。

以上です。

**議長（三倉英規君）** 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

**1番（山崎満敬君）** ぜひ、職員の方、いいと思ったことは、町長が多少それは違うんでないかと言っても、よし、俺はやると、怒られてもいいから進めてください。

それでは、各町村との連携なんですけれども、私たちは毎年砺波市からチューリップフェアの方をお迎えしているんですが、あの人たち、本当に上手なんですよね。もう毎年のように来て、ぜひ来てくれ、ぜひ来てくれと言って、私たちも毎年のように、顔つなぎではありませんが、その来る姿勢に応じていくような感じ。ぜひそういうような形で、いろんな恐竜化石が見つかった町村ともうまいことやりながら、少しでもむかわに人、来てもらう。その交流人口をふやすことによって、またむかわ町のアピールにもなるし、それが定着すれば、またむかわが潤うという形にも少しでもつながると思うんで、その辺をうまくやっていただ

きたいと思います。この辺については答弁は要りません。

それでは、3つ目の台風災害についてですが、13番議員さんと2番議員さんから御質問がありましたので、重複するようなところは避けまして、初めに、通告に出ていた部分に関してはある程度お答えをいただきました。それで、再質問と思って考えていたことを2つほど質問させていただきたいと思います。

1点目は、避難準備、避難勧告出たわけですが、むかわ町の市街地区で結構、通告にありましたようにお叱りをいただいた。わからなかったとお叱りをいただいております。

それで、今の住宅、新しい住宅、高齢者や障害者、特に耳の悪い方、防災無線聞こえないんですね、聞くと。それで今、各自治会には二、三台、自治会長さんとかもろもろ貸し出しはしているかと思うんですね。ぜひその延長線で、高齢者の方や耳の悪い方、弱者の方に貸し出すというか、そういうような形で、また、使わなくなったら違う方というふうなことを考えていただくと、市街地全部につけなくてもいいので、お金はそんなにかからないんですが、最低でもどの辺の誰ぐらいのレベルだったら貸し出すとか、そういうのは難しいんですけども、特に、やっぱり高齢者の方とか耳の聞こえない方、そういう人に対してピックアップして少しずつ広げていければ、予算的にはすごいその年に出るわけでないんで、いいかと思うんですけども、その辺が1点です。

それと今回、私も消防団に入っているんですが、避難準備、避難勧告出た後、ずっと待機していました。町の広報車も回らないようですので、消防団の方、消防車で回ろうかと言っても、ずっと待機の話が出ていて、川をちょっと撮影しに、記録写真を撮りに行ったら、町民の方、結構見に来ていました。そこで、どうして消防自動車とか町の広報車、走らないんだ。僕たちはこの川の勢いを見たら、怖くて恐ろしくなってちょっと不安になる。せめてそういう消防自動車走っていたり、町の広報車が走ってある程度のことを言ってくれば少しは気が落ちつくんだけれども、不安でしようがないと。ちょっと考えてもらえないかというようにも結構言われました。

そういった意味も含めて、今回、消防団に関してはそれほど活用という、消防団を活用するという意味ではないんですが、消防団が活躍しなかった。特に市街地に置かれているのは第1分団がありますが、朝からずっと昼まで全然動かないでいた。そういうような活用というか、消防団の活躍の場を今回はちょっと忘れていたんでないかなと思うので、その辺について、2点についてちょっとお答えをいただきたいと思います。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） 1番議員のほうから、かなり具体的な中身で、質問要旨から読み取れない事項もありますので、私のほうからまず第1点目、住民からの苦情が寄せられたということでの今後の住民の伝達についての考えということで、前段お話をさせていただきたいかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

現在、鶴川地区の防災行政無線、屋外拡声機の市街地の設置状況は10機設置しております。また、戸別受信機の設置状況は819台貸与して設置しているところでもございます。戸別受信機の設置内容は、公共施設等に58台、市街地区町内会役員、さらに民生児童委員等に57台、住宅が分散しております市街地区の以外の一般家庭へ704台を設置しているところでございます。市街地につきましては、屋外拡声機により対応をする方針で、一般家庭への設置はしておりません。

今後におきましては、地域住民の皆さんからの御意見、さらに御要望等というのをお聞きしながら、現在実施しております防災行政無線、屋外拡声機による放送の仕方、こういったところを工夫改良に努めてまいりたいと考えております。さらには、町内会役員並びに民生児童委員への戸別受信機を設置しておりますことから、災害発生時の情報の伝達等についてもお願いをしていきたいと考えております。

なお、現在、防災無線が聞き取れなかった場合、電話にて照会できる機能がついております。こういった活用をすることで内容確認もできますので、こうした方法拡充についても広報等を通じながら周知をしてまいりたいと考えております。

また、携帯電話における、先ほどの質問にもありましたが、緊急速報メールの活用につきましては、町民の皆さんに十分な御理解をいただき、避難準備情報等を配信していきたいと思っておりますので、御理解を願いたいと思っております。

議長（三倉英規君） 山崎議員、どうぞ。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

1番（山崎満敬君） 民生委員を通して、ぜひ試験的にでも行っていただいて、ちょっと支障があれば、さっき言ったような、高齢者とかそういう人に貸し出す方向性で考えていただければいいと思います。

それで、消防団の関係なんですけど、実は、質問趣旨というか、伝達について、消防団が車で町中をスピーカーで言って歩くという話でいたんですが、それで待機ということがあったもので、その辺の活動をどう考えるかということでちょっと質問させていただきました。

議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

**総務企画課長（高田純市君）** 消防団の方々への活躍といいますか、活動していただく内容についての内容につきまして、今後の考え方、今回の災害の内容につきまして少々お話をさせていただきます。

今回につきましては、水位が上がりましたことから、水防団としての活躍を期待しての待機命令が出ていたかと思えます。23日に防災対策本部を設置いたしましたときには、消防署長、消防団長、自衛隊の方も含めまして苫小牧警察署、鵜川交番の派出所等からの御出席もいただきまして、対応につきまして逐次検討をしていたところでございます。

実際に、広報等につきましても、避難勧告を出しました朝方につきましては、消防の署長、団長とも相談いたしまして、消防のほうから、汐見、宮戸地区につきましては広報等につきまして対応していただけるということになりまして、それらの協議のもと、やっていただいたところもでございます。穂別地区におきましても、消防団の方々に土のうを積んでいただいたというような状況もあるやに聞いてございます、聞いてございますといいますか、していただいております。

むかわ市街につきましては、特に第1分団につきましては、鵜川が氾濫したときの対応につきまして待機していただいているというような状況もございますので、一概に皆さんに土のうを積んでいただくとか、用意していただくというようなことにはならないかもしれません。ただ、今後、消防団の方々がそういうふうな御協力もいただけるということも十分わかってございますので、本部会議あるいは団長、消防署長とも協議しながら、その役割等について対応していただける部分については、連携しながら対応させていただくように、対応させていただきたいというふうに考えておるところでございます。

**議長（三倉英規君）** 竹中町長。

**町長（竹中喜之君）** まず、1点の戸別受信機の関係でございますけれども、今現在、町におきましては、高齢者等の要支援を必要とされる方々の地域全体でどう見守っていくかと、あるいは避難誘導にどう結びつけていくかといったことのネットワークづくりが進められているところでもございます。こういった場も含めながら、今後の戸別受信機、要支援者の方がいいのか、また、どういうふうな方たちが必要とされているのかというあり方も含めて、ぜひ調査をさせていただきたい。

それが1つと、消防団の関係でございますけれども、今、担当課長のほうから触れたとおり、今後において、8月の災害を受けて、両地区で防災訓練が行われてきているかと思えます。その8月の災害対応のあり方、さらにはその災害を受けての防災訓練のあり方、こうい

ったところを含めながら、本部会議、本部が設置されておりますけれども、本部会議プラスアルファとして、町内の自治会、町内会の皆さんも入れた検証会議というのを速やかに開催しながら、今後に向けた消防団の活用等々を含めましても反映していきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

議長（三倉英規君） 山崎議員。

〔1番 山崎満敬議員 登壇〕

1番（山崎満敬君） わかりました。

今回につきましても、氾濫水位を超えて、しようがないというか、もう自動的に避難勧告を出さざるを得ないという形の中で、今回は氾濫しないで済んだんですが、万が一氾濫したときのためにも、勧告が隅々までわたるような形、いろいろ反省の中で、今お話を聞きました。ぜひ、消防団を含めて隅々までいろんな警戒が伝わるような努力をお願いいたします。

終わります。

議長（三倉英規君） 休憩します。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時18分

議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

---

### 大 松 紀美子 議員

議長（三倉英規君） 次に、4番、大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） では、一般質問をさせていただきます。

1つ目には、少子化対策についてです。

日本の面積の22%、香川県の42倍という広大な北海道には179自治体があります。そのうち自分の町で初産ができないのは151自治体。2人目以降の経産婦でも149自治体で出産を扱う医療機関がありません。遠方で健診を受ける際には、家族が休暇をとって付き添い、出産前には予定日の数日前から宿泊して待機することもあります。冬の積雪、厳冬の中での通院は、妊婦にとっては事故の心配など大変なことです。また、心身だけではなく経済的負担も

大きく、安心の出産にはほど遠い実態となっています。

むかわ町は、平成20年度から妊婦健診審査還元事業を、平成26年度からは不妊治療費助成事業を行っています。この際、道が今年度から実施している妊産婦安心出産支援事業を活用し、妊産婦と家族の負担を軽減し、さらなる少子化対策の充実を図る考えはないか伺います。また、その際、宿泊費、交通費の自己負担をなくし、3分の2を助成する考えはないか伺います。

**議長（三倉英規君）** 竹中町長。

**町長（竹中喜之君）** 妊産婦安心出産支援事業、北海道で産婦人科医師の不足、地域偏在というのが問題になっていると。そういう中、産婦人科医療機関までの距離が遠い妊産婦の方々に安心して子どもを産むことができる環境づくりを推進することを目的に、北海道で今年度から実施する事業でございます。

この事業は分娩可能な医療機関がある市町村から25キロを超える市町村が該当。むかわ町も補助事業者に該当しているところでございます。助成の対象は、1回の妊婦届に対し、健康診査、出産にかかわる交通費を16回限度に助成するもので、道の基準では、むかわ町では一円として片道715円の基準額となっております。また、宿泊費については、むかわ町は該当となっております。道の補助金交付額の算定方法は、事業に要した経費の3分の1となっております。

むかわ町としましては、現在の妊産婦通院の実態、そして他市町村の実施状況、そしてこれから取り組もうとする地方創生のあり方ということも確認しながら、この制度の拡充に向けて調査、研究を進めていますので、御理解を賜りたいとお願いいたします。

**議長（三倉英規君）** 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

**4番（大松紀美子君）** 調査、研究を進めているということだったんですけども、実施している市町村というのはもう出ていますから、御存じのことと思います。お隣町の厚真町、それからえりも町、胆振日高管内では、厚真町、えりも町、新ひだか町、新冠町というところになっています。

それで、調査、研究しているということなんですけれども、この考え方として、医療機関がない、医療機関というか出産機関がないところで、道がこのような事業に取り組んだと。長い間の要望がやっと叶ったということなんですけれども、むかわ町は、今の質問の最初で申し上げましたけれども、妊産婦を応援する、そういう立場、少子化対策も充実するという

立場でやっていますから、ぜひ早急に結論を出していただきたいというふうに思うんですけども、方向性としてはどんなふうになっているか、お聞きします。

**議長（三倉英規君）** 竹中町長。

**町長（竹中喜之君）** 議員も調査されているかと思うんですけども、まだこの胆振管内、とりわけ安平、厚真、むかわについては実施はされていない……

〔「いや、されている。厚真、されている」と言う人あり〕

**町長（竹中喜之君）** いないと思います。方向性はどうかわかりませんが……

それは置きますけれども、先ほども申し上げましたけれども、妊産婦の方の負担軽減、これを図る一つの取り組みとして、北海道の基準というのはございます。むかわが町内一円で715円ですね。こういったことが、例えば地理的要件として東西で37キロ、南北51キロあって712平方キロメートルのむかわ町が、一律715円でいいのかどうか。言ってみれば、むかわ町鶴川地区、むかわ町穂別地区の中での、その距離感というのはどうしていけばいいのかといったことも含めながら、地区距離というのも考慮した交通費の補填、こういったことも今検討しているところでもございます。それらもあわせながら、先ほど言った北海道の制度を活用しながら、それ以上の制度として、この機会でございますから、むかわ町として進めていきたいと考えているところでもございます。

あわせて、先ほど大松議員も触れられましたが、妊婦の方々の支援につきましては、この間、胆振東部消防組合で今年度から取り組んでおります出産時の緊急搬送、ママ・サポート119でしたか、こういった事業の引き続きの普及啓発と効果的な運用で、何とか地方創生の柱の一つともされております本町の子ども・子育て、これの人口推進ビジョンに接近できるように努めていきたいと考えております。

**議長（三倉英規君）** 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

**4番（大松紀美子君）** 道の事業以上にむかわ町としての制度づくりができないかということで、やるという方向で今取り組んでいるのだという捉え方を私はしましたのですが、よろしいですね。これは来年度からそういう方向性でやっていくというふうな考えでいいですか。

**議長（三倉英規君）** 竹中町長。

**町長（竹中喜之君）** この制度、遡及制度でございますから、例えば近々でいきますと12月の定例会を目途にして、そこで制度化されれば4月に遡って実施されるということで御理解を願いたいと思います。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） わかりました。ぜひ、よろしくお願いいたします。

続きまして、防災対策について伺います。

日本列島はもともと地理的な位置から、夏から秋にかけて南方で発生する台風の進路に当たるために、毎年被害を受けてきましたが、近ごろはこれまでとは違う規模と様相を見せてきていると言われていています。

ことしは8月中に既に4つの台風が日本を直撃して、そのうち3つの台風が北海道に上陸するという、これまでにないことが起こりました。異常な豪雨やこれまでにない動きの台風は温暖化による気候変動との関係とも言われています。従来 of 経験や発想にとらわれず、どこでも台風や水害への備えを再点検し、対策を抜本的に強めることが求められていると感じています。台風9号は、むかわ町でも初めてだらけの事態が起こりました。台風9号災害対策本部の設置から見える課題と今後の対策について伺います。

1つ、避難準備情報、避難勧告に至る気象警報の伝達が、町内防災関係機関、自治会等住民組織に適切に行われなかった原因と対策について伺います。

2つ目に、防災無線が聞こえないとの苦情が後を絶ちません。防災行政無線戸別受信機の無料貸し出しを一般住民にも行う考えはないか伺います。

3つ目に、平成21年9月に作成されている、むかわ町洪水ハザードマップの見直しの考えはないか伺います。

これまでの質問の方に御答弁されたこともたくさんありますので、関係する部分について御答弁いただきたいと思ひます。

議長（三倉英規君） 竹中町長。

町長（竹中喜之君） 防災対策についてお答えをいたします。

1点目の気象情報の伝達でございますが、議員御案内の地域防災計画の第3章第5節に定める気象警報等伝達計画についての御質問かと思ひます。

伝達系統図につきましては、気象台からの警報等は、一部に町内防災関係機関や自治会等住民組織を経由して住民の方々への周知となっております。冒頭でございます、影響を及ぼすことが予想される場合の、この該当地域及び関係先のみに行うことを原則とすると記載されているかと思ひます。避難勧告等を伴わない注意報、警報については、テレビ、ラジオ等マスメディアの伝達方法で周知されていることとの考えから、改めて町からの伝達を行わず、

避難情報の伝達段階におきまして土砂災害情報や河川氾濫水位の原因情報を備えて伝達しておりますので、御理解を願いたいと思います。

今回の台風9号におきます避難準備情報等の実際の住民の皆さんへの周知は、穂別地区におきましては、情報端末と戸別訪問そして電話対応により、また、鶴川地区におきましては、土砂災害対象には電話及び戸別訪問によりまして、河川氾濫については、市街地には防災行政無線屋外拡声機により一斉周知を図り、避難対象者が限られた河川沿いの地域につきましては、消防支署並びに広報車による広報のほか、各自治会長に電話連絡を行ったところがございます。

屋外拡声機による、聞き取れなかった等の住民の皆さんからの問い合わせは十数件ございました。聞き取りやすい工夫というのをさらに検討してまいりたいと思っております。また、今後につきましては、災害時には共助、すなわち自治会、町内会並びに町内防災関係機関がいかに大事であるかということのを再認識し、自治会、町内会に対し情報周知を行い、災害発生時の情報伝達、避難等の応急対策をお願いしたいと考えているところでございます。

2点目の防災行政無線戸別受信機にかかわる質問でございます。

鶴川地区市街地におきましては、防災行政無線屋外拡声機が10機設置しており、戸別受信機については15町内会のうち12町内会の役員の方々に各3台を基本に、また、各民生児童委員宅に1台の、合わせて44台を設置しているところでもございます。これら戸別受信機設置の役員のほとんどの方は、自主防災組織役員を兼務されている方々でもございます。

戸別受信機は屋外拡声機の補完として設置をしておりますが、伝達方法につきましては、インターネットの利用、さらに緊急速報メールの活用とあわせまして、今後さらなる検討をし、工夫、充実に努めてまいりたいと考えております。

市街地の一般住民の方々への情報周知につきましては、屋外拡声機による対応とすることを基本に、防災行政無線戸別受信機の貸与については、現在考えてはおりませんので、御理解を願いたいと思います。

3点目の、むかわ町洪水ハザードマップの見直しでございますが、現在、洪水ハザードマップにつきましては、おおむね50年に1回程度起こる大雨を想定し、1級河川鶴川が増水し、町内で堤防が決壊した場合の浸水予想結果に基づき、平成21年の9月に作成されているところでございます。平成27年、先ほど申し上げました水防法の改正により、想定し得る最大規模の降雨というのを前提とした浸水想定区域を示すとされたことから、国土交通省におきまして、本年6月30日に鶴川水系の鶴川洪水浸水想定区域図の見直しが行われ、公表されたところ

ろでございます。

さきの行政報告で申し上げましたとおり、このたびのこの台風被害の教訓のほか、新たな洪水浸水想定区域を前提とした避難区域と避難方法等々につきまして、国、北海道の指導を仰ぎながら、洪水ハザードマップ、さらには地域防災計画等の見直しに取り組んでまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

**議長（三倉英規君）** 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

**4番（大松紀美子君）** ちょっと順番が1、2、3とごちゃごちゃになるかもしれないですけれども、防災計画の、今、町長が言われました第3章第5節の気象警報等伝達系統図、この今の防災計画によると、自治会や自治会の自主防災組織等へは直接連絡はしなくて、するようにはなっていないというふうな御答弁だったと思うんですけれども、私、それはなぜなのかなど。それこそ連絡をしなければならないのではないかというふうにずっと思っていたところなんです。

というのは、町は、これはいつのころからか、国の方針なんですけれども、災害も含めて、自助、共助、公助。公助が一番最後なんです。私は、これは私の自分の考えとは全く違って、私はこれはおかしいと思っている一人なんですけれども、この自助、自助が一番先に来るんであれば、この自助ができるように共助がしっかりしていなければならないし、共助をしてもらうためには、公助がしっかりしていなかったらつながらないと私は思っているんです。

ですから、この一番下に一般住民があって、自治会等住民組織があって町内防災関係機関があつてと、この間、各種伝達手段があると。これは防災無線やら戸別受信機やら端末だとかいろいろありますよね。それも今、聞こえる聞こえないという話がありましたけれども、それは後にしても、結局、災害対策本部から町内の防災関係機関には、それからその隣の各小中高等学校にはN T T回線で連絡するとなっているんです。じゃ、その町内防災関係機関というのは、自主防災組織も入るんだとしたら、来ていない。来ていません。それから、自治会等住民組織は、例えば二宮だとか早くに避難勧告とか出したところの自治会には行ったのかもしれないけれども、確認です、これ。それ以外の自治会は本当に連絡したのかどうか。それと、私が言った、自助、共助、公助と言っているけれども、公助、共助がちゃんとしていないと自助にはならないというところについては、どのように考えますか。

**議長（三倉英規君）** 高田総務企画課長。

**総務企画課長（高田純市君）** まず、気象情報の伝達の内容でございます。

気象情報の伝達につきましては、防災計画の中の伝達系統図の中には記載されてございます。内容的には気象の情報でございますので、注意報、警報、特別警報等の各注意報、警報等をどのように住民に知らしめていくのかというような伝達系統を示したところでございまして、最終的には住民の皆さんがそれらをわかっていただくような内容になっているのが基本でございまして、住民に知らしめるための方法があらゆる方法で行えるように、何かの原因でマスメディアが報道できなければ、それらを伝える方法を伝えなければいけないということもございますので、各方面からのアプローチができるような系統図になっているところでございます。

ただ、今現在は、テレビ、ラジオ等で、気象情報、インターネット等でも注意報からメールがもらえるような状況になってございまして、住民への周知につきましては、これらテレビ、ラジオ等からの情報で皆さんには十分に伝わっているものというような考え方でございます。この気象情報だけ、つまり大雨注意報ですとか濃霧注意報ですとか、あるいは波浪警報ですとかといったような内容の警報独自、いわば気象庁が発表するような内容について、全て町が住民の方々に自治会あるいは関係機関を通じてお知らせするというような対応はとっていないのが現状でございまして、これらにつきましては、そういう住民に知られないような状況になったときのことを想定いたしまして、あらゆる面からアプローチができるような対応を考えているというふうに考えまして、現在はテレビ、ラジオ等で十分周知がされているというような判断では、改めては気象情報についてのみの伝達は行っていないのが現状でございます。

ただ、確かにそれらの情報といいますか、今回の避難情報あるいは避難勧告といったときに、本当に十分に住民の方々あるいは自治会の役員の方々等にお知らせができたかということにつきましては、反省、課題も残るところでございます。

今後、先ほど来の御答弁等でも申しておりましたけれども、いろいろな、インターネットですとか緊急防災メールですとかといったようなものも駆使しながら、皆さんに情報提供できるような方法を考えてまいりたいというふうに考えておりますので、御了解をいただきたいと思っております。

また、自助、共助、公助というような語呂合わせのような内容になっているお話をどう考えるかという部分につきましては、自助はまず自らを助け、共助はみんなで助ける。その順番がどちらからということではないと思っております。あらゆる、この小さな組織から大きな組織にまで至るものが、大きくなれば大きくなるほど組織は動きにくくなります。それらを補完

し、あるいは支え合いながら、これらの苦難、災害に立ち向かわなければいけないという部分では、この自助、共助、公助という、何というのでしょうか、キャッチフレーズ的な、この言い回しは必ずしも不適切ではないし、これがあるから、自助があるから公助はしなくてもいいんだというふうな考えは一切ございませんので、その辺は御理解をいただければというふうに考えてございます。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） ①の気象情報、この第3章5節のところというのは、気象情報ということについてやりとりになってしまったんですけれども、私はこの気象情報も含め避難準備情報から勧告情報も含めてという意味で言っておりましたので、それについて答弁していただいたと思っているんですけれども。

この1番の答えは、さっき町長が前任者の答弁の中で、自治会、町内会の皆さんとの検証会議を開きたいというふうにおっしゃいましたので、ずっと災害対策本部が立ち上がって、議会として支援本部を立ち上げて、それで御意見を申し上げたときに、必ずしも私どもが、私自身が願うような方向に対策本部としての行動はなかったんですけれども、やはりそのことが反省点として、この自治会、町内会組織の方々と検証会議を開きたいというふうなことに繋がったんだと思うんですけれども、これは本当に、一番、町の職員も減っていますし、どこのそういう災害のところを見ても、やはり出てくるのは人が足りなかった。今回、むかわもそうでしたね。まず人命を大事にしている。だから、その他のところは後回しになっていると。

人が足りないんだということは支援本部のほうにも伝わってきていましたので、やっぱり一番、職員の不足を補って災害のときに本当に助け合わなければならない、一番頼りに、一番とは言いませんけれども、頼りにしなければならないのは、住民に一番近い存在である自治会や町内会の組織だと思うんです。ここには自主防災組織も、少ないけれどもつくっていますよね。うちの町内会もつくっていますけれども。ですから、この方たちにやっぱり本当に役場と情報を共有して、やっぱり私もそうですけれども、役に立つ存在としてなってもらわないといけないですから、そういうことに力を、やっぱり今回だけじゃなくて、自治会町内会連合会というのがあると思うんですけれども、聞くところによると、1年に1回の会議で、あとは研修とかもあるようですけれども、やはりこの辺の組織づくりというんですか、そういうところも強化していかなければならないと思うんですけれども、その辺の考えとい

うのは、例えば防災について何回か話し合いを持っていくとか、ついこの間、災害があっ  
て流れましたけれども、札幌の防災センターの見学とかも計画されていましたが、や  
はり意識的にそういう取り組みをしていくべきだというふうに考えますけれども、そういっ  
た考えはありますか。

**議長（三倉英規君）** 高田総務企画課長。

**総務企画課長（高田純市君）** ただいま御指摘がありました、自治会、町内会のこういう災  
害時の有益な、自治会、町内会の皆さんがこういう災害のときにどれくらい頑張っていた  
かということ、今回の災害におきましても重々理解したところでございます。といい  
ますのも、各町内会、自治会あるいは議員の方々もそうですけれども、災害の初期の発生時  
等につきまして、町内会の役員の方が気になさってくださって、先に連絡をいただいて、調  
査が行く前に情報が知り得て、その対応が少しでも早くできたというところもございま  
す。これらにつきましてはそういう、むかわ市街の部分でいきますと、市街から生田あるいは有  
明、地域が離れていきますとパトロール等にも時間がかかってしまいますので、そういう  
ときに十分に情報等をいただいた経過がございまして、大変ありがたく感じているところ  
でございます。

また、各年1回とお話をされましたけれども、町内会連合会等の総会におきましては、当  
該年度の防災訓練の対応、その他防災に係るものを随分お願いしているところもございま  
す。出前講座等におきまして、行かせてほしいというようなこともこちらの中からもお願いを  
しているところで、ただ、自治会、町内会の皆さんにとっては、逆に役場から何でもかんでも  
お願いされて、やってやってやってというような状況もあるやに考えられますので、これら  
の十分な理解と、御説明をさせていただきまして、今後そういう災害時におきます自主防災  
組織あるいは町内会、あるいは自治会の皆さんとの、役員の皆さんとの連絡のとり方とい  
うものにつきましても検討しなければならないというふうに考えているところございまして、  
今後、総会が何回か、研修の機会もございまして、そういった機会を利用いたしまして、  
自治会、町内会の方々にも御理解をいただく中、対応を図ってまいりたいというふうに考  
えているところでございます。

**議長（三倉英規君）** 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

**4番（大松紀美子君）** ここには何か、私が何をもち、その自治会、町内会、要するに一  
般住民のすぐそばにいるのは町内会や自治会だと、実際ね。だから、役場側はお願いすると

か、例えば総会のときに何回も言って理解してもらおうというのもそうだけれども、意識として、心の、気持ちの持ち方としてそういうものなんだというふうに、そういうものとして一般住民の、もちろん自治会、町内会の組織の人も一般住民だけれども、やはりそこで役員をやっているとかがという方々に対しては、自分たちと一緒にその一般住民、いろんな、要援護者もいる、大変な方々もいる人たちの命を守るために一緒にやっていただくんだというぐらいの気持ちに、私はなれないのかなと。そうでなかったら、各地で起きている災害のときに、役場の職員の方だけでは守っていけないと私は思うので、こういうことをずっとずっとずっと臨時議会の前から言っているんですよ。

だから、役場の人たちが自分たちの力だけで、どんなことがあったって一般住民の命は守るんですというならいいんですよ。私はそんなことにはならないと思うから、だから何のために、いや、その確かに自治会、町内会という組織はそんな災害のときに何かやってもらう組織でつくっているわけではありません。だけど一番近くにいるのは自治会、町内会、御近所さんなんですよ。だから、その方たちと役場の職員は、一緒に災害のときに一般住民の命を守るんだというふうなことに、私はなっあってほしいと思って、いろいろ口下手ながら言っているんです。その辺の共有が、今やっていて共有されないというのは私が口下手だからですよ。皆さんを納得させられないから、何かもやもや、私の中ではだよ、皆さんはわからないけれども、私はもやもやするんです。そういう気持ちにならないと、一般住民の命は、いざ災害だというときには守れないんじゃないかと私は思って言っているんですけれども、私の思っていることは違っていませんか。

**議長（三倉英規君）** 竹中町長。

**町長（竹中喜之君）** 今回の避難の誘導とか行動にかかわる点で、住民の方々の災害に対する関心をどう高めていくのかなというところを議員、質問されているのかなと聞いているところでもございます。

マスコミ等でも報道されておりますように、通常、一般的に、人というのは、いざというときに逃げないものだというふうに言われている。この課題、そういったときに、避難準備あるいは避難勧告への判断、さらにはその伝達をどうするのかというのが、非常に各自治体大きな課題とされているかと思います。

そこで、命を守る取り組みとして、自分の命はまず自分で守ると。これを基本にしながらも今、これまでも言われております、加えて共助の精神というんでしょうか、近所の方々の助け合いというのが大きな力を発揮していくのではないかなと思います。これはもう言わず

もがなでございますけれども、日常ふだんの防災意識というんでしょうか、とりわけ地域コミュニティ、こういったふだんのつき合い等々の中で、自治会、町内会活動への参加、交わり、こういったところが大きなエネルギーになってくるのかなと捉えております。住民の皆さんの存在というのを明らかに、さらにしていって、地元の防災力をどう高めていくのかと、問われているところは。

それで、既に議員も御案内かと思えますけれども、むかわ町内の自治会、町内会の中におきましても、自主的に身近な見守りの活動をされている自治会、町内会、幾つかあるかと思えます。こういったところを範にしながら、各自治会、町内会の自主防犯組織もそうでございますけれども、見守りのあり方、今、町が進めますこれからの高齢者等の支援を必要とされる見守りづくり、ネットワークづくりというのを契機にしながら、さらに地域としての防災力向上に努めていきたいと思えます。

そのためにも、先ほど私のほうから申し上げましたけれども、自治会、町内会の皆さんも含んだ中での検証会議というのを速やかに行って、今後の対策、対応そして反映に努めていきたいと思えますので、御理解を願いたいと思えます。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） わかりました。

それから、2つ目の防災無線が聞こえないというお話、これ、何年か前にも取り上げて、多分ふえたはずなんですよね。でも、やっぱり聞こえないところは聞こえない。聞こえないときもある。だと思うんです。でも私は戸別受信機、これほかの町でもやっていますけれども、一般に、本当に希望する人たち、やっぱり聞こえないというふうに言ってきてくれる方というのは、そういうものはきちんと聞いて自分で身を処したいと思っている方だと思えます。だから、例えばお店の中で商売をしていたら、たとえ近くにあったって聞こえないかってあるんですから。例えばそういう人たちにも、希望する方には、全部で704台も、町として、言ってみれば配置しているんですよね。こんなにたくさんとは私は思っていなかったんです、実は。ですから、ここのところちょっと広げて、希望する方々に、やっぱり、じゃ、うち商売しているし、が一っつとやっていると聞こえないからやっぱり借りたいわという人には無料貸し出しするというのを、ぜひ、これは御答弁もありましたけれども、検討していただきたいんですよね。

結局、どうやったら聞こえるようにするかとおっしゃいましたけれども、難しいんです。

風が吹いたら反対側のほうは聞こえないし、どうやったって、これはもっとふやしたら今度反響したりしてだめなんでしょうから、やっぱり一番いいのは戸別受信機で、関心、ちゃんと聞きたいという人には貸し出すということが必要だと思うんですけども、もう一度考えるわけにはいかないですかね、この問題。答弁変わりませんか。

議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

副町長（渋谷昌彦君） 先ほど山崎議員のときにちょっと同様のお話もございまして、今まさに高齢者見守りネットワークの中で、御高齢のそういう方に、希望者に配るのがいいのか、そういったものを支援する方に配るのがいいのか、そういうことも含めて、もう少しちょっとその辺は、今後整理していきたいというふうに思っております。今までのような考えから一歩踏み込んで考えてもいきたいなというふうに思っているところでもございます。

ただ、このような重要な、例えば避難のような放送といいますか、につきましては、必ずテレビに流れます。ですから、一番見ていただいてわかりやすいのはテレビですので、必ず避難については全部テレビで流れますので、そういったところもぜひ我々も今後広報して、聞くよりも見るというような感じでございますので、そういったところもアピールしていただきたいなというふうに思っております。

議長（三倉英規君） 大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

4番（大松紀美子君） 今の、テレビと言っていましたけれども、それもちょっといろいろ難しいんじゃないかなと私思うので、それはいろんな方法で、いざ避難勧告となったら、本当に人から人へぐらいの、やっぱりことをしなければだめだというふうに私は思いますので、またそれは別な問題として、それは私の感想として。

次に、むかわ町洪水ハザードマップ、これも28年度、今年の6月に国土交通省から出たということで、もちろん見直していくという御答弁なんですけれども、現在のことでちょっと聞きたいんですけども、これは私、読んでも、どのぐらいの雨が降って、ただ氾濫する、鵜川が氾濫する、鵜川が氾濫したら、この地域は5センチです、10センチですと載っているんです、これ。

私の理解が悪いのか、うちの町内会、実は花園2丁目は白いんです。洋光町も白いんです。駒場のほうも白いんです。要するに、氾濫しても浸水しないとなっているんです。これは、例えばどのぐらいの雨が降ってというののもとにやっていないんですよね、これ。どこを見てもわからないんです、これ。これはどうしてそうなって、この基準というのはどういうと

ころから来ているのか、ちょっと教えてください。

**議長（三倉英規君）** 高田総務企画課長。

**総務企画課長（高田純市君）** 洪水ハザードマップの基本的な考え方につきましては、先ほど一般質問の中でも町長から答弁されましたが、5年に一度の雨を想定したものでございます。具体的なお話も申し上げましたが、2日間の総雨量が197ミリでしたか、200ミリ弱の降雨があった場合に、これらの浸水が想定されますという内容でございます。

確かに、私も読み返しましたが、ここに何ミリ降ったらこうなりますというような、流量がどのくらいになりますといったような細かい内容は確かにないではございますけれども、そういった雨量を想定して、水が鶴川からあふれた場合あるいは決壊した場合については、こういうところに水が着くことが想定されますということで想定されております。したがって、その水の流れ等によりまして、高低差といいましょうか、低みがあるところは、道路でも真っ平らに見えるようではございますけれども、実際には若干へこんでいるとか、盛り上がっているというような地形があらうかと思えます。

市街地の、例えば洋光ですとか花園の一部ですとか、川に近いのにどうしてここ水に浸からないのというようなことがあらうかと思えますが、そういったことも含めまして、その高低を技術的にはかりましてこの想定をしているものでございます。

このハザードマップにもともとなっておりまして基本は、平成14年にこの浸水想定図ができ上がりましたときに、国土交通省が発表した内容をもとに、作成をベースに考えられてきておりますので、それは大きな違いはないかと思えます。ただ、先ほど申し上げましたように、避難するときに、じゃ、この絵に描いてあるところだけでいいのかというようなこともあらうかと思えます。今後につきましては、そういったことも含めまして、ハザードマップの中に入れていくふうには検討しなければいけないなど、改めて感じているところでございますので、いろいろな訂正、あるいはわかりやすいものにしていくためには少々時間がかかろうかとは思いますが、できるもの、あるいは発表できるものにつきましては、早々に発表するなり対応するなりというふうな方法で、今後取り組んでまいりたいというふうな考えますので、御理解をいただければというふうな考えております。

**議長（三倉英規君）** 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

**4番（大松紀美子君）** わかったんですけども、本当に、これをもとに、この前の災害避難勧告出たときに、うちの町内会には当然連絡は来ないと。しかし、川がすぐ流れていて、

臨時議会でも話しましたがけれども、非常に、何というのだろう、じゃ、今197ミリと言っていましたけれども、じゃ、197ミリよりもっと降ったら、もっとたくさん降ったら白いところは何もなくなるというふうに考えないといけないでしょう。結局これは、2日間で197ミリ降って鵜川が氾濫したら、町の中はこういう色分けなんですよと。そうしたら、197ミリよりもっと降ったら白いところはなくなるかもしれないということですね。だから、その辺のことが、今年の6月の、1,000年に一遍という降水によったものに、これがつくりかえられるということだと思えるんですけども、おっしゃるように、いや本当、ごめんなさいね、よくわかるように、つくっていただきたいというふうに思っています。

それから、今回、岩手県の岩泉町、先ほども出ていましたけれども、福祉施設の施設長が、避難準備情報というのは何をしなければならぬのか知っていなかったということが報道されて、非常にショックだったんですけども、むかわ町、鵜川地域で言うと福祉施設がありますよね。そこはブルーの浸水地域みたいになっているんです。それから、愛誠会は沢のほうからのちょっと離れたところにあるということで、心配はないということはないんですけども。それで、今回の岩泉町のような福祉施設の方々が、避難準備情報についてどのように認識していたかというのは調査しておりますか、その後。

議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

総務企画課長（高田純市君） 各福祉施設のそのときの内容については、残念ながら調査しておりません。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） 今後そのような、やっぱり福祉施設、福祉関係者等について、そういうような協議というのかな、そういうことをすることが必要であると私は思うんですけども、考えについてありませんか。

議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

副町長（渋谷昌彦君） きょうの道新の第一面にも載っていたかと思うんですが、福祉施設については、そういった避難計画を定める努力義務というのがあるようでございます。浸水区域であるところは当然ですが、浸水予定区域でないところについても、そういった避難計画というのを定めるべきという努力義務もございますので、今後そういったところも、そういう施設と協議をして進めていきたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（三倉英規君） 大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

4番（大松紀美子君） 終わります。

議長（三倉英規君） それでは、しばらく休憩いたします。

再開は午後3時30分とします。

休憩 午後 3時07分

再開 午後 3時30分

議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

---

北 村 修 議員

議長（三倉英規君） 11番、北村 修議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） 第4回定例会に当たりまして、通告に基づいて質問をさせていただきます。

最初は、JR日高線の問題でありまして、これの全面復旧、存続を求めるために今どうするのかという点について御質問をさせていただきたいと思っております。

この7月29日にJR北海道が、今年の、現瞬間でありますけれども、9月をめどにして、このJR北海道の在来線の一部について関連自治体と協議をしたいと、そういうふうな報道をされ、その方向で流れているのかなというふうに思っておりますが、いずれにしても、この鉄道というのは、住民の暮らしにとって、とりわけ北海道の皆さんにとっては非常に大切な機関でありますし、また、そうした中でまちづくりが行われてきたという、これは先回の質問でも申し上げたところでございますが、そうした状況の中で、このたび8月の台風災害ということで、一つには、鷗川苫小牧間もこの静内のケーブル等があって運休するということになりました。

この間、高齢者の皆さんや通学をする皆さんは代行バスでの利用となったわけでありまして、その影響は非常に大きいものもございました。まさに、このJRがなくなるとど

うということが起きていくのかということが、ここにも示されたのではないかというふうに思っておりますが、それらの点で、町民への影響というのをどのように押さえられておるのか、まず第一にお伺いしておきたいというふうに思うものでありますし、御存じのように、日高線については、全体については、鶴川以降はまだかつて運休が続いておりまして、先ほども申し上げた、前段申し上げた話し合いという状況の中では、その存続をも危うくなるような事態が予想されるわけでありまして、そうなりますと、この日高沿線、鶴川を含めて、暮らしや地域経済という面にも大きな影響を与えたいと思いますけれども、改めてそれらの点についても、町としての考え方を伺っておきたいというふうに思います。

3点目には、前段申し上げたように、J R北海道が道内の鉄道路線の見直しということを出されたわけでございます。関連自治体への相談といいますか、そういうお話もということでございます。当然、本町にもこれからあるのか、あったのかわかりませんが、そういう状況がいろいろあるかと思うんですが、どのような見解を持っているか改めて伺っておきたいと思えますし。

4番目に、今、日高の皆さんを先頭に、全道の多くの在来線を抱える自治体の皆さん方が、存続を求めてさまざまな運動や行動を起こしているわけでありまして。そういう中で、そのあり方について、沿線自治体の負担だとか、それから住民の負担、料金の値上げだとか、そういうことも含めていろんな形で出されてきているわけでありまして、しかし基本的には、このJ R北海道というのは国鉄の分割民営化が行われた際に、100%国が責任を持って作り出された会社であります。それを現時点になって、言ってみれば20年前の国鉄分割民営化という、この方向のこの失敗、これは当時から言われていたことでありますけれども、その失敗の責任をこの地域住民や沿線自治体に持ち出すというのは、これは本来あってはいけないことだというふうに思っておりますが、それらを含めてどういうふうにお伺いになっておられるか、改めて伺っておきたいというふうに思います。

**議長（三倉英規君）** 竹中町長。

**町長（竹中喜之君）** J R日高線の全面復旧、存続を求める取り組みについての御質問にお答えをしたいと思います。

1点目の、8月の台風被害による鶴川から苫小牧間の運休による町民皆さんへの影響についてでございます。

8月に発生しました台風9号及び10号により、通信用ケーブルの損傷により鶴川から苫小牧間が運休となる事態が生じたところでございます。特に、台風10号による運休は、8月31

日から9月15日までの16日間もの期間が運休となり、町民の皆さんの生活に大きな影響が生じたところでございます。

町としましては、JRからの運休の連絡があった際に、町民の皆さんの足を確保するための代行バスの運行について依頼し、対応していただいているところでございます。

この間、代行バスによる運行がされましたが、上下3便という状況から、特に本町から苫小牧市内の高等学校へ通学、医療機関への通院等にJRを御利用していただいた町民皆さんへの影響が大きく、代行バスの運行時間の関係により、自家用車による送迎を余儀なくされた町民の方々もおり、御家族も含めて御負担と御不便が生じたと認識しているところでございます。

2点目の、鶴川以降のJR日高線の運休による沿線地域等への影響についての御質問ですが、鶴川から様似間につきましては、昨年1月から運休が続いており、鶴川から苫小牧間の運休の状況を振り返ってみても、沿線地域住民の皆さんの暮らしへの影響というのは非常に大きいものと推察しているところでございます。

現在、JR日高線の早期復旧に向けて、日高振興局が事務局となり、日高管内7町、JR北海道によるJR日高線沿線自治体協議会において協議が進められておりますが、依然として先行きは不透明な状況とされております。

同じJR日高線の沿線にある本町といたしましても、日高方面の交通網の1つが運休していることについては、憂慮すべき事態と受けとめておりますので、多様の連携も視野に入れながら、日高管内の関係自治体からの情報の収集に引き続き努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の、JR北海道の道内鉄道網路線の見直しと、4点目の鉄道存続に関する御質問についてでございます。

JR北海道は、本年7月29日、北海道の基幹的交通機関として公共交通の一役を担ってきましたが、経営状況が極めて厳しいことから、地域特性に応じた持続可能な交通体系のあり方について、地域と協議をしたいとして、鉄道事業を抜本的に見直す方針を打ち出しました。

JR北海道の経営状況が厳しいことは、これまでのJR側の説明により理解をしているところでありますが、広大な面積を有する北海道におきましては、鉄道は単なる交通手段としての役割だけではなくて、観光振興初め地域間連携等々、地域経済を支える重要な役割を担っているものと考えております。

赤字解消のため、JR日高線を含め、輸送密度の低い路線を廃止していくこととなれば、

道内には限られた路線しか残らず、地域間の格差というのがさらに拡大していくことが懸念されるかと思えます。

北海道全体の公共交通対策網、これをどのように構築していくか、これは大きな課題とされているかと思えます。JR北海道の自社努力は当然必要とされますが、個別の路線や一地域の問題だけではなくて、北海道全体、さらには国としての対応をすべき問題と受けとめているところがございます。

今後におきましても、引き続きJR北海道の動きというのを注視しながら、苫小牧総合開発期成会を初め、さまざまな機会を通じながら、関係自治体、関係機関と連携、情報交換をし、早期復旧、さらに苫小牧から様似間、全線のJR日高線存続に向けて、国及び北海道に対して要望活動を努めていきたいと考えているところがございます。

なお、国鉄の分割民営化につきましては、国の政策により実施されたものであり、その是非についてはさまざまな御意見があろうかと思えます。一自治体としての答弁は控えさせていただきたいと思えますが、今後、安定的な鉄道ネットワークを構築し、JR北海道が鉄道事業者として公共交通機関の役割をしっかりと果たしていくためにも、国、北海道、沿線自治体との協議連携により対応を図っていくことが重要と考えております。

御理解を賜りたいと思えます。

**議長（三倉英規君）** 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

**11番（北村 修君）** るる答弁いただきましたが、今一番最後に述べられたこの20年前の分割民営化、ここに北海道の鉄路問題の、今の現状の基本問題がやっぱりあるのではないかと、いうふうに思うわけでありまして、やっぱりそういう点では、ぜひとも首長としてここに突っ込んだ、もう少し突っ込んだ取り組みがあつて、お答えがあつていいのではないかと私は思うわけでありまして。

そこで改めて確認しますが、この9月に鉄路見直しの提案をするということでJR北海道が打ち出しているんですが、本町についてはそうした点では何ら連絡はないということになっておるのかどうかということ、まず確認をさせていただきたいというのと、いま一つ、今回の見直しに当たっての各沿線自治体に対する、今言われた経営の厳しいところということで日高線が入っておられるという意味では、町長の言ったとおりでございますが、そういう点では、我が日高線が含まれるわけでありまして、そこでお伺いするんですが。

この相談するという内容を見ると、この鉄道を維持するためには、今後維持するとすれば、

駅の廃止や列車の見直し、こうしたことの費用の節減というようなことが言われておりますし、または運賃の値上げ、それから応分の負担ということも言われています。3つ目には利用の促進策を考えてくれということだとか、4つ目には鉄道保有のためには上下分離方式というような形で運営を分けるような、どちらかが地元自治体の負担にさせていただくような、そういうようなことを含めてやるということで、本当におよそあり得ない状況の中で、公共交通機関という形の中でこんなことがあっていいのかと思われるような状況として打ち出されているわけでありまして。当然そういうことが、今はないにしても、私は振られてくる可能性は大だというふうに思っておりますが、そうした点で、こうしたこの内容について、どのように今考えておられるか、またそれに向かっていくか、ぜひ首長としての意見を聞かせていただきたいというふうに思いますし、そうしたことになれば、さらに通学定期の値上げから含めて、そうした多大な負担にもさらになっていくだろうということが想像されますし、この地方創生と言われている今の施策の中で、こうした方向が本当にいいのかどうか、これはやっぱり考えどころだというふうに思うんです。それぞれの自治体の首長の中にあつては、これではJRは廃止ありきではないかという、非常に怒りの声も上げておりますが、そうした点、改めてこうした状況が予想される中、ぜひ見解を伺っておきたい。

**議長（三倉英規君）** 竹中町長。

**町長（竹中喜之君）** まず、7月29日以降でのJRの動きでございますけれども、むかわ町に対する具体的な提示というのは今の段階、現段階ではありません。あわせて、日高線廃止の明言もございません。今の段階です。

JRの日高協議会で示された費用負担、16億4,000万円ですか。現実的に考えた場合、各自治体が負担できる金額ではないと思います。これまでの災害復旧費の考え方も不透明な中で、これは認めることはできないのではないかなど。上下分離方式の提示もされておりますが、外国等々で国有から民営、民営から国有といういろいろな事例があるかと思いますが、これまでの被災状況や今後のメンテナンス費用を考えるも、これも現実的ではないのではないかなど考えております。

そこで、先ほども御答弁申し上げましたが、町としての基本的なスタンス、繰り返しとなりますが、これまでどおり早期復旧、これはあくまでも苦小牧様似間、日高本線基線としてでございます。早期復旧に向けた取り組みを進めることを基本にしたいと思っております。また、JR日高線存続につきましては、鶴川から苦小牧間というのは、その一部の区間、この区間が動いているからよしとするものではなくて、これをしっかり牙城としながら、全線復旧に

向けてさらなる取り組みを進めていきたいと思っております。

議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） 時間の関係で次に移りますが、ぜひこの問題、今の立場でお願いしたいと思うんです。

この間の9月1日からの運休の間、これを見ても、再開するに当たってもJRの住民周知というのは、私はなかったというふうに思っているんです。ほとんどが知らない。新聞報道にたまたまその日にされて、朝一番から動いているぞというふうな報道です。その前は、いつ復旧するというような、いつまでに復旧させますよということがほとんど示されていないという、非常に公共交通機関として横暴な態度も私は見られたように思っているんです。

本当に、そういう中に、この住民の足を守るという点では怒りを感じるころがございました。ぜひとも全面復旧を目指して頑張っていただきたいということを要望して、次に移りたいというふうに思います。

2つ目は……。

議長（三倉英規君） ちょっと待ってください。町長のほうから答弁がありますので。

どうぞ。

町長（竹中喜之君） 追加で述べさせていただきます。

現状のようなJRの動きを見据えた中で、北海道町村会として、10月の初めに国に対し、1つにはJR北海道の経営再建に向けた抜本的な支援を実施せよ、さらに、JR北海道の老朽化した鉄道の施設の保全更新、そして路線維持のための支援制度の創設と安全確保の取り組み、さらに、鉄道輸送体制の確保並びに貨物列車の走行に伴うJR北海道の負担を軽減せよ、さらに、JR北海道が普及に取り組んできている平成28年度台風による被害への支援等々について、改めて国に対して要望要請活動を取り行うものでございます。

加えて、先ほど地方創生の話が出ましたけれども、本格的ないいよ地方創生の実践を迎えている中で、地域間で広域的な取り組みを進める上でも、鉄道の果たす役割というのはさらに大きくなるものと捉えているところでございます。

議長（三倉英規君） どうぞ。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） ありがとうございます。それでは、2つ目に移りたいというふうに思います。

2番目には、観光行政の展開についてであります。

ここで伺いたいのは、1つは町長の今年度の行政執行方針の中で、観光振興について、観光協会への支援、連携を深め、進めていきたいというふうに述べられているところでありますが、現実としてどのような方向でこの具体的な事業がされてきているのか。

私は、どうも観光事業のかなりの部分が観光協会に事実上丸投げになっているのではないかという感じをしないわけでもありません。そういう点で、確かに観光専門の部署でありますから、請け負ってやるということは当然でありますし、法人化した中で頑張らなければいけないというものもあるのでしょうかけれども、行政として、本当にそれらと一体となって、その担当のところがどういうふうに我が町の観光を発展させ、つくり上げていくのかというのがなかなか見えないような気がしてならないわけであります。

抽象的な質問になろうかと思しますので、1つだけ具体的に言えば、例えばこの間、たばまくりチケットを進められるようでございますけれども、これをどのような中で、協会側と行政とのかかわりというのがなされていっているのかというようなことも含めながら、お伺いしておきたいというのが第1点であります。

2つ目に、直接これは観光というふうにはならないわけかもしれませんが、ふるさと納税との絡みで御質問をしたいというふうに思います。

ふるさと納税、御存じのように平成24年、25年と少しずつ前進してきてまして、26年、27年には1億円を超えるというような状況まで来ました。しかし今年度を見ると、相当これが落ち込む事態に、現瞬間はなっております。

このふるさと納税の事業自体が物の取り扱いだけというような、そういう競争になっているのではないのかとかさまざまな批判があって、難しい問題もあろうかと思うんですけれども、これらについても行政と観光協会のかかわりというのほどのように進められておるのか。本当に私は、我が町の観光を大きく発展させるというふうに考えれば、また進めていくとすれば、行政の側も同じように汗を流してやっていく必要があるのではないかと。やっているぞということであれば、そのようにおっしゃっていただければ結構であります、その辺の見解をぜひ伺っておきたいというふうに思います。

**議長（三倉英規君）** 成田産業振興課長。

**産業振興課長（成田忠則君）** 私のほうから通告に基づきまして、観光協会の支援並びに行政としての役割の位置づけという点についてお答えを申し上げたいと思います。

本町の観光協会は、平成27年3月に一般社団法人化されたことによりまして、町内イベン

ト等の開催や町外での物産、観光PRなどさらに精力的な事業を展開しており、本町における観光事業推進の中心的役割を担っていただいております。

行政としては、主にまちづくりという観点に基づいた総合的な町のPR、交流人口の確保、受け入れのための施設関連の整備、維持に係る事業等、さまざまな施策の計画、実施に向けた財源確保、関係機関との調整及びそれら施策の直接的な実施を行っており、近年は特に広域的な連携による観光振興に力を入れてございます。

なお、観光協会への支援及び連携につきましては、事務所及び職員関連といった組織運営に係る部分や、独自の取り組みとして、たべまくりチケット事業、日本ハムファイターズ関連事業など、特色ある事業を中心に支援してございます。また、各種イベントや物産展等への職員派遣や車両の貸し出しなどの支援、協力も行っております。

今後におきましても、観光協会と協議連携しながら、本町の観光事業の効果的推進のため必要な支援を行っていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

**議長（三倉英規君）** 渋谷副町長。

**副町長（渋谷昌彦君）** 私のほうからは、2番目のふるさと納税についてお答えをしたいと思います。

まず、ふるさと納税にかかわる事業の状況から説明を申し上げます。

平成28年度8月末現在での寄附件数は627件、寄附金額1,048万円で、昨年同期と比較しますと寄附件数、金額ともに3分の1程度と落ち込んでおります。

要因として考えられますことは、1つには、全国的にふるさと納税の取り組みが非常に進んでいるという中で、ネットや書籍にて返礼品を比較し寄附をするという状況に今あるわけでございます。また、ふるさと納税を扱う大手サイトから直接申し込みが現在できないため、全国的には寄附件数の約8割がクレジット決済を利用しているというところございまして、むかわ町としての申し込みの場合につきましては、時間と手間の問題もございまして、およそ4割しか利用がされていないことが挙げられるというふうに思っております。

本年度の取り組みとしては、新たに恐竜ワールド推進事業を寄附金活用事業に加えまして、恐竜の卵基金への積み立ても行うこととしております。

ふるさと納税事業は観光行政に特化したものではございませんけれども、共通の目的であるむかわ町の魅力を内外に発信するという意味におきましては、観光セクションとの調整を図ることは相乗効果を狙える可能性が高いものと考えてございます。

ふるさと納税事業につきましては、利用者の利便性向上を第一として、前日述べましたよ

うに、要因の解決に向けた取り組みを行うべく、連携先であるむかわ町観光協会と現在調整を行っている状況でございます。また、今後は、ふるさと納税がどのような事業に活用されたのか、基金の活用事例を紹介するなどの取り組みを図るなど、魅力拡大に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） まず、ふるさと納税にかかわってですが、今言われたように、今年度を見ると8月時点で627件、1,000万円ほどと、昨年度、27年度で見ても5,000件ちょいで7,800万円、その前の1億1,500万円、比べてだんだん下降の状況になってきているという状況なんですね。

これは、今言われたように、あり方についてのさまざまな内容が、これは各地でございます。しかし、個々にそれだけで私は済ませてしまうという状況にはならないのではないかと。やはり1つには、この事業全体が観光協会の中に押し込んでしまってはしないかと。そこでは、観光協会の皆さんは、相当な労力もかけてやられています。非常に賃金も安いというそういう状況の中で、非常に長い時間の、頑張りながらやっておられるという状況にあるわけです。ですから、そこを責めるというのは当然できないというふうに私は思いますが、やはり、いかに行政を中心に、あるいはトップの皆さんを中心に我が町を売り出していくという、そういうふうなものをどれだけ努力をしていくかということが、こういう事業は、私は端的にあらわれるのかもしれないなという感じを受けております。

そういう点で改めて、そうした点での努力、あるいはそこを行政側としてどのように進めていくかということ、改めてちょっともう一回伺っておきたいなというふうに思いますし、観光行政のかかわりについて、行政も、例えば今度行われるでありますしししゃも駅伝、こういうことですか、あるいは穂別での春の有森マラソンですか、そういう行事については、非常に行政の皆さんも頑張っておられるというのはよくわかります。しかし、そういうことだけではなくて、もうちょっとやっぱり、さまざまな事業に対してどのように組み立てられているのか、先ほど申し上げた、例えばたべまくりチケットなんかも、行政側としてどのような分野を受け持ちながらやっておられるのかということ、改めて伺っておきたいな。そういうところは、一例の話ではありますが、もう少しこう、観光協会は特色ある取り組みを行っているというだけではなくて、それではやっぱりだめだと思うんです。そこに行

政が我々としてどうかかわっていくのだということがなければだめだと思うんですけども、そこら辺のところをどのように考えておられるか、改めて伺っておきたい。

**議長（三倉英規君）** 渋谷副町長。

**副町長（渋谷昌彦君）** 先にちょっとふるさと納税のお話がありましたので、そちらのほうのお答えをさせていただきたいというふうに思います。

観光協会のかかわりということもございましたが、先ほども申し上げましたように、本町の納税額、議員からも御指摘のように、非常に現在少なくなっております。一時は本町もかなり先進的な部類に入っておりまして、1億を超える額を納税いただいていたわけですが、近年、先ほど申し上げましたように、相当数皆さん大手のサイトに加入をし、また、返戻品も相当な充実度を図って、近隣の町においても相当な伸びを示している中で、やはり埋没をしてしまったというところでございます。そんな中で、やはり納税とはいえ、かなり私どもにとっても大きな財源ともなるわけでございますので、何とか町の魅力アップも含めてふやしていきたいというふうに考えているわけでございます。

そんな中で、なかなか単独だけでやっていくのはもう限界にあるなというふうに考えているところでございまして、私どもも大手サイトのほうに加入をして、もう少し幅広くPRもしていく方向に今シフトしていきたいというふうに考えてございますし、観光協会とのつながりも、観光協会のほうのネットショッピングを活用するというようなことでの利用でしたけれども、もう少し観光協会との委託というものを強化して、新たな取り組みといいますか、メニュー開発、そういったものが協会としてもいろいろ独自にできるというか、やりがいのあるような、そういういった形にもしていければというふうに思っておりますし、町としてもぜひ、納税者とのつながりといったものを大事にしていくということで、一過性に終わらせず、当然いただいた後には礼状を出しているわけでありまして、礼状以外にも町のお便りのものを出して、つながりを確保しながらリピーターもふやしていくといったような取り組みもしてまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにしても、次年度に向けてこの辺の強化を図りながら、ふるさと納税をふやしていくといいますか、納税者をふやしていく努力をしていきたいというふうに考えてございます。

**議長（三倉英規君）** 松本産業振興課主幹。

**産業振興課主幹（松本 洋君）** それでは、私のほうから町独自の観光施策についての御説明をさせていただきたいと思います。

町独自の施策としては、実行委員会方式で開催しておりますが、先日開催されましたグル

メフェスタの開催、そして先ほど議員からもお話ありましたが、ししゅもファミリー駅伝による、スポーツとグルメを融合したイベントによる秋の集客に取り組んでいるところです。こちらにつきましては、観光協会さんにつきましては、グルメ出店、そしてファミリー駅伝大会についても御協力をいただいているところであります。

また、町としては、ハード事業、四季の館を中心とした集客の取り組み、そして近年につきましては、鶴川・沙流川WAKUWAKU協議会によります広域的な観光資源の発掘、そして、その観光資源に基づく観光周遊ルートの設定およびマーケティング等を、現在作業を進めております。また、3町によるPR番組の作成も現在進めておりまして、ことしの12月から1月にかけて放送される予定となっております。

また、各町独自の、3町による合同、そして各町独自のPR小冊子の作成も現在進めております。それにつきましては、また観光協会と協働しながら、そういったPR小冊子配布ですとかをしながら、町のPRに努めてまいりたいと考えております。

以上です。

**議長（三倉英規君）** 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

**11番（北村 修君）** 観光行政のあり方について、私がぜひとも、さらに発展といいますか飛躍を遂げるために、本当に行政側のかかわりが本当に見えるような形で、今、グルメフェスタの問題も言われましたけれども、行政がそれは絶えず先頭を走ってやらなければいけないという問題ではないけれども、しかし、あれは本当にJAを中心に幅広くいろいろな人たちがやっていただいているという形になっています。

そういうふうなことも含めながら、とうとうグルメフェスタのかかわりについては述べられませんでしたけれども、やっぱりある意味でそういうお任せ的なものがあるのではないかと考えています。そうではなくて、やっぱり行政も一緒になって汗をかくというふうな取り組みをぜひ進めていただきたいということを申し上げて、最後の問題に入ります。時間の関係で入ります。答弁ないですね。

〔「答弁あるそうです」と言う人あり〕

**町長（竹中喜之君）** 一例としてグルメフェスタのことが言われたようですけれども、議員も御案内のとおり、グルメフェスタは観光協会、商工会、建設協会、さらには町といった実行委員会形式で共同作業としてこの間実施されているところでもございます。一つだけの組織に乗りかかったものではないということは御理解いただきたい。

それと、観光行政ということでございますけれども、観光のまちづくりという言葉は御存じかと思いますが、あくまでも地域全体がその町の自然、文化、歴史、産業の、地域のあらゆる資源を生かすと、そして町の成長にどうそれをつなげていくかと、言わずもがなかと思います。組織論だけで簡単に役割分担というのは難しいと思いますが、実働と企画というのでしょうか、こういったことも組織で割り切ることなく、一層の緊密な連携、連絡を図りながら、議員言われたような町の顔が見える観光のまちづくり、さらに進めていきたいと思っておりますので御理解を願いたいと思っております。

議長（三倉英規君） はいどうぞ。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） よろしく申し上げます。

最後の台風災害の問題について入りたいと思っております。

るる御質問もあったようでございますが、私は第一に、この対策本部の内容について何うという質問を出しました。設置時間の問題、災害の情報関連、避難勧告、避難情報の時間設定等の状況、周知の内容等について何うというように、まず第1点に出しております。

それは、るる町長から行政報告等を通じて述べられておられます。ある程度中身はわかるわけでございますが、例えば、この中で私はどういうことが御質問したいかという、例えば災害対策本部の設置は23日早朝2時30分であります。雨が降り出したのは既にその何日か前からでございます。それで、雨の状況というのはかなりわかっていた状況でございます。そして、川の水位も一定程度読める状況になっていたと思っておりますし、そういう中で見ますと、町として22日の18時半ぐらいです、25分といえますか、総務課を中心とした防災対策の会議を持っておられるということが見られるんです。それから2時30分までの対策本部設置までの間が相当あるんです。空欄になっておられる。そういうことの中で、その間、どのようなことがなされてきたのか。そういう中で、どのように対策が打たれてきて対策本部の設置になったのかということを含めてお伺いをしたいということで、第1点の質問をさせていただくものであります。

2つ目に、穂別ダムの増水と下流の被害拡大について、ダムの構造上の内容を検討すべきではないかという質問を出させていただきました。

これは臨時会のときにも私申し上げましたけれども、穂別ダムの構造からいって、ダムが満杯になって、越波をして外へ流れ出るという仕組みでございます。今回のような水害の状況を見てもみますと、やはりそういう中で、満杯にダムが溜まるということで、そこにまた雨

量が相当あるということになれば、その出方は非常に荒っぽいものになるのではないかというふうに思うわけでありまして、そういう点では、やはりこれだけ短時間の雨量が増大するという、台風が北海道を直撃するという、こういう状況の中で、これまでのあり方でいいのかということが当然問われる、検討しなければならないのではないかと。私はそういうことをしないと、穂別川沿いの安全性というのはなかなか大変ではないかという思いで質問しているところでございます。

3つ目に、今回の台風災害によって、築堤の問題が問われている状況もございました。もう少し雨量が増大していたら、増水があったらという状況も間一髪あったようでございます。そういう点では、先ほど1,000年確率ということも言われました。そういう点で見れば、築堤のあり方等々含めてやっぱり検討していくということになるんだろうと思いますが、改めて伺うものであります。

4つ目に、町における福祉避難所対策について伺っておきたいというふうに思います。これは2013年に法改正が行われまして、福祉避難所の設置並びに検討ということが義務づけられるような状況になってきたというふうに思っておりますが、その中でどのように我が町としては対応するといいますか、方向性を考えておられるのかというお伺いでありまして。

**議長（三倉英規君）** 竹中町長。

**町長（竹中喜之君）** 災害対策の①と②、④の3点についてお答えをしたいと思います。

1点目の対策本部の設置についてでございます。

対策本部設置前の対応でございますが、大雨注意報または水防団待機が発表され、町内に相当な降雨が予想される場合に、防災担当グループによる警戒態勢をとり、大雨警報、氾濫注意情報、洪水警報または高潮警報が発表されたときなどを第1非常配備としております。各主任部長等を招集し、情報収集及び被害調査を行い、必要により応急対応班活動へと拡大をいたします。次に、警報が発表され、被害が発生し、また発生のおそれがあり対策を要するときに第2非常配備とするとともに、対策本部を設置する手順となっているところでございます。

台風9号における対策本部の設置につきましては、8月22日17時、警戒態勢におきまして部長級打ち合わせ会議を開き、18時25分に大雨洪水暴風警報が発表された後、第1非常配備をしき、降雨はほぼない状態ではございましたが、巡回を行い、警戒を強めております。

日が変わって、雨雲レーダーに表示されていなかった雨雲が発生の確認をされ、23日1時過ぎに20ミリを超える雨量が観測され、調査班から小被害報告を受け、その後の継続降雨量

を考慮し、対策本部設置のため、苫小牧警察署鵜川交番及び穂別駐在所、両地区消防支所、消防団、自衛隊第7支団の各方面へ連絡を図り、この間に、8月23日2時22分、鵜川栄水位観測所で氾濫注意水位を超えたため、水防警報準備が発令され、2時30分、むかわ町災害対策本部とあわせ穂別地区災害対策本部を設置し、消防、警察の協力を得る中、被害調査、応急対応に努めたところでございます。3時20分に土砂災害警報情報が発令され、3時35分に二宮、豊城の土砂災害警戒区域に避難勧告、5時に穂別各土砂災害警戒区域に避難勧告、穂別川水位上昇により、7時20分に穂別、中島、藻別地区に避難勧告、8時25分、避難判断水位の到達により8時45分に避難準備情報を発令、9時10分、氾濫危険水位到達により9時40分避難勧告を発令し、氾濫危険水位へ下がる同日夜10時25分まで勧告を継続したところでございます。

周知広報につきましては、さきの答弁のとおりでございますが、土砂災害警戒地域の対象世帯の少ない場合には、電話あるいは戸別訪問、水害対象世帯には情報端末や防災無線及び消防と町の広報車等により周知を行ったところでございます。

なお、むかわ市街の解除におきましては、避難者が全員夕方には帰宅をされており、夜間ということもあり、テレビ等のテロップ放送のみとし、翌朝7時5分に防災無線と広報車による広報を実施したところでございます。

また、周知内容につきましては、土砂災害警報情報の発令によるもの、あるいは河川水位が避難判断水位または氾濫水位に到達といった避難情報発令理由、及び避難所の名称をお知らせしたところでございます。

2点目の穂別ダムについてでございます。

穂別ダムにつきましては、国営かんがい排水事業にて、総工費約70億円にて昭和60年3月に完成、農業用ダムとして水利計画に基づいたかんがい用水取水施設としてこの間活用がされてきております。形態は中心遮水ゾーン型フィルダムという形式で、洪水調節機能を持たない越流型ダムでございます。

ダムの運用につきましては、穂別ダム管理規定に基づき、5月1日から8月29日までの利水期間中は、むかわ町におけるかんがい用水の注入量増加を目的として、下流利水量と貯水量のバランスをとりながら運用をしているところでございます。

大雨が予想される場合、当該ダムには洪水調節機能がないため、利水量とダム貯水量のバランスを監視してきているところでございます。また、ダム貯水量が満水となると洪水吐より越水し、流入量イコール越水量での自然流下とする構造となっていることから、その後は

通常の河川と同様な状態となっているところでございます。

なお、洪水吐から越水状況により下流水位が急激に上昇する予想とされる時は、サイレン吹鳴等により、下流住民への周知及び関係機関への通報を行ってきているところでございます。

構造上の内容を検討すべきではという御質問であります。当該穂別ダムは国営かんがい排水事業にて竣工されている農業用越流ダムであり、洪水調節機能をあわせ持つ多目的ダムへの変更は、ダム計画根本からの変更となるため、町としましては穂別ダムの構造の変更はできかねるものと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いをしますものでございます。

3点目は担当のほうから申し上げます。

4点目の福祉避難所対策についてでございます。

町では、災害発生時、一般の避難所での生活が困難な方々を受け入れるため、鷓川放課後子どもセンター、学習交流センターまなぶ館、穂別ふれあい健康センター3カ所の施設を福祉避難所として指定をしているところでございます。

福祉避難所とは、寝たきりの高齢者、障害のある方、妊産婦などの、一般の避難所で共同生活が困難な方々が安心して避難生活ができるよう町で指定したものでございます。災害が発生したときに、生活館や小中学校などの指定避難所を開設し、避難生活が数日以上に及ぶ可能性がある場合に、必要に応じ福祉避難所を開設しますので、御理解を願うところでございます。

**議長（三倉英規君）** 江後建設水道課主幹。

**建設水道課主幹（江後秀也君）** 私のほうから3点目についてお答えいたします。

むかわ町が管理しております普通河川には築堤はございませんが、国が管理しております1級河川鷓川、北海道が管理しております2級河川入鹿別川、珍川、似湾川、キナウス川には築堤が築造されております。

1級河川鷓川につきましては、平成21年度に鷓川水系河川整備計画が作成され、鷓川の河口で計画洪水量が平成4年の洪水流量を安全に流すことを目標に、毎秒3,000トン、3,000立方メートルに設定され、河道の掘削や春日地区の築堤の整備、既設築堤の改良や樋門、樋管の整備を進めてきております。今年度は生田築堤の河道掘削、及び築堤の拡築、仁和築堤、豊田築堤、和泉上築堤の天端舗装が施工されており、平成40年ごろを目標に穂別地区までの整備計画が計画されております。

2級河川入鹿別川につきましては、平成23年度に整備計画が作成され、順次護岸及び河道掘削が施工され、鶴川地区につきましては、JR橋梁付近を除きほぼ完了しております。

穂別地区の似湾川につきましては昭和39年に築堤が整備され、キナウス川は平成14年から整備が進められてきております。

近年の降雨の状況から、北海道内外での越水や破堤の状況が報道されておりますが、むかわ町内の河川におきまして、築堤の一部が決壊した事象はありますが、破堤までには至っておりません。引き続き河川の整備計画に基づき、事業促進を要望してまいりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） 台風災害の問題で時間がなくなりました。一つ二つ具体的にお伺いをしたいというふうに思います。

1つは、るる述べられたような形で本部を設置し、勧告を出したわけですが、私はまず第1点、この避難勧告を出す時点、これまでの間、かなりの時間があるわけですが、避難準備情報などをやっぱり絡めながらということが住民に対する大事なことではなかったのかなというふうに一つ思うわけでありまして、それでその中身を伺っていることではございます。改めてお伺いします。

それから、この水防警報が出されるということではございますが、町長は、雨の量でこの対策の状況を判断したというふうにおっしゃいました。しかし、我が町で最終的に避難勧告がこの水の問題、河川の問題で出されるわけではありますが、この水位の状況については、雨だけではなくて、上流、源流部を含めた状況の雨の状況、そしてそれに伴う水位の状況、そういう中で検討していくのもあったのではないかとこのように私は思っているんです。その辺がどうであったのかということをお伺いしたいと思います。

それは、我が町では2日間で100ミリ何がしの状況でございましたけれども、日高の上流等々では、かつてない300、400という形の雨量が来ておりますし、日高山脈を越えると南富良野の状況になっているわけではございまして、そうした中では、そういうものも状況を見ながら、早目の対応というのが私はもっとあってよかったのでは、あってもおかしくなかったのではないかなという思いがあるのですが、そこを改めて検証をさせていただく意味でお伺いをしたいというふうに思います。

それから、もう1つは、前段者でも質問の中でもありました消防との関係でございまして。

むかわの水防マニュアルによりますと、消防の出動は、対策本部ができて、そのもとで消防が派遣されるという形になっておるようでございますが、しかし、今回も実際問題は地域住民やそういうところから消防に連絡が入って消防が駆けつけると、それで土のうを積むとかということがなされて、それがこの避難を抑えていくという状況になっています。これは本部前です。

これがちょっといろいろな議論を呼んでいるようでございますが、私はその辺のあり方、やっぱり消防本来の任務からすればそういうことに、その辺の改善というのはどうしても必要ではないかというふうに思うんですが、ここのところを改めてお願いしたいなど。

**議長（三倉英規君）** 高田総務企画課長。

**総務企画課長（高田純市君）** 避難準備から避難勧告というのが基本的には考えられるところでございます。ただ、降雨量が急激にふえますと、避難準備と同様に避難勧告を導く場合がございます。

土砂災害の場合につきましては、今回は先ほど経過の中で申し上げました、23日零時以降に急激な雨が降り出しまして、零時から1時の間に22ミリ、23ミリの雨量が計測されたところでございまして、その後5時くらいまでの間に総体で100ミリ、この24時間雨量が135ミリ程度でございますので、その24時間雨量の5時間足らずでこの100ミリを超えたというような状況でございました。したがって、警報等、土砂災害等の警報から速やかに勧告を出していく内容の途中ではございますが、その中では避難所の準備をいたしまして、受け入れ態勢もすぐにしいて対応を図っていく、情報が前後する場合もございまして、避難所の職員が若干遅れるというようなことも中にはあるわけでございます。

ただ、土砂災害につきましては、まずその場所から離れる自主避難等が防災マニュアル等の中でも定められておりまして、それらに基づいて対応していただきまして、避難所の対応につきましては、避難所班の職員が直ちに向かいまして避難所開設の準備をしているという状況でございます。

時間のずれにつきましては、多少の問題はございます。ただ、水防関係の鵜川の観測関係につきましては、危険水位になった段階での対応は速やかに行いました。また、危険水位を超えました段階で、先ほど申し上げました北海道開発局からのリエゾンなんかも協議をいたしまして、どの段階で出すかということも、本部長であります町長、副町長、本部会議にあります消防署長、また消防団長、警察、自衛隊も含めまして、皆さんで協議し、出すというような対応で対応したところでございます。

次に、水防警報の関係の上流部につきましては、鶴川、穂別、栄の各観測所がございまして、水位の上昇がどのように出てくるのか、また、穂別の観測所でふえた水が何分後、何十分後に鶴川に来るのか、どのくらいの量になるのかという内容につきましては、先ほど来申し上げました、開発局の職員等からも細かい内容等予測を立てましてやっておりますので、単に降雨量だけ、日高の奥のほうからの降雨量が云々という部分も含めまして予測をしているものというふうにお考えいただきたいというふうにと考えているところでございます。

また、消防のあり方につきましては、実際に消防団等が対応していただいた場合もございしますが、基本的には、消防団につきましては本部会議の後、第2非常配備がしかれまして、消防署長、消防団長等との協議のもと対応するというのが基本でございます。ただ、緊急的にそれらの団を招集し対応するという場合も、実際には危機管理から災害を未然に防ぐという部分では対応した事例もございします。今後につきましては、消防あるいは消防団との連携もとりながら対応してまいりたいというふうにと考えているところです。

**議長（三倉英規君）** 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

**11番（北村 修君）** 次に、福祉避難所の問題で、福祉避難所は13年の法改正で10人に1人の介助員、それから障害者トイレ、スロープなどを条件としていますが、それら、我が町ではどうなっていますか。

**議長（三倉英規君）** 渋谷副町長。

**副町長（渋谷昌彦君）** 福祉避難所でございますけれども、一応今、うちのほうで昨年指定をしたところでございます。

福祉避難所にはいろいろ細かい規定がございまして、今議員がおっしゃられましたように、スロープがあるとか簡易トイレをおくべきとか、いろいろな条件等がございします。そういった中で非常にハードルが高いということもございします。それと、今言ったケアチームというのも、10人に1人ケアをする人を置くとかということもございまして、なかなか私どもも躊躇していたところなんです、昨年、道のほうからもいろいろ御指導がありまして、まずは福祉避難所というのを指定をまず急いでほしいと、その指定をしたものについては北海道として責任を持って派遣チーム、ケアチーム等を派遣していくと、有事の場合ですね。そういったこともあるので、ぜひ、まずはそういった指定をとということで、私どもの施設の中で一番それに適合するだろうと思われる施設を指定をしたところでございます。

当然、中の備品、施設等についてまだまだ不十分なものもございしますので、今後そういつ

たものの内部の充実というのは努めて、福祉避難所にしていけるような、もっと避難所として合致できるようなところにしてまいりたいというふうに思っています。いずれにしても、北海道とそういった協力で進めるようなことにはなっています。

議長（三倉英規君） 北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

11番（北村 修君） 時間がなくて予定した質問ができませんでした。

福祉避難所一つとっても、指定されていますよということではないと思います。これではやはり、いざというときに大変な状況になるという事態が、他のところでの教訓であります。ぜひ、そういうところを酌んでいただきたいと思いますし、私、対策の本部体制の問題を含めてお伺いしました。この間、いろいろ町民の皆さんから聞くと、避難所というから行ってみたら誰もいなかったと、対応する人もいなかったというようなことも現実にあったと町民から伺っております。こうしたことがないようにこれらの教訓からぜひ学んでいただきたいというふうに思いますし、これ以降については、その他の機会にまた御質問させていただきたいというふうに思います。答弁があれば伺っておきたいと思います。なければ終わります。

議長（三倉英規君） ないのかな。終わります。

---

津 川 篤 議 員

議長（三倉英規君） 次に、10番、津川 篤議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

10番（津川 篤君） 第3回の定例会に当たりまして、通告に従って1点だけ質問をさせていただきます。

きょう、朝からこの災害関係について5名の方から、いろいろと行政のあり方、いろいろな角度からの質問も出ておりますので、重複を避けたいというふうに思いますが、まず町長に基本的な考え方をちょっとお伺いしておきたいなというふうに思うんですよ。

今回の台風災害に対して適切な対応ができていたかどうかということ、まず1点目にですね、町長としてどのような経緯経過の中で対応ができたかということについての質疑をさせていただきたいと思いますし、また2番目に、災害箇所への復旧に当たって対応をどうするのか、これは具体的なものがあれば、これは担当課のほうでお答えをいただきたい。

それから、災害パトロールについての体制マニュアルについては、こういうものがきちんとできているのかどうかということでもあります。

さらに、4番目には小河川のマニュアルということで、第2回の定例会に御質疑をしたときにできていないと。できていないのに、マニュアルがないのにどういうものを対象にして対応するのか、こういうものがなぜできないのか、これも原課にお聞きしたいと思います。

さらに、最後に、高潮による被害に対して今後どのような対応をするのか、これはさきの質問者について汐見地区のほうが出ておりますので、私のほうからは晴海地区における高潮対策について、どういうふうを考えているのかお伺いするものであります。

以上です。

**議長（三倉英規君）** 竹中町長。

**町長（竹中喜之君）** 議員の指定の答弁者とは若干相違があるかと思いますが、お許しください。私のほうから1、3、5。

[「町長、数字はいいから。さっきから何回も言ってるから」と言う人あり]

**町長（竹中喜之君）** わかりました。若干の重複はお許し願いたいかと思えます。災害対策の基本的な考えについてお答えをしたいと思います。

1点目の御質問でございます。これにつきましては、現行の洪水ハザードマップ及びむかわ町の地域防災計画に照らし、何点かの改善点はあるものの、基本的な対応はできてきたのではないかなと考えるところでございます。

私が今回の災害で一貫して心がけてきておりますことは、最悪の事態、これを想定しながら、見逃しは別にして、空振りになってもなすべきことをなすでございます。見逃しは許されない。したがって、防災計画あるいは各種手順に沿った対応につきましては、防災関係機関の御協力をいただき、実行できたかと考えるところでございます。

ただし、反省すべき改善点も明確になってきたところでもございます。例を挙げますと、避難情報周知により伝達効率を高めなければならないこと、福祉避難要支援者対策を早急に対処しなければならないこと、避難所環境の再考というのを考えなければならないこと、ハザードマップを初め防災意識高揚の啓蒙、啓発にももっと取り組まなければならないことと考えております。

これらの反省点、今回明らかになった改善点につきましては、内部にとどまらず、より広い意見を取り入れる工夫を行いながら、一步一步改善してまいりたいと考えています。

3点目の災害パトロールの体制について答弁をさせていただきます。

製本されたマニュアルはございませんが、情報収集、応急対策部におきまして、過去に作

成した災害箇所をプロットしました確認位置図等を作成し、鶴川、穂別両地区におきまして巡回手順を災害ごとに確認をしながら、穂別地区におきましては土砂災害エリアの監視を順序に加えて実施しておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

なお、今後におきましては、今回、議員等からの情報を含めまして、自治会、町内会役員の方からの重要な情報提供ということをお大事にしながら、自治会、町内会からの情報確認手法というのも新たに検討し、よりよい調査対応に心がけてまいりたいと考えているところでございます。

5点目の高波被害に対しましては、海岸流木の対応につきまして北海道に要望したほか、漂流物扱いとなる流木等の処分費を補正予算に計上しているところでございます。また、海岸浸食対策といたしましては、汐見1区飲料水施設の付近の大型土壌対応を行うほか、さきの定例会でも申し上げておりますので繰り返しになりますが、苫小牧地方総合開発期成会におきまして、海岸保全施設整備事業として、国土交通省、北海道に対し、鶴川海岸浸食対策として汐見地区防災対策を要望してきているところでございますので、御理解を願ひたいと思ひます。

私のほうからは以上でございます。

**議長（三倉英規君）** 江後建設水道課主幹。

**建設水道課主幹（江後秀也君）** 私のほうから、2点目の災害箇所の復旧についてお答えいたします。

今回、台風9号により被災した災害箇所の復旧についてでございます。災害箇所の復旧については、復旧内容、復旧金額により、国の補助による公共施設災害と起債借り入れによる単独施設災害に分けて、それぞれ災害査定を受け、今後復旧を進めてまいります。

公共施設災害におきましては、被災後に応急工事が必要な箇所は随時実施し、施設の機能回復及び次期出水時における被害増大防止対応をしているところです。単独施設災害は順次復旧作業を進めており、工事完成後に査定を受け、復旧費を決定してまいります。

被害金額の大きい公共施設災害は所管する省庁ごとに区分して、河川や道路の国土交通省所管の公共土木施設災害、林道の林野庁所管の林道施設災害、農業用施設の農林水産省所管の農業用施設災害に分けて復旧を予定しております。

復旧工事予定箇所は、河川におきましては8河川11カ所、道路におきましては8路線10カ所、林道におきましては8路線11カ所、農業用施設は1カ所となっております。

農地及び林地につきましては、それぞれ災害復旧事業補助金交付要綱を制定し、受益者の

負担低減を図りながら復旧を予定しております。

海岸につきましては、管理者である北海道に災害復旧の対応を要請し、汐見地区、晴海地区において復旧に向けた取り組みを進めているところでございますので、御理解くださいますようお願いいたします。

**議長（三倉英規君）** 山本地域経済課主幹。

**地域経済課主幹（山本 徹君）** 続きまして、④の小河川のマニュアルはいつまでに作成するのかという御質問についてお答え申し上げます。

今回の御質問に関連いたしまして、6月の第2回定例会におきまして、10番議員より管理マニュアルについての御質問がありました。町が管理している普通河川につきましては、町内業者に委託し実施しております年4回の道路河川パトロールのほか、町職員による外勤時の目視による点検、そして、地先住民からの情報提供による現地確認を行いまして、必要に応じて河川の埋塞や立ち木の支障物の撤去などを行っており、また、河川の管理につきましても、国の河川巡視規定、そして北海道で公表しております維持管理水準を準用しながら、河川、普通河川の維持管理に努めていくことを答弁させていただきました。

現状では、議員が御指摘します河川マニュアル自体はありませんが、むかわ町道路河川パトロール業務実施要領を策定しており、その中で点検項目を規定しまして維持管理をしているところであります。

今年度におきまして、さらなる管理体制ができるように、既定の実施要領をマニュアル化いたしまして来年度より運営していきますので、御理解賜ればと思います。

---

### 会議時間の延長

**議長（三倉英規君）** 本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長させていただきます。

---

**議長（三倉英規君）** 津川議員。

[10番 津川 篤議員 登壇]

**10番（津川 篤君）** 今、町長から基本的な考え方については理解をするものですが、いづれにしても、今、担当課のほうからこの小河川のマニュアル、これができていないで安全パトロールというふうなことがどうして。どこを見に行くという、そういうマニュアルがないんですよ、災害になっても。

例えば、穂別地区、鶴川地区で226カ所ある小河川の中で、したら、どこが一番危ないのがAランクとかBランクとかと言うのなら、Aランクのところには100ミリの雨が降ったら行かなければならないと、そういうマニュアルができていないで、パトロールに行く職員に対しておまえら行ってこいと言ったら行ってくる場所わかりますか。わからないんですよ。職員自身がどこに行っていていいかわからない。これは何を意味するかといたら、マニュアルがちゃんとできていないからなんです。だから、ふだんからその小河川の一番氾濫しやすいところをAとするならば、ほとんど被害のないところをCとするならば、やはりAのところが一番先に行けば、住民の皆さんはパトロールにいらっしゃっているというのがわかるんです。

それと、パトロールに当たって聞きたいのは、普通乗用車だとかそれから公用車で回っていますよね、巡回。あれに、なぜ回転灯をつけて、夜ですよ、昼間ならわかります。役場の職員というのはむかわ町の役場のヘルメットをかぶっているからわかるんです。夜はわからないんです、誰が来ているか。なぜ、そういうところにワンタッチの回転灯でもつけて、私らは巡回していますよと、住民の皆さんどうぞ安心してくださいというくらいの行政の配慮というのはなぜないのですか。いかがですか。

**議長（三倉英規君）** 山本地域経済課主幹。

**地域経済課主幹（山本 徹君）** ただいまの質問の中で、まず、普通河川のパトロールのマニュアルの部分についてお答え申し上げます。

今現在、町が毎年委託をしている道路河川パトロール業務の中で、管理規定ということで規定を設けているんですけれど、一応年4回実施しております。期間としては5月に町全箇所、河川、道路、そして7月に重点点検箇所ということで、要は水害だとか被害がよく起こりやすい、そういうところを一応町のほうで指定しまして、パトロールを行っているところであります。

それで、現状のパトロール業務の内容につきましては、基本的な点検項目しか明記していないものですから、議員言われるように、その重点部分、そういう部分については具体的にそこまではいっていないのが現状です。

それで、最近、そのような災害対応とかに対応していく部分につきましては、最近の目まぐるしく変化する気象状況の中では、いろんな情報を集めるということが非常に大事になってきております。その中で、議員がおっしゃるとおり、マニュアル化に当たりましては、基本的には国や北海道の管理基準も考慮しまして、そして、今まで被災履歴箇所の河川、場所、そして具体的な数値も含めて、マニュアル化の中ではっきり明記しまして、それで、今年度

それを整理しまして、来年度から実施したいと考えております。まだ2回ほど、ことしの分の点検パトロールが残っているんですけど、それについても加味できるところは加味して実施したいと思いますので、御理解賜ればと思います。

**議長（三倉英規君）** 渋谷副町長。

**副町長（渋谷昌彦君）** 今、一般的なというか、平時のある程度の巡視マニュアル的なお話だったんですけども、災害時におきましては、先ほど3点目の答えの中でもちょっと触れているんですが、災害パトロールにつきましては、従前のいろいろそういった被災区域が、被災地区もわかってございます。そういった中で地域ごとにブロック分けしまして、なおかつそこにどういった、どこどこの河川のどこにどういった被害が想定されるのか、どこどこの家のところが危ないとか、そういった地点の表示を全てプロットしまして、そういったパトロール図面というのをつくってございます。それを、パトロール班が班分けした中で、順次その地図、点検箇所を参考に職員が回っていると。

パトロール職員も、なかなか道に不案内な職員もおりますので、パトロール体制につきましても、地域に明るい者と若い者というような形でセットをして、できるだけ見落としのないようにというようなことで巡視しているところでございます。そこももう少しマニュアル化といいますか、もうちょっと肉づけしていく必要はあるだろうというふうには考えてございます。

それと、回転灯をつけてパトロールをするということでございますけれども、実は、開発局のようにパトロール車を持っていただければいいのですが、私どもはそのときの臨時的なパトロールということでございまして、実は、走行中に回転灯を回すというのは道路交通法上の問題がございまして、事前に許可をとって、そういう車両でなければつけて回れないことになっております。ですから、回転灯を持って行って、その場所に行って停車したときに、危険をお知らせするために回転灯を回すというようなことはできるかと思うのですが、現実的にはちょっと今、そういう形でパトロールのときに回すことができないという状況でございまして、パトロール車を今後導入するかどうかということもあるんですが、それにしても1台ぐらいしか持てないのかなというふうに思っておりますけれども、できる限り町民の皆さんに、町が回っているんだということがアピールできるような方法をぜひ考えていきたいなというふうに思っておりますので、御理解を賜ればというふうに思います。

**議長（三倉英規君）** 津川議員。

[10番 津川 篤議員 登壇]

10番(津川 篤君) 道交法違反までしてやれとは言いませんけれども、ただ、いずれにいたしましても、そういった災害時における緊急体制、役場の職員の顔が見えないと、これ、広く住民の皆さんが今回の災害で特に、避難所も含めてそういう意見が非常に多かったと。これは、やはりそういう、回っていただいているというのはあるのかもしれませんが、やはり住民の皆さんに顔が見えるような体制で臨んでいただきたいなというふうに思っておりますし、それから、先ほど3番目の災害の、具体的な名前を出して言いますが、まず、花岡川の災害計画についてどういうふうになっているのか、それから牧田川の上流、それから黒岩の沢、それから有明川。

それから、私は平成18年のときに、豊泉で大変大きな被害が出たときに、豊泉の改修工事があるときに行われているわけですよ。今回も23日の早朝に豊泉まで、現地まで行ってみました。あの大規模改修をしたおかげで、ここは全くの被害が出なかったと。やはり災害というものは、次のものに備えて二次災害が出ないような方法をとっていくというふうなことが私は必要だと思うんです。

この間、9月2日の現地の視察に入ったときに、担当課は私どもに、災害は現況復帰が原則ですよというふうな話でしたよね。そうしたら、あの豊泉のときは現況復帰ではないんですよ。改修なんです、あれ。あそこを改修できたものが、今何で改修できないの。これ、北海道一円が激甚災害の指定を受けているわけですよ。こんなこと100年に1回もないと思います。私の目の黒いうちはないと思っていますから。だけど、これだけの大規模な災害が出ているにもかかわらず、ただ基本はこうですよということだけを言っていて、それ以上前に踏み込まないというのであれば、やはり行政が住民サイドに立ったものの考え方をしていないということなんですよ。もっともっと住民の立場を考えて、やはり災害復旧に努めるべきだというふうに思うんですが、いかがですか。

議長(三倉英規君) 江後建設水道課主幹。

建設水道課主幹(江後秀也君) 私のほうから、今、具体的な河川名が上がりましたが、その災害復旧についてのお話をさせていただきます。

基本、災害復旧は、基本論なんですけど、河道といいますか、河岸が欠けたところを直す形で、それが災害復旧の基本的な考えですのでそこは御了承ください。

今、おっしゃられた河川、全部上流から土砂が出てくる形でこちらも認識しております。過去、具体的にちょっと黒岩の沢とかは治山事業をやろうという形で進んでいた状況があるのですが、保安林の承諾がとれなくて治山事業まで行けなかった過去の経緯がちょっとあり

ます。

ただ、今回このような形でまた災害が起きましたので、改めまして、有明川もそうでございます、既に治山の施設は入っているのですが、またあれだけ土砂が出てきて河川が埋まってしまうので、土砂の発生源はまだ上流部にあるということで、北海道が治山の部局なんです、要望を出して早期の治山の施工につながるような形で今後は進めたいかと思っております。

改めまして、この河川もちょっと上流部を具体的に調査させてもらいまして、それでどこに土砂の発生源があるかというのはこちらのほうとして調査して、そこで対応できる改良策、その辺を検討することで今後進めていきたいかと考えておりますので、御理解くださいますようよろしくお願いいたします。

**議長（三倉英規君）** 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

**10番（津川 篤君）** 検討するという言葉は政治家によくあることで、検討するということは、しないということにとられるんです。じゃなくして、いつまでやるのだという期限をある程度設定しながら進まない、これ検討しているうちに任期終わりますよと、次の任期の人は、そうしたら次の人にそれだけのものを申し伝えて任せることができるかどうかという問題もあります。

それから、もう1点だけ、二宮における災害、今回のオーバーフローした部分の8線から6線、排水にかかわる分、今土砂を上げていただいていると思うんですが、その土砂が6線で途中で止まってしまうと、その上流部の土砂も搬出しないと、あそこの増水箇所というのは、私は災害から免れないのではないかなと。これは田んぼですから、水田の稲がなくなつてからやる計画というものはないのですか。

**議長（三倉英規君）** 山本地域経済課主幹。

**地域経済課主幹（山本 徹君）** ただいまの御質問の部分で、場所がちょっとはつきり特定できないんですけども、どこら辺かをもう一度お願いできますか。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

**10番（津川 篤君）** わかりました。

二宮の8線を、8線道路ありますよね。8線と旧金山線の交わる場所から上にずっと排水路があるんですよね。あれの山側に道路がもう1本走っていますよね。あれが終点じゃなく、あれの奥にも川があるんですよ。あの墓場の下に。何川というのかちょっとわからない

んですが。ただ、地域の人たちは、やはり下を何ぼ立派にしても上のほうをやっていただかないと、やはりこれは二次災害につながってくるのでないかというふうな話なので、このあたりは、現場を確認してやっていただきたいなというふうに思いますので、まずは、やるということで御理解していてよろしいですね。

そうしたら、もう1点。

穂別地区で、その団地、緑ヶ丘団地。ここに私、23日の朝に来たときに、ここ土砂災害指定で炭住の沢とそれから一、二の沢と、こう3つ沢があるんですが、ただ、炭住の沢について、あれは道の土砂災害の指定を受けていたと思うんですよ。ここの水が、真っすぐ来たものが直角に曲がっていくような、災害が誘発するような水路になっているのですけれども、このあたりを何とかそういう改善策というのは、担当課としてはこのあたりの改善策というのは特に考えておりませんか。

**議長（三倉英規君）** 為田建設水道課長。

**建設水道課長（為田雅弘君）** 現況を調査させていただきまして、今後、対策については検討したいと思います。これは決して期限がない検討ではなくて、速やかに対応したいと思いますので、御理解願いたいと思います。

**議長（三倉英規君）** 竹中町長。

**町長（竹中喜之君）** いつまでこれをという場所については、私も政治家の一人でございますけれども、これは別にしまして、先ほどの答弁にもございましたように、まずは現地、この巡回体制のパトロールというのを徹底したいということで、今までなかったマニュアル化というのを急ぎながら、先ほど申し上げましたように地域の方々の、まず巡視パトロールの中においても、意見という、姿勢というのを大事にしていき、さらに状況把握を図りながら丁寧なパトロール体制に努めていきたいと思います。

それとあわせて、議員御案内のとおり、この間も平成18年から小河川の整備については、町の合併時におきましては新町の建設計画、さらにはそれを受けてのまちづくり計画の中で、3カ年の実施計画の中で、小河川整備についてもしっかりと点検を図りながら順次対応に努めていければなと思います。

あわせて、先ほど二宮の関係でお話が出ましたが、これも議員御案内のとおり、今平成26年から平成32年にかけての、新鷺川地区の国営かんがい排水事業が行われております。若干進捗率が今遅いところがございますけれども、今回の災害対応に向けても、こういったところも重点的に整備促進をしていただくよう、国等にさらに要望促進に努めていきたいと思

ますので、御理解を願いたいと思います。

議長（三倉英規君） 津川議員。

〔10番 津川 篤議員 登壇〕

10番（津川 篤君） 私のほうからも特に行政にお願いしたいのは、やはり今町長が言われた小河川の管理というのは、私も改修をされているのは見ております。しかしながら、それが今回の異常気象だとか、そういういろんなものが絡んで、突発的なああいうふうな大雨になるということですので、今後、やはり気を引き締めて、しっかりした目線で前を向いてやっていただきたいというふうに思います。

以上です。

---

#### 散会の宣告

議長（三倉英規君） 以上で、本日の日程は全部終了しましたので、本日はこれで散会したいと思います。御苦労さまでした。

なお、明日の開会時刻は午前10時といたします。御苦労さまでした。

散会 午後 5時07分

## 平成28年第3回むかわ町議会定例会

### 議事日程（第2号）

平成28年9月27日（火）午前10時開議

#### 町長提出事件

- 第 1 報告第 2号 放棄した債権の報告に関する件
- 第 2 報告第 3号 平成27年度むかわ町健全化判断比率に関する件
- 第 3 認定第 1号 平成27年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件
- 第 4 認定第 2号 平成27年度むかわ町国民健康保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 5 認定第 3号 平成27年度むかわ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 6 認定第 4号 平成27年度むかわ町介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件
- 第 7 認定第 5号 平成27年度むかわ町上水道事業会計決算に関する件
- 第 8 認定第 6号 平成27年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件
- 第 9 認定第 7号 平成27年度むかわ町病院事業会計決算に関する件
- 第10 諸般の報告
- 第11 同意第 4号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同意を求める件
- 第12 同意第 5号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件
- 第13 議案第50号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）
- 第14 議案第51号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第15 議案第52号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第16 議案第53号 平成28年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）
- 第17 議案第54号 平成28年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）

#### 議員等提出事件

- 第18 意見書案第 9号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書案
- 第19 意見書案第10号 公共輸送機関であるJR北海道に係る経営支援を求める意見書案

- 第20 意見書案第11号 TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書案
- 第21 意見書案第12号 沖縄での米軍属による女性遺体遺棄事件に抗議するとともに日米地位協定の見直しを求める意見書案
- 第22 意見書案第13号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案
- 第23 所管事務調査報告
- 第24 閉会中の特定事件等調査の件  
(総務厚生文教・産業建設常任委員会)  
(議会運営・広報委員会)
- 第25 議員の派遣に関する件
- 

#### 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

#### 出席議員(13名)

1番	山崎 満 敬 議員	2番	佐藤 守 議員
3番	中島 勲 議員	4番	大松 紀美子 議員
5番	三上 純一 議員	6番	星 正 臣 議員
7番	長谷川 健 夫 議員	8番	小坂 利 政 議員
9番	山崎 真 照 議員	10番	津川 篤 議員
11番	北村 修 議員	13番	野田 省一 議員
14番	三倉 英 規 議員		

#### 欠席議員(1名)

12番	木下 隆 志 議員
-----	-----------

---

#### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	竹中 喜之	副町長	渋谷 昌彦
支所長	大久保 利裕	会計管理者	藤井 清和

総務企画課長	高田純市	総務企画課 主 幹	西 幸宏
総務企画課 主 幹	石川英毅	総務企画課 主 幹	酒 卷 宏 臣
総務企画課 主 幹	鎌田 晃	町民生活課長	八 木 敏 彦
町民生活課 主 幹	飯田洋明	健康福祉課長	高 橋 道 雄
健康福祉課 主 幹	今井喜代子	健康福祉課 主 幹	藤 田 浩 樹
産業振興課長	成田忠則	産業振興課 主 幹	東 和 博
産業振興課 主 幹	松本 洋	産業振興課 主 幹	今 井 巧
建設水道課長	為田雅弘	建設水道課 主 幹	江 後 秀 也
建設水道課 主 幹	兄後敏彦	地域振興課長	田 所 隆
地域振興課 参 事	萬 純二郎	地域振興課 主 幹	加 藤 英 樹
地域振興課 主 幹	中澤 十四三	地域経済課長	藤 江 伸
地域経済課 主 幹	山本 徹	国民健康保険 穂別診療所 主 幹 事務 長	石 垣 政 志
教 育 長	阿部博之	生涯学習課長	齊 藤 春 樹
生涯学習課 参 事	中村 博	生涯学習課 主 幹	大 塚 治 樹
教育振興室長	金本和弘	教育振興室 主 幹	田 口 博
選挙管理委員 会事務局 長	高田純市	農業委員会 事務局長	大 友 三 成
農業委員 会支 局 長	藤江 伸	監 査 委 員	辻 圓 治

---

**事務局職員出席者**

事 務 局 長      新      正 之      主      任      山 木 美 幸

---

### ◎開議の宣告

○議長（三倉英規君） 御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は13名でございます。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

開議 午前10時00分

---

### ◎議事日程の報告

○議長（三倉英規君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

---

### ◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（三倉英規君） 日程第1、報告第2号 放棄した債権の報告に関する件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

[酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 報告第2号 放棄した債権の報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

従前、回収が極めて困難な私債権の事案について、滞納繰越を重ねると債権管理上回収が困難な事例という実情課題がございまして、これに関しまして、課題を解決するため債権管理条例を平成24年度に施行したところでございます。

このたびの報告につきましては、この債権管理条例及び債権管理マニュアル、さらに庁内債権管理者対策会議での各債権所管課による横断的な情報交換、対応・連携により債権回収に努めてきたものの、破産や死亡、転出等の理由により回収が見込めないため、最終的に債権管理対策会議に付議し、平成27年度において債権を放棄することが妥当と判断されたものにつき、同条例第6条により放棄を決定した内容について、条例第7条の規定により報告するものでございます。

次のページの私債権放棄調書をお開き願います。

債権の名称ごとに一覧整理しておりますが、福祉使用料は債権者死亡で、かつ相続人不存

在のもの1人、その下の農業使用料から簡易水道料金まで、いずれも消滅時効完成により債権放棄した者が52人で、合計53人、145万6,376円となったところでございます。

以上、説明を申し上げ、よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第2号 放棄した債権の報告に関する件を報告済みといたします。

---

#### ◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（三倉英規君） 日程第2、報告第3号 平成27年度むかわ町健全化判断比率に関する件を議題といたします。

本件について報告を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 報告第3号 平成27年度むかわ町健全化判断比率に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、平成27年度決算に基づくむかわ町健全化判断比率等について、監査委員の意見を付して報告するものでございます。

初めに、健全化判断比率についてでございます。

平成27年度の一般会計の実質赤字比率及び特別会計、公営企業会計と合わせました連結実質赤字比率につきましては、いずれも黒字決算となっておりますことから、赤字比率については算定されておられません。

次に、実質公債費比率につきましては、平成25年度から平成27年度の決算までの3カ年平均の数値でございまして、11.5%となったところでございます。これは、前年度の比率12.7%に比べ1.2ポイント減少してございますが、主な要因といたしましては、元利償還金

の額や債務負担行為負担額等が減少したことにより、平成27年度における単年度比率が9.6%となり、平成24年度における単年度比率が13.1%でございましたことから3.5ポイント減少したためでございます。

次に、将来負担比率でございます。

将来負担比率は前年度から改善し、将来の負担額に対する充当可能財源を上回ったことから、将来負担比率の表示がなくなっております。昨年度の比率6.8%に対してマイナス11.3%となり、18.1ポイント改善してございます。要因といたしましては、町債発行の抑制により町債現在高が前年度と比べて1億8,900万円ほど減少したことと、財政調整基金を初めとした返済に充当可能な基金の積み立てが増額できたことによるものでございます。

次に、2の資金不足比率でございますが、上水道事業、下水道事業及び病院事業の各公営企業会計につきましては、いずれも一般会計からの繰り入れ等により収支バランスを保っております。資金不足は生じていないところでございます。

なお、健全化判断比率の資料といたしましては、別冊リンクファイルにとじ込んでございます決算関係資料の紙ファイルの最初のページにA3版の資料をとじ込んでございますので、後ほど御参照いただければ幸いです。

以上で、報告第3号の説明を終わらせていただきます。

○議長（三倉英規君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第3号 平成27年度むかわ町健全化判断比率に関する件は報告済みといたします。

---

#### ◎認定第1号から認定第7号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（三倉英規君） 日程第3、平成27年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から日程第9、認定第7号 平成27年度むかわ町病院事業会計決算に関する件までの7件を一括議題といたします。

認定第1号から認定第7号までの7件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

[酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇]

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 認定第1号 平成27年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から認定第7号、平成27年度むかわ町病院事業会計決算に関する件まで一括して御説明申し上げます。

認定第1号 平成27年度むかわ町一般会計歳入歳出決算に関する件から認定第4号 介護保険特別会計歳入歳出決算に関する件につきましては、地方自治法第233条の第3項の規定によって、平成27年度の各会計の歳入歳出決算及び監査委員の意見並びに主要な施策の成果を説明する書類及び地方自治法施行令第166条第2項に定めます歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきまして認定に付するものでございます。

認定第5号 上水道事業会計決算に関する件から認定第7号 病院事業会計決算に関する件につきましては、地方公営企業法の関係規定に基づきまして、歳入歳出決算等に監査委員の意見を付して認定に付するものでございます。

まず、認定第1号から認定第4号までにつきましては、別冊のリンクファイルにとじ込み配付してございます平成27年度むかわ町各会計決算概要により御説明申し上げます。

お手元ファイルのインデックスで決算概要と付されたページをお開き願います。

まずこちら、むかわ町各会計決算の概要、こちらの1ページの各会計の決算収支状況の総括表でございます。

歳入歳出の形式収支あるいは実質収支のみの説明とさせていただきますので、御了承願います。

最初は一般会計でございます。

歳入総額は97億646万9,841円でございます。歳出の総額は94億5,184万6,181円、歳入歳出差し引きの形式収支では2億5,462万3,660円となったものでございます。このうち繰越明許費により翌年度へ繰り越すべき財源7,757万8,000円を差し引き、実質収支は1億7,704万5,660円となっております。ここから財政調整基金へ9,000万円の積み立てを行い、実質繰越額を8,704万5,660円としたところでございます。

次に、国民健康保険特別会計でございます。

保険事業勘定の歳入総額は17億8,377万7,205円で、歳出総額は16億9,422万6,901円、形式収支は8,955万304円の黒字決算となっております。実質収支も同額となっております。ここから支払準備基金へ4,500万円の積み立てを行い、実質繰越額を4,455万304円としたと

ころでございます。

直診勘定の歳入総額は4億5,873万8,411円で、歳出総額は4億5,826万2,902円で、形式収支は47万5,509円の黒字決算となっております。実質収支も同額となっております。

次の後期高齢者医療特別会計歳入総額は1億2,489万6,306円で、歳出総額は1億2,440万4,508円で、形式収支が49万1,798円の黒字決算で、実質収支も同額となっております。

介護保険特別会計の歳入総額は8億4,643万2,303円で、歳出総額は8億1,021万5,219円、形式収支3,621万7,084円の黒字決算で、実質収支も同額となっております。

一般会計と3特別事業会計の合計で、歳入総額は129億2,031万4,066円に対し、歳出総額は125億3,895万5,711円でございます。形式収支3億8,135万8,355円、翌年度へ繰り越すべき財源7,757万8,000円を差し引いた3億378万355円が実質収支となったところでございます。

次に、2ページ以降7ページまで各会計の款別決算状況となっておりますが、説明は省略させていただきますと存じます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

8ページ左側から不納欠損処分の内訳の状況でございます。

平成27年度において、むかわ町債権管理に関する条例に基づき放棄した私債権につきましては、先ほど報告第2号で御説明申し上げたところでございますが、このほか地方税法に基づいて不納欠損を処分した町税、使用料など、放棄した私債権につきまして区分整理しているところでございます。

なお、債権区分につきましては、公法上の原因に基づいて発生する債権が公債権として、公、私法上の原因に基づいて発生する債権を私債権として、私と区分表記してございます。

平成27年度につきましては、一般会計で344万1,288円の不納欠損処分を行っております。その内訳は、町税の各税目の合計で283万6,448円でございます。使用料については報告第2号で御説明したとおりでございます。

次に、国民健康保険特別会計につきましては、事業勘定の国民健康保険税で975万2,229円の不納欠損処分を行っており、直診勘定の診療収入で9,480円の不納欠損処分を行ったところでございます。

同じページの右側、後期高齢者医療特別会計は、平成27年度に不納欠損処分を行っておりません。

介護保険特別会計につきましては、介護保険料で23万3,107円の不納欠損処分を行っております。

なお、参考として記載してございます公営企業会計につきましては、上水道事業会計は、給水収益であります水道料金で84万2,056円、下水道事業会計におきましては、下水道使用料で29万9,730円、合計で114万1,786円の不納欠損処分を行ったところでございます。

次に、9ページの過誤納金還付未済額の内訳でございます。

左側、一般会計においては、合計で5万392円の還付未済額が生じておりまして、その内訳は、町税が4万9,092円、諸収入で、固定資産税の現年課税分の遅延金1,300円となっております。

国民健康保険特別会計の保険事業勘定では、合計で18万1,870円の還付未済額が生じておりまして、その内訳は、国民健康保険税が18万570円、諸収入の遅延金が1,300円となっております。

後期高齢者医療特別会計では、保険料で3万8,600円、最後に、介護保険特別会計では、介護保険料の11万207円がそれぞれ還付未済額となっているものでございます。

ページを進んでいただきまして、10ページから12ページにつきましては、収入未済額の内訳でございます。

一般会計におけます収入未済額は2億9,776万9,158円で、前年度から492万2,635円増額となったところでございますが、これは分担金負担金で49万2,110円の減、使用料で122万7,481円の減となるなどの一方で、町税で691万5,821円の増額となったことによるものでございます。

次に、国民健康保険特別会計保険事業勘定の収入未済額は1億1,146万9,794円で、前年度から1,077万2,973円の減少。また、直診勘定では20万38円で、前年度から12万9,316円の増となっております。

後期高齢者医療特別会計では18万5,300円で、前年度から4万3,700円の減少、介護保険特別会計では424万4,842円で、前年度から34万7,024円の増となったところでございます。

次に、参考として、12ページに記載しております公営企業会計につきましては、上水道事業会計では5,515万904円で、前年度から245万7,679円減少、下水道事業会計では2,713万6,399円で、前年度から117万5,429円の減少となったところでございます。

なお、水道料金及び下水道使用料につきましては、2月分、3月分の料金の納期限が翌年度となることから、現年度未収額が大きな数字となっているところでございます。

次に、13ページ左側の地方債借入別現在高の状況でございます。

表示単位が1,000円単位となっておりますので、御留意いただきたいと思います。

一般会計債の合計残高は105億5,610万1,000円で、対前年比1億8,975万9,000円の減少となっております。通常償還のほか、近年の町債発行抑制によることが減少の要因となっております。

国民健康保険特別会計では、直診勘定におきまして3億527万8,000円で、前年度から7,814万8,000円の減少となっております。

また、参考として掲載しております上水道事業会計債は4億8,361万円で、前年度から6,390万3,000円の増、下水道事業会計債は19億3,350万6,000円で、前年度から1億5,610万7,000円の減少、病院事業会計債は11億8,534万9,000円で、前年度から1億247万2,000円の減少となっております。

同じページの表、債務負担行為の状況でございます。

一般会計全体では1億1,635万9,000円で、前年度と比べますと5,579万2,000円の減少となっております。これにつきましては、構造物の購入に係るもの、教職員住宅、これは教職員住宅の整備に係る地方職員共済組合の借入残高の減少と、川東地区農道整備に係る平成27年度分事業費が減少したことによるものでございます。

続きまして、14ページ、基金積立金の状況でございます。

財政調整基金につきましては、平成27年度末18億2,053万380円となりまして、3億853万3,015円の増加となっております。これは、平成26年度決算剰余金のうち1億1,000万円、また、中長期財政運営指針で期間中積み立てをおおむね10億円程度維持することとしており、今後の学校改築及び給食施設整備を考慮し、1億9,400万円を年度内に積み立てしたほか、利子積立金が453万3,015円となったものによることでございます。

次の減債基金は、年度末現在高で6億9,671万9,726円で、前年度末から利子の積み立てにより210万5,915円の増加となったところでございます。

その他の特定目的基金につきましては、平成27年度中に新たに農業基盤整備事業基金、恐竜の卵基金の2つの基金を新設しており、16の基金となっております。総額で34億1,603万2,340円となっております。前年度に比べまして1億2,747万1,101円の増加となっております。

各特定目的基金では、8つの基金で合計1億4,651万1,772円を取り崩し、一方、原資、利子について積み立てを行っているところでございまして、原資の積み立てといたしましては、新規の2つの基金については農業基盤整備基金で2億円、恐竜の卵基金で1,000万円を積み立てたほか、ふるさと納税による寄附金など地域振興基金、教育施設整備基金及び鈴木章記

念事業推進基金積み立て、そのほか立木の売り払い収入や情報施設の基本使用料に当たる分をそれぞれ基本基金、情報通信施設営繕基金に積み立てしているところでございます。

一般会計の基金合計では59億3,328万2,446円で、前年比で4億3,810万31円の増加となったものでございます。

また、特別会計分といたしましては、国民健康保険給付費支払準備基金は利子25万8,897円を積み立て、年度末で8,232万7,013円となっております。

介護給付費準備基金につきましては、利子16万6,811円積み立て、年度末で5,505万7,161円となっております。

これらの結果、各会計の基金を合計いたしますと60億7,066万6,620円となり、前年度末と比べまして4億3,853万5,739円増加したものでございます。

次に、右側の表の主要財政指標でございます。

標準財政規模は59億5,253万8,000円でございます。前年度から384万2,000円減とほぼ横ばいとなったところでございます。

経常収支比率につきましては、前年度から3.9ポイント減の80.6%となっております。

財政力指数については0.195で、前年比0.001ポイントの増、公債費負担比率につきましては20.3%で、前年比1.4%の減少となっているところでございます。

積立金現在高から債務負担行為につきましては、前段に説明済みのため省略させていただきます。町税の徴収率についてでございますが、滞納分を含めた全体の徴収率は81.2%で、前年に比べ0.8%減少しておりますが、現年度分は0.1ポイント減少と、ほぼ横ばいの98%となったところでございます。

巻末の15ページには、A3版として平成27年度一般会計決算状況を一覧として添付してございますので、後ほどお目通しいただきたいと存じます。

また、国保直診勘定につきましては企業会計ではございませんが、この資料の18ページに認定第2号資料として、参考までに損益計算書様式にて資料を添付してございますので、後ほどお目通しくくださいますようお願いいたします。

続きまして、認定第5号 むかわ町上水道事業会計決算に関する件でございます。

配付のファイルで上水道とインデックスをつけているページをごらんいただきたいと思います。

こちら、平成27年度むかわ町上水道事業会計決算書でございます。

こちらの7ページをごらん願います。

7ページは、水道事業及び簡易水道事業を合算いたしました損益計算書でございます。

営業収益と営業費用の差し引きで、表の中ほど右側に記載してございますが、平成27年度は7,724万8,600円の営業損失となっておりますが、その下の営業外収益と営業外費用の収支を加えた経常利益では2,866万683円の黒字決算となっているものでございます。当年度純利益は同額の2,866万683円となり、この金額に前年度繰越利益剰余金を合わせた額は1億2,595万3,019円となり、当年度未処分利益剰余金として計上したところでございます。

次に、11ページにお進みください。

平成27年度むかわ町上水道事業剰余金処分計算書でございます。

ページ下段のむかわ町剰余金処分計算書の下段で、ただいま御説明申し上げた当年度未処分利益剰余金は、減債積み立てに32万8,000円、建設改良積み立てに1,100万円、利益積み立てに110万6,000円、合計1,243万4,000円を積み立て、残りの1億1,351万9,019円につきましては、翌年度繰越利益剰余金として計上しているところでございます。

次に、24ページにお進みいただきまして、ページ中段に企業債の現況が記載されてございますが、こちら簡易水道事業におきまして、平成27年度7,979万6,341円を償還し、建設改良債を1,830万借り入れしたことにより、年度末残高は3億5,821万365円となったところでございます。

以上で、認定第5号の説明を終了させていただきます。

続いて、認定第6号 平成27年度むかわ町下水道事業会計決算に関する件でございます。

インデックスで下水道と表示されているところをお開き願います。

こちら、下水道事業会計決算書の7ページをごらん願います。

こちら、下水道事業損益計算書でございますが、これは公共下水道事業と農業集落排水事業を合算した損益計算書でございます。

営業収益と営業費用の差し引きで、表の中ほど右側に記載されておりますが、平成27年度は2億5,545万3,674円の営業損失となったところでございますが、その下の営業外収益と営業外費用の収支を加えた結果、経常利益は363万8,171円となったところで、同額が当年度純利益となり、これに前年度繰越利益剰余金を加え、その他未処分利益剰余金変動額を差し引き、1,521万8,541円を当年度未処分利益剰余金として計上しているところでございます。

次に、11ページをお開きいただきたいと存じます。

下水道事業剰余金計算書の下段でございます。

ただいまご説明申し上げた当年度未処分利益剰余金1,521万8,541円のうち、減債積立金に

18万3,000円を積み立てたしまして、1,503万5,541円を翌年度繰越利益剰余金として計上したところでございます。

続きまして、24ページをお開きいただきたいと存じます。

24ページの中段でございます。(2) 企業債の概況でございます。

平成27年度の公共下水道事業で14億3,078万3,220円、農業集落排水事業で5億272万3,551円の残高となったところでございました。

以上で、認定第6号の説明を終了させていただきます。

続きまして、認定第7号 平成27年度むかわ町病院事業会計決算に関する件でございます。

インデックスの病院と表示されているページをお開き願います。

こちら、むかわ町病院事業会計決算書の3ページ、損益計算書をごらん願います。

病院運営につきましては、指定管理者により実施しておりまして、医業収益と医業費用の収支では、計算書中段の右側でございます3億450万7,725円の営業損失となっております。これに一般会計からの補助金などの医業外収益と医業外費用の収支2億4,549万1,932円を加算いたしまして、5,901万5,793円の経常損失となり、ここにその他未処分利益剰余金変動額を加え、当年度未処理欠損金は1億1,144万3,277円となっておりますが、過年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填したことにより、8ページのキャッシュフロー計算書の下段でございますが、資金期末残高が1億3,141万1,432円となったところでございます。

次に、17ページ下段に記載してございます企業債の概況でございます。

病院事業の年度末残高は11億8,534万8,716円となっております。

以上で、認定第1号から認定第7号まで一括して御説明申し上げました。よろしく御審議、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

代表監査委員から報告はありませんか。

○監査委員（辻 圓治君） 特にございません。

○議長（三倉英規君） これから質疑を行います。

なお、ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号までの7件につきましては、9月21日開催の第7回議会運営委員会において協議の結果、議長と監査委員を除く全員で構成する平成27年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることで協議が整っておりますので、そのように取り運びたいと思います。したがって、本会議における質疑は大体論にとどめるよう御配慮願います。

質疑の順番は認定番号順といたします。

まず、認定第1号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで認定第1号についての質疑を終わります。

次に、認定第2号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで認定第2号についての質疑を終わります。

次に、認定第3号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで認定第3号についての質疑を終わります。

次に、認定第4号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで認定第4号についての質疑を終わります。

次に、認定第5号についての質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで認定第5号についての質疑を終わります。

次に、認定第6号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで認定第6号についての質疑を終わります。

次に、認定第7号について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで認定第7号についての質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号から認定第7号までの7件については、9月21日開催の第7回議会運営委員会において協議したとおり、議長、監査委員を除く全員で構成する平成27年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託して閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号までの7件については、議長、監査委員を除く全議員で構成する平成27年度むかわ町各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

ただいま選任されました平成27年度むかわ町各会計決算審査特別委員会の委員に申し上げます。

委員会条例第10条の規定により、委員長を互選するための委員会を招集したいと思いますので、休憩中に委員会を開催願います。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時39分

再開 午前11時10分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（三倉英規君） 日程第10、諸般の報告を行います。

休憩中に開催された平成27年度むかわ町各会計決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に津川 篤委員、副委員長に山崎真照委員が互選されましたので、議会の運営に関する基準第107条の規定により報告いたします。

---

#### ◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第11、同意第4号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同

意を求める件を議題といたします。

同意第4号について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

[竹中喜之町長 登壇]

○町長（竹中喜之君） 同意第4号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同意を求める件について御説明いたします。

本件は、教育委員会委員の辞職により、新たに教育委員会教育長として、むかわ町田浦201番地12、長谷川孝雄氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

長谷川氏の履歴につきましては、議案説明資料1ページにもありますように、昭和57年6月から昭和59年5月までの間、旧鶴川町公民館運営審議会委員、昭和57年7月から昭和58年3月までの間、旧鶴川町青少年問題協議会委員、昭和62年11月から平成3年10月までの間、旧鶴川町社会教育委員、平成11年6月から平成18年3月までの間、旧鶴川町教育委員会委員、平成18年3月から現在に至るまで、むかわ町教育委員会委員長として経験と実績を持ち、また、教育委員長在任中は、平成23年5月から胆振管内教育委員会連絡協議会会長、さらに平成24年5月からは北海道町村教育委員会連合会副会長を務められ、豊かな社会経験と高い識見を有する方であり、地方教育行政において適任者でありますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

これから同意第4号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第4号について討論を行います。

原案に反対者の発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第4号について採決します。

お諮りします。

同意第4号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第4号 むかわ町教育委員会の教育長の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時17分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第12、同意第5号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を議題といたします。

同意第5号について提案理由の説明を求めます。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） 同意第5号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件について御説明いたします。

本件は、教育委員の辞職により、新たに教育委員として、むかわ町宮戸836番地6、高玉千代子氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

高玉氏の履歴につきましては、議案説明資料2ページにもありますように、平成22年6月よりむかわ町教育委員会社会教育委員、平成27年4月からはむかわ町女性連絡協議会事務局長とむかわ婦人団体連絡協議会事務局長をそれぞれ現在に至る経験と実績を持ち、豊かな社

会経験と高い識見を有する方であり、地方教育行政において適任者でありますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

これから同意第5号について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから同意第5号について討論を行います。

原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第5号について採決します。

同意第5号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、同意第5号 むかわ町教育委員会の委員の任命につき同意を求める件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

---

◎議案第50号から議案第54号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第13、議案第50号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）から日程第17、議案第54号 平成28年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）までの5件を一括議題といたします。

議案第50号から議案第54号までの5件について提案理由の説明を求めます。

酒巻総務企画課主幹。

〔酒巻宏臣総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 議案第50号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）から議案第54号 平成28年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）まで一括して御説明申し上げます。

まず、議案第50号 平成28年度一般会計補正予算（第5号）でございます。

議案書の23ページをお開きください。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,233万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億2,752万9,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページの歳出より御説明申し上げます。

2款総務費、まちづくり推進事業で727万8,000円の追加につきましては、合併周年事業の一環として取り組んでまいりました町民憲章、イメージキャラクター、オリジナルソングの普及促進を図るための経費を追加するもので、地域振興基金を財源とするものでございます。

3款民生費、社会福祉一般事務の130万円の追加につきましては、冬の生活支援事業として福祉灯油に係る経費として追加するものでございます。当該事業の財源といたしましては、北海道からの地域づくり総合交付金50万円、残額は一般財源を充てるものでございます。

その下の障害者福祉事業で1,292万2,000円の追加につきましては、穂別地区から人工透析患者送迎サービスを必要とする方の対応といたしまして206万円と、平成27年度の障害者自立支援給付費及び障害者医療費の精算確定に伴う国庫及び北海道への償還金1,086万2,000円でございます。

5ページにお進みいただきまして、臨時福祉給付金支給事業の11万7,000円の追加につきましては、平成27年度の臨時福祉給付金の精算確定に伴う国庫への償還金でございます。

2目老人福祉費、老人福祉施設事務の92万7,000円につきましては、社会福祉法人慶寿会の介護設備、介護見守り支援機器導入に対し国庫補助金が手当されましたことから、所要の額を追加するものでございます。なお、財源につきましては、全額国庫補助金でございます。

5目未熟児医療給付事業の15万1,000円の追加と、次の2項1目児童福祉一般事務28万7,000円の追加につきましては、平成27年度の事業確定に伴う国庫または道への負担補助金等の精算返還金でございまして、それぞれ未熟児医療給付事業国庫補助金、障害児入所給付費に係る国庫及び道の負担金でございます。

5 ページの一番下から 6 ページにかけての発達支援センター事業の 7 万 1,000 円の追加につきましては、障害者自立支援対応システムのソフト更新費用でございます。

その下の児童手当等支給事務の 121 万 1,000 円の追加につきましては、平成 27 年度の事業確定に伴う国庫及び道負担金の精算返還金でございます。

4 款 1 項 2 目の予防接種事業につきましては、法律の改正により本年 10 月 1 日から生後 1 年未満の子どもの B 型肝炎ワクチン接種が定期接種となり無料化とすることから、これに係る費用として 45 万 7,000 円を追加するものでございます。

2 項 1 目の環境衛生一般事務 171 万 5,000 円の追加につきましては、さきの台風の影響による高波により被害を受けた汐見 1 区飲料水供給施設の今後の災害等に備える経費といたしまして 100 万円を追加するものと、花岡 2 区水道組合の飲料水供給施設に対し、むかわ町簡易給水施設事業補助要綱に基づく災害復旧等の支援として 64 万 8,000 円を災害関係経費として追加するほか、末広の公衆トイレの水洗機器の故障対応のため、修繕費 6 万 7,000 円を追加するものとなっております。

7 ページに移りまして、2 目清掃費、ごみ・し尿処理対策事務の 520 万円の追加につきましても、災害関係経費でございます。海岸に漂着した流木等につきましては、海岸管理者である北海道において、大きなものにつきましては既に処理を終えたところでございますが、小規模な漂着物につきましては、今後漁場等への影響がないよう町として回収処理をする費用でございます。

5 款 1 項 2 目の農業振興費、ふれあい農園管理運営事務の 99 万 7,000 円の追加につきましては、ふれあい農園内のトイレの手洗い場付近内壁等の補修対応経費でございます。

4 目農地費の農業基盤整備事業につきましては、道営事業でございます川西南第 3 号水路整備に係る受益者の負担軽減のため、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金 181 万 5,000 円を追加するもので、財源につきましては同補助金 90 万 7,000 円、残りは一般財源となっております。

7 ページの下段から 8 ページにかけまして、2 項 1 目林業振興費の林業振興対策事業につきましては、従事者本人、事業者、北海道、町の拠出により就業者の条件整備を行っておりますが、対象者が当初見込み 47 人から 6 人増となりましたことから、これに係る町の負担分 8 万 7,000 円を追加するものでございます。

7 款土木費の建設機械等維持管理事務につきましては、町道管理用ダンプトラック排気装置の不具合による修繕や、冬用タイヤの劣化により交換が必要になりましたことから 214 万

5,000円を追加するものでございます。

9款教育費、博物館管理運営事務の13万円の追加につきましては、苫小牧穂別会様より合併10年の記念として10万円の御寄付をいただいたところでございまして、寄附の御意向に沿って穂別博物館の館内案内用のデジタルフォトフレームを購入するものでございます。

8ページ下段から9ページ、11款諸支出金、公営企業支出金230万円の追加は、こちらも災害関係の補正でございます。水道事業の災害復旧費に対して補助するもので、内訳は鶴川地区水道の春日水源地の埋積土砂除去に係る経費200万円と、穂別地区簡易水道の市街地低区配水池の倒木処理に係る経費30万円でございます。

12款給与費の912万6,000円の追加につきましては、災害当日の対応からその後の復旧事務に係る職員の時間外等でございます。

13款災害復旧費につきましては、さきの臨時会以降の新たな調査箇所及び工事工法等の見直しによる復旧経費を追加するものでございます。

まず、1項1目の道路橋梁災害復旧事業で1億8,480万円の追加につきましては、国の補助を予定している公共災害復旧工事1億7,000万円と町の単独災害復旧工事440万、単独災害復旧業務1,040万円の内訳となっておりまして、財源につきましては、国庫負担金1億780万円、地方債3,060万円、残りは一般財源でございます。

次に、10ページ、河川災害復旧事業の1億8,000万円の追加につきましては、国の補助を予定している公共災害復旧工事1億5,170万円と町単独災害復旧工事1,840万円、単独災害復旧業務990万円の内訳となっておりまして、財源につきましては、国庫負担金9,180万円、地方債3,770万円、残りは一般財源となっております。

2項1目の林道災害復旧事業の1億290万円の追加につきましては、国の補助を予定する町有林道等の復旧工事7,740万円、単独で実施する町有林道等復旧業務670万円のほか、私有林内の作業道等の災害復旧を支援するため、林道災害復旧補助金1,880万円の内訳となっておりまして、財源につきましては、国庫負担金3,570万円、地方債2,350万円、残りは一般財源となっております。

2目農業施設災害復旧費の1億2,390万円の追加につきましては、国の補助を予定する農道の復旧工事2,500万円と単独による農道復旧工事590万円、農地・農作業等の復旧を支援するため農業施設災害復旧補助金といたしまして9,300万円の内訳となっておりまして、財源は国庫負担金1,300万円、地方債930万円、残りは一般財源となっております。

11ページの2項1目その他公共施設災害復旧事業の250万円の追加につきましては、穂別

河川公園の土砂除去、汐見海岸保全林の決壊防止、汐見1区給水施設水源地の復旧業務となつてございまして、全額一般財源でございます。

なお、ただいま御説明申し上げた公共災害復旧予算に係る事業箇所等につきましては、別冊配付してございます議案説明資料の3ページから5ページに図面等の資料にまとめて整理してございますので、後ほど御参照いただければ幸いです。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

一般会計補正予算説明書の2ページをお開き願います。

歳入でございますが、10款地方交付税につきましては、特別交付税の災害ルール分を含め1億1,000万円を追加するものでございます。

14款国庫支出金につきましては、災害復旧に係る国庫負担金2億4,830万円と社会福祉法人慶寿会の看護支援機器導入に係る国の地域介護・福祉空間整備推進交付金92万7,000円でございます。

15款道支出金につきましては、冬的生活支援事業の財源でございます。地域づくり総合交付金50万円と道営事業に係る受益者負担軽減のため、農業競争力基盤強化特別対策事業補助金の財源として、道補助金90万7,000円となつてございます。

3ページに移りまして、17款寄附金につきましては、穂別苦小牧会様よりちょうだいいたしました合併10周年を記念した10万円の寄附金となつてございます。

18款繰入金につきましては、災害復旧事業に充てるため財政調整基金から1億3,000万円、町民憲章、公認キャラクター、イメージソングの普及促進事業に充てるため地域振興基金から727万8,000円を追加するものでございます。

19款繰越金につきましては、歳入予算の調整額といたしまして4,322万4,000円を追加するものでございます。

21款の町債につきましては、国の補助が見込まれる工事の補助残と単独災害復旧工事のうち適債性が見込まれるものを含めまして、道路橋梁復旧事業分で3,060万円、河川災害復旧分として3,770万円、林道施設災害復旧事業債2,350万円、農業施設災害復旧事業債が930万円、合わせて1億110万円の追加となつてございますが、これに伴いまして、議案書の28ページをお開きいただきまして、こちら、第2表地方債補正となつてございます。ただいま申し上げた起債の追加変更分をそれぞれ発行限度額をこれに合わせまして補正するものでございます。

以上で、議案第50号の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第51号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ142万4,000円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億7,350万1,000円とするものでございます。

こちらも説明の都合上、別冊配付してございますむかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳出から御説明申し上げます。

1款総務費の国保一般事務の59万4,000円の追加につきましては、国民健康保険の共同運営に向けたシステム整備経費でございまして、財源は全額国庫補助金でございます。

10款諸支出金の一般保険者保険税還付金の83万円の追加につきましては、過年度に係る保険資格の変更による過年度還付金が増加していることによるものでございまして、財源は前年度繰越金でございます。

2ページにお戻りいただきまして、歳入の3款国庫支出金の59万4,000円の追加につきましては、国民健康保険の共同運営に向けたシステム整備経費に対する補助金でございます。

歳入の10款繰越金の追加につきましては、過年度還付精算のために前年度繰越金83万円を追加するものでございます。

以上で、議案第51号の説明を終了させていただきます。

続きまして、議案第52号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

議案書の31ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,070万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,524万4,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます平成28年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

3ページの歳出でございます。

6款諸支出金の介護負担金等精算返納金2,070万7,000円の追加につきましては、平成27年度の事業費確定により、国庫、道、支払基金への介護給付費負担金、地域支援事業交付金の償還金でございまして、このため、2ページの歳入、8款繰越金を前年度繰越金で歳出と同

額増額補正するものでございます。

以上で、議案第52号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第53号 平成28年度上水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

本補正予算につきましては、一連の災害の復旧対応経費を追加するものでございます。

議案書の33ページをお開きください。

第2条でございますが、上水道事業のうち水道事業に係る収益的収入及び収益的支出をそれぞれ200万円増加し、水道事業の収益的収入及び支出の総額をそれぞれ1億3,313万円とし、簡易水道事業に係る収益的収入及び収益的支出をそれぞれ30万円増額し、簡易水道事業の収益的収入及び支出の総額それぞれ1億5,885万8,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます上水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書により御説明申し上げます。

2ページの収益的支出でございます。

1款水道事業費でございますが、鶴川地区水道水源地の埋積土除去費用として200万円を追加するものでございます。

その下の2款簡易水道事業費用につきましては、穂別市街地の低区配水池の倒木除去費として30万円を追加するものでございます。

これらの財源につきましては、1ページにございます収益的収入に一般会計から補助金を追加するものでございます。

以上で、議案第53号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第54号 平成28年度下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

議案書の35ページでございます。

第2条でございますが、下水道事業のうち公共下水道事業に係る収益的収入と収益的支出をそれぞれ75万円増額し、収益的収入と収益的支出の総額をそれぞれ2億4,530万1,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付してございます下水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書により御説明申し上げます。

1ページ下段の収益的支出の処理場費の補正につきましては、下水道事業に係る業務計画の策定ため、調査費150万円を追加する一方で、既存の業務費用の執行見込みから75万円を

減額し、差し引きで75万円を追加するものでございまして、ページ上段にございますように、財源といたしましては、国庫補助金75万円を追加するものでございます。

以上で、議案第50号から議案第54号まで一括説明を終了させていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順序は、議案番号順といたします。

各会計とも、質疑をされるときはページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第50号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書、別冊の事項別明細書の1ページから11ページまでの1総括、2歳入、3歳出と議案書23ページから27ページまでの第1表歳入歳出予算補正の全般についてと28ページの第2表地方債補正について質疑ありませんか。

4番、大松議員。

○4番（大松紀美子君） 4ページの260-1の町づくり推進事業について、1つ目は伺います。

公認キャラクターが400万円ちょっとで予算化されていますけれども、この具体的な事業内容について伺います。

それから、町民憲章に対して300万円というちょっとお高い予算がついているんですけれども、この具体的な事業内容について伺います。

それから、次の640の障害者福祉事業で、穂別の方の透析患者の送迎で206万ということなんですが、この具体的な事業内容について伺います。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） 260町づくり推進事業の2つの御質問についてお答えしたいと思います。

まず、1点目の公認キャラクターの件でございますけれども、これにつきましては、着ぐるみ製作にかかわる経費でございまして、着ぐるみをつくるために、現在のところキャラクターがまだイラストしかないものですから、これを立体化する、まずデータ作成料、それと、その立体化したものを着ぐるみに作成する経費のその2つの部分が主な経費の内訳になってございます。

それから、町民憲章の部分でございますけれども、これにつきましては、町民皆さんにお知らせする大事な憲章でございますので、鶴川の本庁と支所と両方に町民憲章の看板といいますか、それを作成するものでございまして、それぞれ本庁と支所、150万ずつの経費をみてございます。それで、中身につきましては、せっかくの町民憲章でございますので、むかわ町、森林の町でもございますので、ぜひ地元の地域資源を活用したものをつくりたいということで、町民憲章の木製のものをまず作成したいということで、その部分については100万円ほどの予算をみてございます。それぞれ100万です。それと、そこにつける町民憲章の筆耕料ですけれども、それを50万というような形で、150万掛ける2つということで、全部で300万というような予算を計上させていただいてございます。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

萬地域振興課参事。

○地域振興課参事（萬 純二郎君） この使用料及び貸借料になりますけれども、これは鶴川地区で今、月水金に透析バスが苫小牧地区に行っているんですけども、穂別地区は、これまでは自分で行く部分プラス千歳の病院のほうでの送迎がありました。ただ、ことし6月になりまして、そこの病院等でちょっと先生の体調等もありまして、新規の外来、そして入院病棟が今、休所している状況でございます。ただ、現在透析で通っている方は、これまでも近隣の病院や先生方の協力の中で続けると、これからもそれは続けていくということなんですけれども、新規の患者について対応できないという部分がありまして、今回穂別地区から鶴川地区の透析送迎バスの間をハイヤー等で送迎をするという部分でございます。現実的には、対象は2名から3名程度になります。ただ、透析の患者ですので、できるだけ時間が短くスムーズに運行したいという部分がありまして、朝、穂別地区から鶴川のターミナルまでまずハイヤーで送りまして、それで、鶴川の送迎バスに接続するという形。帰りは、鶴川に戻ってきたら、そこからまたハイヤーで穂別まで戻るといった形で考えております。

以上になります。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 公認キャラクターなんですけれども、わかるんです、着ぐるみをつくって立体化するということなんですけれども、ちょっといろいろ調べてみましたけれども、結構高額だなということで、例えばイメージしているものがありますよね。もうたくさんあります。各町村にいっぱいあるんですけども、テレビとかで見ますけれども、これぐらいの

金額になるというのは、何かむかわとして考えがあってこうなのかなとか、ちょっとよくわからないので聞いているんですけれども、もうちょっと具体的にわかればと思うんです。

それから、町民憲章なんですけれども、これは木製でつくるということは結構なことですし、反対はしていないんですけれども、例えば有名な方に書いていただくだとか、字を書くわけですから、掘ったりするわけですから、私はその辺のところをちょっと、金額もさることながら、内容についてお聞きしたかったので、考えていることがあるのでしたらお聞かせください。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） まず、キャラクターのほうなんですけれども、先ほどの説明の中でちょっと不足してございましたので申し上げたいと思いますけれども、作成するのは1体ではなくて、鶴川地区と穂別地区と両方何かイベントのときに使えるような形で、このキャラクターについては、着ぐるみを2体つくりたいと考えてございます。それで、金額についてはこのくらいの金額になってございます。1体ではなくて2体つくるのでこのくらいの金額になっているということで、まず御了解いただきたいなと思います。

それから、憲章のほうなんですけれども、まず、側といいますか、木製のものをつくりたいということと、あと、先ほど申し上げた筆耕につきましては、まだちょっとどなたに書いていただくかというところは、そこまではまだ具体的に決めてございません。これからその辺の扱いについては検討していきたいというふうに考えてございますので、御理解願いたいなというふうに思っております。

○議長（三倉英規君） 高田総務企画課長。

○総務企画課長（高田純市君） ただいまの町民憲章の筆耕等の考え方については、まだはっきりしたことが言えないというふうに申し上げましたけれども、私ども町全体としては、町内、町出身者等のゆかりのある方をお願いできないかということで考えているところでございます。ただ、まだ了解等その他もらっておりませんので、今の段階でははっきりしたことは言えないということを申し添えたいと思います。

○議長（三倉英規君） 大松議員。

○4番（大松紀美子君） 結局その揮毫料というか、そういうものも、謝礼というようなものも含まれての当然金額であるというふうに捉えていいんでしょうか。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） ただいま議員がおっしゃられましたとおり、筆耕料も含め

た金額となっております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

中島議員。

○3番（中島 勲君） 同じく今の一般会計の5号説明書の歳出の前段説明ありましたキャラクター、それから憲章サイン、ソングのCDですけれども、このCDのつくるのはわかるんですけれども、これをどういうふうな形で活用していくか、普及していくかということについて質問いたします。

○議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） ただいまの260番事業の町づくり推進事業のその中で作成しますCDの活用ということでの御質問、お答えしたいと思います。

こちらにつきましては、記念ソング、作成はしたんですが、そのさらなる普及促進を図るためということで作成する予定でございます。実際、作成枚数としては一応1,000枚の予定を考えてございます。その考え方なんですが、まず記念式典、出席いただけてきました方々へ、普及用としまして配布をしたいという考えでございます。そちらが大体200枚プラスアルファというような形でちょっと考えておるんですが、また、広く町外の方にも広めるという意味においては、こちらまだ完全に決まっているというお話ではないんですが、例えばふるさと納税の特産品返礼品のおまけ的なもので配布を図るとかということも考えられるかなということでの枚数積算というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

○3番（中島 勲君） 私の記憶に間違いなければと思うんですけれども、先刻、苫小牧むかわ会がありまして、私も出席したんですけれども、その中で、たしか町長も合併10周年ということでソングもできましたというふうに挨拶されたかなと思うんです。記憶なんです。当然これはああいう席ですから、既にもうCDはあったわけですから、あそこでかけるべきだなと。べきでなくて、かかるんだろうなと期待したんです。非常に軽快なテンポで、非常にいい感じですから、いつまでたってもそれがかかってこない。そのうちお酒が回ってわあわあなって終わってしまったと、非常に残念だなと。非常にソングはいい印象を与えるんです。ですから、そういうことのないように、1,000枚ですか、つくるというわけですから、そういう対外的なPRにもどんどん活用していきたいな、できたらいいかなと思いますし、何か聞きましたら、この役場庁舎の中でもかけているんだというふうに聞いているんだけれ

ども、その辺はどうなんですか。

○議長（三倉英規君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） ソングにつきましては、できてからいろいろな機会を捉えながらかけさせてもらっているところでございます。先ほど議員のほうから御指摘の、ふるさと会でのところがかからなかった、大変残念でありますけれども、そういった機会を捉えて、常にかけていきたいと思っておりますし、現在、町のほうでも勤務終了の合図としてこのソングをかけているところでもございます。また、町内のいろいろなイベント等の中でもソングをかけたり、また、キッズの踊りということで採用して、こども園等でも踊ってもらっているということで、幅広く活用しております。今後とも、ぜひ関係機関にも再度きちとしたCDになりますので、配布をしながら普及に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきましたと思います。

○議長（三倉英規君） 松本産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（松本 洋君） ふるさと会の関係のオリジナルソングの取り扱いについて御説明をさせていただきたいと思えます。

ふるさと会総会等におきまして、宴会のときに、若干音は小さかったかもしれないんですが、オリジナルソングをかけさせていただいておりました。また、一般のCDにコピーを簡易的にしまして、参加者の皆様にお土産と一緒にCDをプレゼントさせていただいております。また今後ともそういう活動をしていきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 中島議員。

○3番（中島 勲君） 耳がちょっと遠いもんですから、わかりました。

それで、これ一般の町民の方、希望者、こういう人にも配布しておいたほうがいいと思うんですけども、当然有償ですか。その辺をどういうふうに考えていますか。

○議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） CDの配布に当たっては、無償配布というような形で考えております。やはり広く普及という意味では、御希望される方おりましたら、その方へも配布をしたいというふうに考えは持っております。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

ここで昼食のためしばらく休憩させていただきます。  
再開は午後1時といたします。

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

3番、中島議員。

○3番（中島 勲君） 同じく先ほどの続きで、一般会計の資料は5号、説明書のこれは6ページのコード番号が1070、環境衛生一般事務について質問をいたします。

これは見てのとおり、このうち汐見1区の給水施設、越波防止対策ということで100万円計上しておりますけれども、これの工事の具体的な内容。

それともう一つは、先般、臨時議会で同じくこの給水施設について応急処置というのか、災害で30万を承認しているわけですが、これとの工事全体の関連はどういうふうになっているのか伺います。

○議長（三倉英規君） 江後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（江後秀也君） 私のほうから、汐見1区水道施設の越波対策についてお答えいたします。

8月31日の台風10号の高潮によりまして、汐見地区の簡易水道施設が地下タンクに海水入りまして、約1日の機能障害が発生しております。今後の対策としまして、水道施設の裏側、海側、あそこに道路があるんですが、そこに高さ1メートルの大型土のうを積んで水深1メートルまでは耐えるという形で、土のうを並べようという形で越波対策の工事を考えております。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 兄後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（兄後敏彦君） 汐見1区飲料水供給施設が高潮でもってポンプ室内の水槽、それと受水槽に海水が浸入しまして、それを濁水といいますか塩水を投げる作業、それと、それに伴いまして、地下水槽の水をくみ上げるポンプ等の手配をしまして対応したところでございますが、それに要した費用が30万円ほどかかったということでございます。

以上です。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

4回になりますので。

小坂議員。

○8番（小坂利政君） 一般会計の説明書の10ページの関係でちょっとお伺いをさせていただきたいと思いますが、2款の農林水産業施設災害復旧というところで、林業施設災害復旧と農業施設災害復旧の関係でお伺いをさせていただきますが、先ほどの説明の中で、林道の災害復旧補助金ということで個人の林道に関する事業主体という中身での説明がありました。

これ、個人のことでやることは非常に喜ばしいことだし、災害復旧に向けてなかなかこちらに対応できない部分を行政費用いただくということで、歓迎する声があるわけであります。係る経費の補助費率というのか、これどのぐらいなのかということと、あわせて林業というのは、ある意味は冬の造材に向けた作業がこれから始まるというところで、復旧のめどはどの程度に設定をされているのか。それによって随分変わるというところもありますので、その確認をさせていただきたいと思っております。

あわせて、災害復旧にかかわって、個人対応ですから、重機その他の持ち合わせもないというところで、勢いリースをしなければならぬ。しかし、リースも御存じのとおり全町的な災害復旧でありますから、重機についての対応もなかなかままにならないという現状もあるわけです。

したがって、年度内にやるという方向でいくのか、あるいは繰越明許的な部分で、次年度に向けての予算対応もできるのかということもあわせてお伺いをさせていただきたい。

もう一点、農業の関係についても、8号台風で臨時会でもいろいろ議論されておりましたけれども、個人の災害が非常に多いというところで、林道災害ばかりでなく農業に対する個人対応の補助というか災害復旧の個人補助というのか、これらについても、18年度のはいろいろと対応した経過もあるわけでありましてけれども、今回については、農業被害の個人対応についてはどのようになっているのかも含めてお伺いをさせていただきたい。

○議長（三倉英規君） 今井産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（今井 巧君） 私のほうから、林道関係の支援についてのお答えをいたしたいと思います。

こちらの林業施設の災害復旧の関係につきましては、平成18年の災害時におきましても、農林業施設の災害復旧費として一部支援を行ってきているところであります。今回につきましても、前回の支援を勘案しまして、75%の補助を予定しております。

事業につきましては、先ほど議員がおっしゃられたように、今後の森林施業を行う上で影

響が最小限にとどまるように、一応基本的には年度内での執行を予定しております。

ただし、今回公共的な林道について被害を受けているところもありまして、その林道が復旧しないと復旧ができない私有林等もあると思いますので、そういった部分につきましては、年度の繰り越し等も想定をしているところではありますけれども、基本的には年度内での執行ということで考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 東産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（東 和博君） 農業関係につきまして、私のほうからお答えしたいと思います。

今回の一連の台風での大雨による被害を受けた農地及び農業施設につきまして、農業生産基盤の早期復旧を図ることを目的とするために、むかわ町農業災害復旧事業実施要項を制定し、対応を図っていきたいと思っております。この間、現地調査及び生産者からの聞き取り等を行いまして、事業の内容について確認をとってきているところでございます。事業につきましては、土砂流入による敷ならしや排出、さらには耕地、作業路の一部決壊修復や用排水路一部埋設除去を主に行うものでございます。

補助対象経費につきましては、農地及び農業施設の災害復旧に要する経費としまして、75%以内を補助するものであります。また、被害者をもって構成する補助金の事業実施主体である団体に対しまして、事務費として復旧経費の3%以内を補助するものでございます。

なお、過去の経過からいきますと、平成18年の8月、そして平成20年7月の大雨災害、このときにも同様の暫定措置というものを設けておりまして、今回の災害につきましても、限定対応ということで処理をしていきたいというふうに思っております。

○議長（三倉英規君） 小坂議員。

○8番（小坂利政君） わかりました。いずれにしても、災害復旧でありますから、もう集中的にというか、災害対応ということで、一時期本当に短い期間で災害復旧するということが混乱すると思うんです。

それで、先ほどお伺いしたように、最悪次年度に繰り越す場合についての見方ということを一程度頭に入れながら行政対応していただきたいというのは、まず個人からの私に対する要望なんです。これ十分ひとつ配慮してやっていただけることによって、今助かることもありますし、あわせて、林道の場合ですけれども、公共林道の先に民間の林道があるというところもありますので、できるだけ公共林道優先した中で、災害復旧については同時進行でできるような、高い次元のひとつ行政判断をしてあげれば、本当にこれからちょうど繁忙期

に入るという状況でもありますので、事業的に遅れのないような、そういう仕組みづくりも、どうしても表に、アクセス道路と違って山に入ってからでなきゃわからないというのが林道の実態でありますから、なかなか人の目に触れないところでの、見えない部分での対応というのは大変でしょうけれども、その辺も勘案をしていただきながら、早急な災害復旧に向けたひとつ支援をしていただきたいというのが主なお願いであります。

それともう一点、18年度のときもそうでしたし、その後の災害あるたびに地元業者の活用というところ、災害復旧においてはできるだけ部分で地元のいわゆる資材あるいは部材、あるいはほかの業者も含めて、地元の活性化に寄与するような、そういう行政対応もあわせてひとつお願いをしたいと思っておりますけれども、できればこの件についても、御答弁いただければお願いを申し上げたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 答弁ありますか。

成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） 私のほうから、今小坂議員のほうから質問ありました内容についてお答えをしたいと思います。

林業、農業、いずれも本町の基幹産業、1次産業を担う貴重な産業でございます。経済活動において、やはり支障を来すような形はまずいということで、早期の復旧ということを目指すこととしております。きょう、この補正予算が決定をいただければ、速やかに補助金の要綱も決定をして、すぐに作業にあたりたいというふうに考えておりますし、また復旧に当たっては、地場の産業という部分でいくと地元の建設事業者等々の活用ということで、それぞれ復旧主体となり得る団体についても、その点もあわせて御依頼を申し上げていくということで考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） ほかにありませんか。

三上議員。

○5番（三上純一君） 1点だけ確認させていただきます。

7ページの1,120万、流木の処理委託の関係なんですけれども、委託そのものはいいんですけれども、私そもそのところでちょっと確認しておきたいんですけれども、先ほど説明の中で、海岸の保全というか、そこは道のほうで所管だというふうに伺っていましたが、大きいものの処理は道のほうでという説明だったんですけれども、今回520万の委託料ということで、道の受け持つ部分、あるいは自治体の受け持つ部分というのは、その辺の区分けというのはどうもちょっと捉えにくいんですけれども、その辺について、御説明いただければ

と思うんですけれども。

○議長（三倉英規君） 今井産業振興課主幹。

○産業振興課主幹（今井 巧君） 海岸漂着物、流木の漂着に対する処理につきましては、この間もお話してきましたとおり、管理者である北海道が処理をする責務を負っているところでもあります。

ただし、一方で、市町村が協力をするという規定もありまして、今回の部分につきましては、この間の台風9号、10号によって漂着した流木処理について、北海道に要請をしてきたところでもあります。その結果、大木、大きな流木については、一定の処理を終えたというところなんですけれども、先ほどの財務グループ主幹のほうから説明がありましたように、今後のサケ定置網、またシシャモ漁への影響を懸念するところからも、市町村としても一定の処理をしていきたいというふうに考えているところでもあります。

この件につきましては、引き続き北海道に対して、流木等の回収処理については要請していくところでもありますし、その辺については、協力をしながら処理をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（三倉英規君） 三上議員。

○5番（三上純一君） ちょっとわかりにくいなというところあるのね。そういう取り決めとか、規定にいろいろ細かい部分というのはあるんだろうと思うんだけど、例えば5メートルぐらいのものは道で処理します、あと細かいものは町で処理しますという、まずそういう細かいところあるんだろうなと思うんですけれども、そこがちょっと今の説明ではわかりにくいんですけれども、私にもわかるような説明をお願いしたいなと。

それと、今答弁にもありましたけれども、流木、打ち上げられたものに対しては、こういうふうにして一般財源から出して委託して処理すると。例えば、今回漁の開始にあたっては、結構おくれたという経過があります。それは、海中に漂流している流木も多分あっての影響だったんだろうというふうに思っていますし、漁業者の方もそこは鋭意努力して、いろいろ拾い上げて、またどうやってやっているのか、網で集めているのかわかりませんが、そういう対応されていると思うんです。その辺の分野については、町のほうはどのような対応、あるいは支援をしていくのか、そのちょっと考え方、確認しておきます。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） ただいま流木処理の件で、三上議員のほうから質問あった内容についてお答えをしたいと思います。

道と町とのすみ分けという部分につきましては、8月の災害に遭った部分で、9月上旬に道のほうが中心になって処理をしてきたということでございます。その後、やはり海上に漂流していた流木等も打ち上げられているという実態もあります。そういう部分で、一旦は道として処理をしたものについては、道の所管でやっていただいたと。それ以降の部分については、これ道のほうの予算の関係もでございますので、今のところ道のほうとしては予算がないという段階でございまして、それ以降の部分については町が対応するというようなことで、現在町が対応するという観点でこの補正予算を組んでいるところでございます。

そういう意味で、なかなか漂着物という部分では厄介なものでございまして、いつ打ち上がるのか、また大きな波が来たとき、また沖に出ていくというようなこともありますので、それらの処理について、早急にやはり押し上げをして、まずは漁業に心配のないような形で処理をしていくのが、これが町の責務であろうという観点で今回この補正予算を組んだところでございます。そういう意味で、早期な処理ということを今対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

失礼しました。

浮遊流木の処理については、沖に出て漁船等で引き上げているものも当然でございます。それを、引き上げてきたものを岸壁に堆積をして、漁業の支障にならないような形で今、漁組の裏のほうに積み上げてございますので、これらも含めて破碎等の処理をしていくという経費もこの中に見込んでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 4点ほどお伺いします。

1つは、先ほども出ていましたけれども、4ページのこの障害者福祉事業にかかわって、いわゆる透析患者の移送の問題です。先ほど答弁されましたけれども、これ、このような状況で推進するというところに、利用者の方々とちゃんとお話をされたのかなというのが聞きたいところです。

なぜかという、先ほどの答弁では、やむなくこういう状況になって、穂別から通うのに鵜川へ行って、鵜川の送迎車につなぐと、こういうことでございました。人工透析の患者さん方というのは、透析をするということは相当つらい状況があるんです。第1点は、この鵜川からも朝結構早く出ます、6時半なり7時なりという形で。そうすると、それにつなぐということになれば、穂別からはさらに1時間ほど早くならなきゃなりません。そういう状況

で行って、透析を受けて帰ってくるというのが、これは相当な負担でないかというふうに思うんですが、そこら辺のところをどのように判断されておられるのか。やむを得ない場合はやむを得ないんですけれども、そういう状況にあるということ。

さらに、帰り、受けた後相当な辛さがあるそうです。ということになれば、それをまた途中でつなぐということになれば、相当なこれ負担が、体への負担が出てくるという事態が考えられます。この辺はもっと安心して、病気が悪化しないような形で私はやってあげる必要があるんじゃないかなと思っているんですけれども、そこら辺も含めてお伺いしたいというのが1点目です。

それから、2つ目に、5ページになりますけれども、臨時給付金事業でここに出されておりますけれども、昨年もありました。対象になる方が十分であったかどうかということが議論になっていました。今回これがどうであったのかという点を確認させていただきたいというのが一つです。

それから、もう一つは、これが秋の事業につながる、秋の事業としてまた行われるわけですが、その間こういうふうになるというのはどういうことなのかということについて、御説明をいただきたいというのが2つ目です。

3つ目には、歳入にかかわってですが、今回は、災害復旧にかかわるのが補正予算のほぼ全体であります。その中で、財源の問題で確認をさせていただきたいんですが、公共災害ということで、国からの補助率に基づいて試算をされ、計上されているんだというふうに思います。そこら辺のところをちょっと明らかにさせていただきたいというのが1点ですし、そして、私は、これが激甚災ということになってきておりますから、次の段階に移っていく可能性あるんだろうというふうに思っておりますが、そこら辺の状況はどういうふうにやられるのか。

そういう中で、私は、財源の非常に大きな部分に、財調を崩しての基金からの繰り入れという形になっていて、これは災害という緊急な事態でありますからやむを得ないところなんですけれども、非常にこれが大きなウエートにもなっている。そういうところのその後の見通し等を含めて、お伺いをしておきたいというのが3つ目です。

それから、4つ目には、ページ数で言いますと給与費にかかわってです。給与費の補正をやられていて、これは災害復旧にかかわる費用の増加ということなんですけど、相当900万を超える額でありますので、これらの状況がどういうふうな、内容的にどんな状況でこれに、こういう提案になっているのか御説明をいただきたい。

以上、4点であります。

○議長（三倉英規君） 萬地域振興課参事。

○地域振興課参事（萬 純二郎君） まず、透析のことについてお答えさせていただきます。

私どもも今言っていた点、非常に大きく考慮しないといけないと考えて、今回いろいろ考えさせていただきました。

現状では、鶴川地区から出ているものが6時15分ほどに出発しまして、苫小牧の3カ所の病院に行く。そして、患者さんというのはできるだけ早い受け付けをして早くやりたいという部分があるんですけども、そこら辺は、向こうの受け入れる病院での時間帯等もちろんあります。それで、6時、同じような時間に出るというのは今度、穂別からつなぐときには非常に困難ということで、ただ受け入れる病院での時間も、普通より早く行き過ぎている部分というのは実際あって、1時間以上、受け付けするより待っているような状況もありますので、今考えているのは、穂別地区を6時に出まして、そして6時45分ごろに鶴川で引き継ぎをして、そして病院に7時15分から7時45分ぐらいの間で3カ所の病院におろすという形を考えております。私たちも、朝より帰りのほうが患者さんの負担が大きい、非常に体力を使ってという部分は聞いております。

ただ、穂別地区から通うときには、これから冬期間を迎えて、この透析バスについてはできるだけドア・ツー・ドア、いわゆる自宅まで行ってという形をとりますので、ちょっと地域の部分で、細い道等も入っていくという部分を見ると、今使っているワゴン車で行くよりもハイヤーを使って自宅前まで行くほうが、より早くスムーズに行けるんじゃないかということで今回内容を考えたところでございます。

利用者につきましては、これまでももちろん病院のほうとも話し合いはしたんですけども、これから利用を考え、想定している患者さん等とは保健師さんも通じながら、お話をしているところでございます。

○議長（三倉英規君） 藤田健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（藤田浩樹君） 私のほうから、臨時福祉給付金の関係でお答えしたいと思います。

今回の予算の補正予算に計上している部分は、実績報告による返還ということで説明を事前に、前段にしておりました。それで、事務費と事業費について、返還するようになっております。事務費については11万1,000円、事業費については6,000円ということで、昨年の臨時福祉給付金の給付額については6,000円となっております、1名分申請取り下げという

ことで、後ほど課税者であるということがわかりまして、その分を返還ということになっております。

昨年については、2,074名の方が非課税と思われる方ということで、税窓口福祉の臨時福祉給付金チームで9月の下旬に御案内をしまして、1,793名が申請して給付しております。今年度におかれましても、秋の給付金が臨時福祉給付金の対象者なんですが、2,175人という非課税と思われる方に御案内しております。この中には臨時福祉給付金、今年においては3,000円、また障害・遺族年金受給者向けというのが3万円というような加算がありまして、その方も含まれまして、非課税と思われる方には御案内をしているところでございます。

○議長（三倉英規君） 酒巻総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 災害復旧関係事業に係る歳入に関する御質問で、大きく2点の御質問を受けたというふうに考えております。

1つは、激甚災害指定を受けての今後の歳入の次の段階での考え方。それから、財政調整基金の繰り入れの状況を踏まえた上でのそういった基金管理の考え方というようなところの2点かというふうに思っております。

まず、先般、閣議決定を受けまして、全国的に今回の災害の一連の中で激甚災害の指定を受けることになったところでございますが、現時点の実は予算編成につきましては、予算編成のスケジュールの関係から、通常の災害の基準での歳入予算を計上させていただけるということでございます。

今回の激甚災害を受けまして、今後、国庫補助のそれぞれ公共施設災害のかさ上げ、そういったものが期待できるところでございまして、次のステップといたしましては、そういったかさ上げ部分を考慮した部分の歳入の補正というものも、次のステップで視野に入れるというところでございます。

また、公共災害、補助災害につきましては、今後、単独災害については工事完了後に財務局の査定、そして補助災害につきましては、国土交通省から、一部を除いては工事始める前に査定を受けて実際の補助の適用になるか、そういったものも判断もされていくということでございます。

それにあわせまして、実施時期についても、当該年度に実施できるもの、またそういった査定の状況を受けて次年度の復旧に回るものということで、現在のこの年度内におさまるような形での予算措置をさせていただいておりますけれども、そういった財源の補正とあわせまして、今後そういった査定の状況、国庫補助のつき方等々を踏まえまして、繰越明許費が

必要になった場合には、あわせて繰越明許費の次年度に回す予算組みについての補正についても、あわせて提案をさせていただきたいというふうに考えてございます。

なお、補助率でございますけれども、それぞれ公共施設災害、道路、河川に関するかさ上げ等、農業、産業系の農道、林道に係るかさ上げ、それぞれ実は率が異なっております。また、町の財政状況、被災の規模に応じましても、率がそれぞれ細かく異なるものですから、現時点において何%確実に来るといような状況ではございませんけれども、道路、河川につきまして、うちの町の状況から言いますと、今現在対象となった場合8割、80%補助ということで予算を計上させていただいておりますけれども、そこに大体5%から10%の範囲内でのかさ上げが見込まれるというふうに考えてございます。

林道、農業につきまして、特に林道につきましては、それぞれの被災箇所の例えば距離数ですとか単価等々でそのかさ上げ率が変わっておりますので、そういった部分は今後査定を受けながら、規模に応じた能率というものを今後の予算の中で補正対応させていただければというふうに考えてございます。

また、財政調整基金でございます。今回のそういった通常の災害復旧の財源ということで補助率を積算し、そして単独費部分で対応しなければならない部分について、財政調整基金の繰り入れをさせていただいております。財政調整基金につきましては、当然こういった年度間の事業費の調整、あるいはこういった災害の不測の事態に備える財源として、中長期財政フレームの中で、当面フレーム期間中、終了までおおむね10億円程度を維持していく中で、そういった今後の不測の事態にも備えていこうという考え方でやっているところでございますが、先ほど日程の資料の中でも御説明申し上げたとおり、27年度末で18億円程度の基金まで積み増しを行ってきているところでございます。

そのうち大型事業の部分で、今年度中に3億の取り崩しを既に当初から予定しております。これは給食ですとか学校施設の改築ということで、財源対策といたしまして3億程度、それにプラスして、今回の災害復旧に係る経費ということで1億1,000万。まさに不幸なことではございますけれども、こういった災害ということでの取り崩しとなった結果になってございますけれども、この基金のコントロールにつきましても、今後、中長期財政フレームをにらみながら一定規模、今後の不測の事態にも備えるような形でコントロールをしつつ、ただし、必要なこういった事態が生じたときには必要な分を取り崩し、活用していくというような考え方を基本にしていきたいと考えております。

また、冒頭申し上げました今後、公共債補助の適用補助率等の調整の中でこの部分、使用

が必要ないような事態の場合につきましては、取り崩しについては減額をしていきたいという考えも持っておりますので、その旨御了解いただければということでございます。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうから、12款給与費の補正の内訳につきまして御説明させていただきます。

まず、時間外手当というところでございますが、こちら当初予算のほうでも、一般職の時間外対象となる職員の給料の総額に対して、5%というような数字の額を一応、当初で予算計上させていただいております。そのうち5%のうち1%分をこういった非常時の災害等における時間外に充てるというような形で配分をさせていただいております。

時間外については、各課、グループに割り当てといたしますか、配分をして日々執行していただいているというような状況ではあるんですが、今回8月までの災害等の支出総額で約380万ほど、今までの支出になっているというような状況でございます。今後も予想されます夏からまた冬にかけても、ここ数年、災害等も発生して職員が対応しているというような状況もございまして、一旦今回までの支出相当の380万をまず今回の補正の上げさせていただいたというような状況でございます。

また今後、通常業務の中でも、こういった災害関係のそれぞれ補助でありますとか、いろいろそういった関連の業務が出てくる予定でございます。現在の予算の執行状況から考えまして、年度内の予算を見た場合、今までの執行状況、またあと昨年度の時間外の実績等を勘案しまして、おおよそ3月末までの時間外でさらに500万ほど不足をするというような算定をいたしまして、今回このような金額を計上させていただいたというような内容になってございます。

○議長（三倉英規君） 北村議員。

○11番（北村 修君） 3点ほどお伺いします。

まず、第1点は、人工透析にかかわってであります。答弁でも帰りのほうが大変だぞということで、実態をよく理解されていていいなというふうに思いますが、おっしゃられるように相当これ大変なので、私もこの人たちにかかわって結構お話も聞いているんだけど、やっぱり帰ってくるときが本当に大変だというのが一つあるんです。そういう点では、現瞬間ではやむを得ないのかもしれないけれども、やっぱりタクシーで行ったとしても、それを途中でつないで、また帰りもつないでという、こういうことは、穂別までということになる

と相当な距離になりますから、時間的なことも考えると、できるだけそういうことを避けてあげるような対応はできないのか。

今回200万という予算を見えていますけれども、大体これぐらいの予算であれば、新たな独自の対応ということも考えられないわけでもないんじゃないかというように思うんです。今、財源の話はいろいろしましたから言いませんけれども、その辺のところを含めて、今後ぜひ検討をいただければいいなというふうに思います。

それから、2つ目に、この財源の問題であります。一つは、今主幹が言われた中では、そうすると今回予算見積もりしているこの補助率について、林業、農業、いろいろあるんでしょうけれども、中に道路、河川については、これは8割で計算しているということなんです。私、全部65ぐらいの計算かなと思ったんですけれども、そこら辺のところ、もう一回確認をさせていただきたいというふうに思います。

それともう一つ、新たな形で激甚災の確定が来て補助率の確定というようなことになれば、財調からの持ち出しは少なくするとか、そういうことは当然だと思いますけれども、起債に関係しては、その辺はどのような変化が起きるといえることが考えられるのでしょうか。その辺ちょっと確認をさせていただきたい。

○議長（三倉英規君） 萬地域振興課参事。

○地域振興課参事（萬 純二郎君） 透析の部分について回答させていただきます。

新たな独自対応という部分はもちろん想定の中ではいろいろ考えております。もちろん今の鶴川地区の運行に600万ほど年間かかりまして、穂別地区からの部分になるともちろん距離もふえて、いろんな部分が変わるかと思えます。

ただ、透析につきましては、今自分で通っている方、もちろん日中仕事をして夜に透析をする方、また、必ず透析だけではなくて違う病気をほとんどの方がお持ちになっている部分、それによって状況が非常に変わる部分があります。今年の人たちがまた来年になったときにどういうふうな利用をしたいという部分が出てくるか、まだ見えない部分もあります。そこら辺につきましても、今後その状況を把握しながら対応していけたらと考えているところでございます。

○議長（三倉英規君） 酒巻総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（酒巻宏臣君） 補助率と起債の考え方についての御質問かと思えます。

補助率につきましては、先ほどの質問が私もちょうとわかりづらい部分あって申しわけございませんが、河川、道路に関しましては、対象経費の80%を見込んでおります。

また、林業関係につきましては、これ被災現場の奥地、また手前ということで補助率が変わってまいります、これにつきましては65%、50%という負担率を見込んでいるところがございます、一律この数字を見ただけでちょっと65%というのはわかりづらいような状況になっているかと思いますが、65%と50%、場所によって補助率がこの段階でも違っているという状況でございます。

農業につきましても、これも65%ということで、産業系の建物につきまして最大補助率65%、町所有の道路、河川につきましては80%となっています。

ただし、予算組みの際に、これにつきましては査定を受けて減少になっているというか、毎回の災害で相当数ございますので、対象事業費にでもこの後の歳入欠陥等が起きないような慎重な、この時点の段階ではということで組ませていただいております、補助と思われる部分の事業費の積み上げの8割に対して、補助率80%というふうな見込みを立てさせていただいているという状況でございます。

それと、あと起債の考え方でございます。起債につきましては、補助対象の裏になっている部分で起債を見込んでいるものにつきましては、当然、補助対象が増えてまいりますと起債の額は減少することになるかと思っております。

また、単独災害については、道路、河川につきましては100%の見込みということで起債を組んでおりますけれども、これにつきましても、例年これぐらいの規模の災害になりますと査定で対象から除外されるというケースもございますので、ここも比較的慎重な予算を組ませていただいているという状況でございます。

こういった査定ですとか補助のつけかえをあわせまして、先ほども申し上げました補助の歳入の補正にあわせまして、地方債の限度額等々につきましても、歳入の補正とあわせて査定の状況等を見ながら、補正をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

野田議員。

○13番（野田省一君） 大きく2点なんですけれども、1点は、10ページの農業施設災害復旧費についてでありますけれども、先ほどからも説明がありましたけれども、農地の被害については、復旧に向けた要綱をつくって復旧していくと。補助率75%の中で、恐らく100件以上かなということをお聞きしていたと思うんですが、一定程度、農家の方も補助率、迅速な対応で一定の安堵をしているところかなと思うんですが、その中でちょっとお尋ねしたい

んですが、災害が各地というか全土に広がって、来年の営農にまでこれ間に合うのかどうかというか、その辺どういような見解を持たれているのか。お金の出し方はある程度決まってきたけれども、その辺の見解についてもお伺いできればと思います。その1点です。

それと、4ページの260の01のまちづくり推進事業について。先ほどもちょっとお話出ていましたけれども、キャラクターの関係ですけれども、2体で300万ぐらいということなんですけれども、この辺、町内事業者を通して今回つくるのか、その辺見積もり合わせをされてきているのかということが1点。

それと、つくることはそれなりにできると思うんですけれども、つくった後、これ、俗に言う、誰がどのようにどこで保管していくのか、使い道というのはどういうことに限定していくのか、誰にでも貸し出すのか。その辺もし今の考えがあればお伺いをしたいと思っています。

それと、記念碑でもないし憲章のサイン300万、木造でということだったんですけれども、一部木造だと思うんですけれども、木造だとどのぐらいか。趣旨はわかります。町のことを考えると、木造でやっていくのはいいんですけれども、耐用年数ということを考えると、その辺維持費のかからない部分での木造にしていくのか、何年後かにまた作り直して、そのときに何十万かかかるんだよということであればいいんですけれども、大部分が木造で250万かかって、50万石ですという、その辺というか、ある程度先も見越しているのかなと思うので、ちょっとそこだけ確認させてください。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） 私のほうから、農業施設災害復旧の考え方について御回答申し上げます。

基本的には、やはり営農活動に支障を来さないということで補助要綱をつくって、迅速な対応ということを考えております。あるいは、また2次災害等の発生が心配される点についても、当然迅速対応ということでございますので、こういったところも配慮しながら、要綱整備をしているところでございます。

そういう意味で、早期の着工という部分で、事前着工についてもある程度認めていくというところは考えてございます。きょう以降、速やかな対応ということで、農業者の方については、収穫時期を迎えて大変な時期でもありますけれども、早期の対応ということで、年度内に何とか工事を終わらせるということで、来年の営農には支障のない形で進めていきたいという考え方でございますので、御理解をいただきたいと思っています。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） 私のほうから、先ほどのキャラクターと町民憲章の関係についてお答えをしたいと思います。

まず、この作製に当たって、町内業者を通してつくるのかどうかといったお話かと思いますが、この部分については、現在見積もりについては町外業者のほうからまずとってごきますけれども、その部分についてはまだ決まってごいません。

それから、つくった後の使い道、これはどうなるのかといった部分でごきますけれども、これについては、具体的なものについては今後、関係する観光部門等々とも相談をしながら検討していきたいというふうに考えてごいます。

ただ、保管場所につきましても、先ほども申し上げたかと思うんですが、一応本庁と、あと支所と両方にできれば1体ずつ保管をして、活用できるような方策を考えていきたいというふうに考えてごいます。

それから、憲章の部分でごきますけれども、憲章については、耐用年数の関係ということもごきますので、現在のところ考えているのは、庁舎内に置いて、なるべく、外に置いておきますと老朽化ですとかいろんなことごきますので、今の段階では庁舎内に設置するといった方向で考えてごきますので、御理解願いたいと思います。

○議長（三倉英規君） 野田議員。

○13番（野田省一君） 農業の話ですけれども、ちょっと素人考えなので的を外しているかもしれませんが、先ほどの話もあったように、町内の業者を主体に復旧工事していくんだということで、100カ所以上に上っていると思うんですが、一定程度町内を優先して事業をやっていただければとは思いますが、それにあわせても、これだけいろんな道内の各地の災害で、昨日のポンプの話じゃありませんけれども、いろいろと重機がなかったりというような状況もあるんだということをちょっとお伺いしているところもあるんですが、そういった見通しも含めてぜひ、ぜひというか見解、もう一度お願いしたいと思います。

それと、キャラクターですけれども、やはり高額なものを使ってつくるのであるので、まず保管場所をしっかりと、今後、決まった後にはどここの管理下に置くということをしていかないと、ああいったものというのはすぐ汚れてしまうんです。そこら辺、やはり長く使ってもらおうということで、5年使えば、1体150万であれば年間30万であればどうかなと思いますけれども、5年ももたない、2年しかもたないということのないように、要綱までい

かなくても基準、規則をつくっておいて、むやみやたらに貸し出すのか、誰にでも貸し出しできるように、しっかりと管理しながら貸し出せるようにしていただきたいと思います。

それと、記念碑の関係はわかりました。外なのかなと思っていたので、室内であればできるかなと。管理体制について今後考えていっていただけるので、そのところを再確認させてください。

○議長（三倉英規君） 成田産業振興課長。

○産業振興課長（成田忠則君） ただいま農地復旧の関係についてお答えをしたいと思います。

まず、箇所数でございますけれども、鷓川地区で29カ所、そして穂別地区では46カ所という箇所数になってございます。議員が御指摘の復旧に当たっての業者の部分で、なかなか手が回らないといったところも心配されるぞというお話でございました。この要綱の中では自力復旧というものも認めておりまして、リース代について助成もしていくという考え方もございます。

それから、復旧に当たっては、建設協会中心にお願いをしていくということになるかと思っておりますけれども、そういう意味で、ある程度地区割り等もしながら効率的な事業の推進ということも考えてございますので、なるべくやはり一日も早い復旧ということころで、農業者の方も求めているところがございますから、そういう意味で協力をいただくということも要請をしていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） 石川総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（石川英毅君） キャラクターの保管の関係でございますけれども、こちらにつきましては、今後制作とあわせて、管理の方法については詰めていきたいなというふうに考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで議案第50号の質疑を終わります。

次に、議案第51号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書、別冊の事項別明細書1ページから3ページまでの1総括、2歳入、3歳出と議案書の29ページから30ページまでの第1表保険事業勘定歳入歳出予算補正全般について質疑ありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 説明書の3ページですが、総務費の19節、道自治体情報システム協議会負担金にかかわってお尋ねをしておきたいというふうに思います。

これは説明で、やがて来る、予定をされているというのか、国保の都道府県化ということに向けてのシステムづくりということなんですが、私自身はまだこれが確定したというふうには聞いていないなと思うし、思ってもいないんですが、それで一つは、この都道府県化という形がこういうところまで来ているということは、現在どういう推移といいますか経緯といいますか、論議状況になっておられるのか。そういう中で、町としてどういう対応をされておられるのかという点をまず確認をさせていただきたいというのが第1点であります。

あわせて、そういうことで議論に参加をしているということになれば、その中での例えば保険料の問題だとか、今これら、それぞれ市町村でばらばらな形になっているというふうにするんですが、その辺のところの話はどうなっているのかとか、そういう点について、まずお伺いしておきたいなというふうに思います。

○議長（三倉英規君） 議場の温度が上がっておりますので、上着の着用は自由とさせていただきます。

八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 国民健康保険の都道府県化にかかわる質問でございますが、御承知のとおり昨年、医療保険制度改革関連法が成立したことから、平成30年度より都道府県と市町村が共同で国保を運営するということになってございます。その中で、役割分担といたしましては、財政運営の責任主体を都道府県、そして市町村は引き続き保険料の賦課・徴収、資格管理や保険給付の決定、保険事業の実施など、地域におけるきめ細かな事業を継続して行うということになってございます。

その中で現在、都道府県のほうでは、国保事業納付金、要は市町村が支払う納付金の算定というものをしなくちゃいけないということでございまして、厚生省のほうで国保事業納付金等の算定にかかわるシステムを作成して、今10月の中ごろをめどに都道府県のほうに配付をするというような情報が来ております。その中で今、北海道としては、市町村全体に算定にかかわる資料の提出というものが求められてございまして、9月の先週締め切りで、うちのほうも資料のほうを提出しているというところでございます。

それで、10月中ごろにシステムの簡易版が北海道のほうに入ったら、その段階でそれを使って、各市町村のどのぐらいになるかという算定を都道府県がするというようなことになっております。それを受けまして、それが10月の終わりまでに、今のスケジュールでは北海道

のほうですということございまして、11月に入ったときに、全道で説明会を開いてその状況について公表し、市町村の意見を伺うというような、今のところそのような情報が来てございます。それがわからないと、むかわ町がどのくらいの保険料納付金になるのかというところがちょっと見えてこないということもありまして、うちのほうは今そのところを注視しているというようなところでございます。

○議長（三倉英規君） よろしいですか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 私、さきの議会の一般質問でそこら辺のところを質疑を、議論をした記憶があるんですが、私がそのときに申し上げていたように誇称したこと、危惧して言った覚えもあるんですが、今全道各地を見ると、幾つかの市町村でこの保険料を引き下げると。いわゆる都道府県化のために保険者に出していると言われていた支援金を活用してという動きが広がっています。こういうのというのは、いわゆる都道府県化を目指して、それぞれその段階で市町村にどれだけの保険料が割り当てられるのかというふうなことの一つの流れではなかったのかという思いを私はしながらあの意見を述べていたんですが、そういうことのような状況というのは今見られないんですか。その辺のところはどのように判断しておられるのか、改めてちょっと伺っておきたい。これは町長の御意見を含めて伺っておきたいというふうに思っているんですが、担当者いるならいるで結構ですが、お願いいたします。

○議長（三倉英規君） 八木町民生活課長。

○町民生活課長（八木敏彦君） 支援金の部分につきましては、財政基盤が脆弱な市町村に配付されていたということで、この部分とは直接的には関係するとは考えていないところでございますが、今北海道のほうでは、要は北海道の市町村、どのぐらいの年間、医療費がかかるのかと、そういうものを基準として、今そこの町の納付金というものを算定しようとしております。

ただ、今、国のほうとしては、都道府県で統一的な保険料というものが出ているところでございますが、北海道の特性といたしまして、広大な広い土地の中で所得水準、それから医療費、そういう部分で余りにも差があり過ぎることがあります。それが今一番大きな問題でございまして、7月になります、北海道、それから北海道市長会、それから町村会、国保連合会と4者におきまして、国のほうに、北海道の特殊性を踏まえた激変緩和措置に係る財源の確保、それから、2つ目といたしまして、本道の特殊性に応じた納付金の算定に対する支援、3つ目といたしまして、制度移行に伴う電算システムの整備費用に対する全額措

置、4つ目といたしまして、新制度に対する住民への周知ということを積極的にやってくれ  
ということで、要望をしているというような状況でございます。

○議長（三倉英規君） いいですか。

北村議員。

○11番（北村 修君） るるお伺いしましたけれども、いずれにしても、今の状況でいくと、  
今のお話で見れば、11月ぐらいに市町村の意見を伺ってという進め方になっていくぞと、そ  
ういう状況になるんです。そういうことになれば、私どもは次の定例会にこの質問をしよう  
と思っても、大体行政側の流れは決まってしまうという状況になりかねないという、今のス  
ケジュールを聞くとそういうふうに思うんですが、やはりいろいろ言われているよう  
に、現状でもこの国民健康保険にかかわる医療費負担が増えていくという状況の中で、しか  
し一方で、それに対する保険料の支払いというのは非常に困難になってきて、差し押さえも  
どんどん広がってきているという、そういう状況にあるわけです、全体として。

そういう中で、都道府県化ということになれば、本当に命を預けねばならない保険そのも  
のが、国保の保険そのものが、この今利用している人たちにとっては大変な状況になりかね  
ないということは、かなり予想されるような事態もあるんじゃないかと思うわけです。

そういう点では、仮にこういう方向を行ったとしても、私はやはりこの保険料負担がこれ  
以上重くなるような、そういうようなことになってはならないと思うし、そういう点でいろ  
んな要請をしているという話も今ありましたけれども、やはりもっと安心して医療にかかれ  
る、暮らせるという方向にこの制度を持っていくような、そういう仕組みとしてやっぱりこ  
の間、意見を問われればやってほしいというふうに思いますが、その点改めて確認をしたい  
なというふうに思います。

私は、本来であれば、これまだ決まっていないものに対して、都道府県化で方向で予算を  
つけるということは認められないというふうに思うわけですが、しかし一方で、法の決まり  
があるという中ですから、そこまではというふうには思っていますが、意見を伺っておきた  
い。

○議長（三倉英規君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 前回も、この関係については議員とやりとりをさせていただいたかと  
思います。そして、今担当のほうからも申し上げたように、それぞれの角度、とりわけ北海  
道として、町村会を通しながら、特殊性に合った制度、利用者にとってよりわかりやすい、  
そして丁寧な制度化ということで今、行政活動も行ってきているところでもございます。

11月という説明会が今言われたところでございますけれども、そこに向けまして適切な、きちっとした情報の収集、こういったところも努めながら、議会の皆さんに、情報収集したからにはそれを返すといったようなあり方をこれからも進めていきたいと思っておりますので、御理解願いたいと思っております。

○議長（三倉英規君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第51号の質疑を終わります。

次に、議案第52号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）に関する説明書、別冊の事項別明細書1ページから3ページまでの1総括、2歳入、3歳出と議案書31ページから32ページまでの第1表歳入歳出予算補正全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第52号の質疑を終わります。

次に、議案第53号 平成28年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）に関する説明書、別冊の事項別明細書1ページから2ページまでの収益的収入、収益的支出と議案書33ページまでの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第53号の質疑を終わります。

次に、議案第54号 平成28年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）に関する説明書、別冊の事項別明細書1ページの収益的収入、収益的支出と議案書35ページの全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで議案第54号の質疑を終わります。

これから議案第50号から議案第54号までの5件について討論を行います。

なお、討論の順序は議案番号順といたします。

まず、議案第50号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第50号の討論を終わります。

次に、議案第51号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第51号の討論を終わります。

次に、議案第52号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第52号の討論を終わります。

次に、議案第53号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第53号の討論を終わります。

次に、議案第54号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで議案第54号の討論を終わります。

これから議案第50号から議案第54号までの5件について採決します。

なお、採決は議案番号順といたします。

お諮りします。

まず、議案第50号 平成28年度むかわ町一般会計補正予算（第5号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 平成28年度むかわ町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 平成28年度むかわ町介護保険特別会計補正予算（第1号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第53号 平成28年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第1号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第54号 平成28年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第2号）について原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第18、意見書案第9号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、大松議員。

〔4番 大松紀美子議員 登壇〕

○4番（大松紀美子君） 意見書案第9号 後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を求める意見書（案）。

2008年度から実施された後期高齢者医療制度は9年目を迎えました。この制度における保険料の軽減としては、政令本則で均等割の2割、5割、7割軽減となっていますが、国の特例措置として、低所得者に対する所得割の実施や均等割の軽減を8.5割、9割に軽減してきました。

加えて、後期高齢者になるまで被用者保険者などの被保険者だった人も9割軽減としてき

ました。

2015年度の国の予算ベースでは、所得割の5割軽減で153万人、均等割の9割軽減で317万人（年金80万円以下）、8.5割軽減で274万人（年金80万円超から168万円以下）、被扶養者だった人の9割軽減で171万人が、国の特例措置の対象になっています。

北海道では、2015年度で均等割9割軽減19万1,000人（全被保険者に占める割合25.7%）、8.5割軽減13万6,000人（18.8%）、被扶養者軽減5万9,000人（同7.9%）で合計38万7,000人が対象になっており、全被保険者に占める均等割軽減は51.9%に上っています。また、所得割軽減の対象は7万3,000人で9.8%を占めるに至っています。

こうした状況の中、国においては、2014年6月24日の「経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）」により、後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進めることを決定し、2016年1月13日の社会保障制度改革推進本部決定により、2017年度から原則的に政令本則の2割、5割、7割に戻す予定です。

この軽減特例が廃止されれば、加入者の半数を超える約60%の均等割・所得割軽減対象者に2倍、3倍、5倍などの保険料の引き上げによる甚大な影響が及びます。

そうなれば、北海道の加入者75万7,000人のうち47万人の生活を直撃し、高齢者の最大の収入源である年金の引き下げや生活必需品の値上がり等による生活環境のさらなる悪化が懸念されます。

このような中、去る2016年7月8日に北海道議会が「後期高齢者医療制度の保険料軽減特例措置の継続等を求める意見書」を全会一致で採択したところです。

よって、国においては、後期高齢者医療制度における保険料軽減特例の維持・継続を図るよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから意見書案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[発言する者あり]

○議長（三倉英規君） 暫時休憩させていただきます。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時18分

○議長（三倉英規君） 休憩前に引き続き会議を続けます。

ただいまの問題につきましては、大松さんのほうから訂正の申し出がありましたので、その発言を許します。

○4番（大松紀美子君） 訂正させていただきます。

文中の全被保険者に占める均等割軽減は、51.9%に上っています。このように訂正させていただきます。

○議長（三倉英規君） これから意見書案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎意見書案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第19、意見書案第10号 公共輸送機関であるJR北海道等に係る経営支援を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第10号であります。

公共輸送機関であるJR北海道等に係る経営支援を求める意見書（案）について、簡単に趣旨説明をさせていただきます。

御存じのように、7月29日にJR北海道が「持続可能な交通体系のあり方」として、道内の路線に在来線等を維持するために自治体等に協議に入るというふうに報道され、それを9月末までに提案するとされている内容であります。そのことについて、過日、日高線の存続を求める新ひだか町の町長が、これは廃止ありきではないかというふうな抗議の声を上げるなど、道内各地に広がっている問題であります。

JRは「赤字路線を廃止する」というようなことを考えておるようでございますけれども、そうした場合に、さらに過疎化が促進されて、道内の暮らしや経済に大きな打撃を与えることは確かであります。

そもそもこのJR問題で見れば、東日本や西日本、東海などのような人口密集地のところと北海道のように交通格差があり、加えて積雪、寒冷という状況の中で、路線の維持が最も必要なところでなかなか費用が上がらないというのは当初からわかっていたことであって、ですからJR北海道設立の際から、100%国等が出資して存続を続けてきたものであります。それを今になって、存続のためには自治体負担とか住民負担とかいうことはなかなかでき得ない問題であります。

この問題について、全道町村会等でもこうした旨の要請をするということも言われております。ぜひその旨を、趣旨を理解していただいて、当意見書案を決定くださいますよう心からお願い申し上げて、簡単であります但し趣旨説明といたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから意見書案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎意見書案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第20、意見書案第11号 TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

11番、北村議員。

〔11番 北村 修議員 登壇〕

○11番（北村 修君） 意見書案第11号 TPP協定の調印・批准しないことを求める意見書（案）について、簡単に趣旨説明をさせていただきたいというふうに思います。

この意見書は、前回に引き続いてTPPの調印・批准をしないよう何とかしてほしいということを求めるものであります。TPPは、御存じのように医療、保険等々さまざまな分野に影響を与えますが、とりわけ私は、地元産業であります農業の立場から、農業、水産、林業、この1次産業の立場から、何としても批准をしないで営農、暮らし、地域を守っていただきたい、こういう思いで再度出すものであります。

JAがこの問題で鋭い闘いのあり方を変えたということで、前は御意見もございました。しかし、これを認めたわけではございません。JAでいえば、どうやって、仮にこういうものが来たとしても、その後守れる農業、生き延びられる農業、こういうものも模索しながら、新たな方向でこのTPPのあり方に向かって取り組みを強めているものであります。

TPPを批准しないでいただきたいという願いは何ら変わるものではございません。そのことを申し上げて、ここにいる書きました。速やかにこの情報を開示すること、協定文や本文を初めとして情報開示することと同時に批准をしないということを求めるものであります。この意見書案を提出後、さらに前回後、2つの大きなこの問題をめぐり来る出来事がござい

ましたので、若干紹介をさせていただいて説明にかえたいと思いますが、1つは、米の輸入の問題であります。

今、今度の国会でも大問題になるというふうに言われておりますが、いわゆるSBS問題です。ミニマムアクセス米とは別に入ってくるいわゆる商社米と言われているこれらの問題が、何とリベートがあつて、輸入する者と卸す者が一緒になって調整金を渡して、米の価格を操作していた。それで、通常よりも安く入れる仕組みをつくっていたということがございます。

これは、今TPPの中で、さらに77万トンのミニマムアクセスに加えて7万8,000トンの特別輸入枠を設けている、こういうことが具体的に、実践的に進められているという内容であり、今農家の皆さんがこの間、米価が下落して米生産が大変だという状況の中で、そういう中の操作をしている一部がこのSBS米の輸入枠だというふうに言われております。これが今大問題になってきているというのが第1点であります。

それから、2つ目に明らかになってきたのは、このハエの卵が、あるいはネズミの毛がと言われるように、食の安全の問題であります。レーズンに混入するハエの卵、8オンス、227グラムであります。これあたりに35個未満ならオーケー、マカロニに混入するネズミの毛、225グラム当たり4.5本未満ならオーケー、トマト缶詰に混入するウジ虫、500グラム当たり2匹未満ならオーケー、これがアメリカ食品医薬品局FDAの基準であります。このことがホームページで明らかになりました。

つまり、こういうふうな食品の安全を無視した非常に危険なものがこのまま推移すれば、日本に持ち込まれるということが明らかになったことであります。こうした問題を見ても、消費者を初め、生産者を含めてこうしたTPPは断固許されない、何としても今撤回してほしい、批准をしないでほしいという思いが今広く広がってきております。

そういう点から、改めてこの意見書を出したく、皆さんに心からお願いをし、御決定くださるようお願いをするものであります。

以上であります。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

野田議員。

○13番（野田省一君） 前回も同じような意見書が出ておりましたが、まずもっては、TPPの問題に対して冒頭に申し上げたいのは、賛成できるものではない。しかしながら、今回また同じような意見書が出てきたわけですけれども、実際、今国会でこれから審議をするものであります。TPPの内容というのは、文書というのはほとんど黒塗りの状態の中で、今反対なのか、賛成なのかとこの場で我々が態度で示されるものでもないということが一つ、不確かな情報ばかりだということでもあります。

そんな中で、しっかりと国会の中で審議をしていただいて、強行採決などすることのないように審議していただきたいというのが私の考え方であります。今回の単純に批准を行わないことということに対して、この意見書に対しては反対する立場から、この意見書には反対するという事で私の反対意見とさせていただきます。

○議長（三倉英規君） 次に、原案に賛成者の発言はありませんか。

大松議員。

○4番（大松紀美子君） 意見書に関しては、何回も何本も通ったものもあれば、通らなかった場合もあるんですけれども、ぜひ私は、むかわ議会として国へ届けてほしいという立場から賛成するものなんですが、11月8日に投開票を迎えるアメリカの2人のクリントンとトランプさんも、2人ともTPP批准には反対していると。アメリカ議会でも、批准されるかどうか非常に不透明な状況にあるという状況になっています。

先ほどから説明の中にもありましたけれども、農林水産業のみならず日本経済、そして私たちの生活にも、本当にこのTPPというのはマイナスの影響を及ぼす内容になっていると思っています。

そういう立場から、私は一消費者としても、安心・安全な食べ物を自分や自分の家族の口に入れてあげたい、そんなふうにも思っていますので、そういう立場からも、ぜひともこのTPP協定の調印・批准はしてほしくないという立場から賛成討論といたします。

○議長（三倉英規君） ほかに原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（三倉英規君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

---

### ◎意見書案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第21、意見書案第12号 沖縄での米軍属による女性遺体遺棄事件に抗議するとともに日米地位協定の見直しを求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番、大松議員。

[4番 大松紀美子議員 登壇]

○4番（大松紀美子君） 意見書案第12号 沖縄での米軍属による女性遺体遺棄事件に抗議するとともに日米地位協定の見直しを求める意見書（案）について。

沖縄での元米兵による女性遺体遺棄事件は、国民、県民に大きな衝撃と不安を与え、深い悲しみと激しい怒りの声が広がっています。米軍属による女性遺体遺棄事件に強く抗議するものです。

1995年の少女暴行事件により、米軍内の綱紀粛正の強化や再発防止策に向けた対策が強く求められてきましたが、米軍属による犯罪や事件が続いています。今回の遺体遺棄事件は犯人逮捕に至ったものの、関係する証拠等が明らかにされず、事件解明の障害になっていることが報道され、日米地位協定の改定を求める世論が高まっています。

よって、女性遺体遺棄事件に抗議するとともに、国においては、米軍属が起こす事件等においても対等に扱われるよう、米国に対し日米地位協定の見直しを求めることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

1番、山崎議員。

○1番（山崎満敬君） まず初めに、米軍属による女性遺棄事件に対しまして強く抗議する、これ最も私も賛同いたします。

しかしながら、この地位協定との因果関係あります。米軍、米兵に対しての地位協定あります。微妙なところは、米軍属で今、日米の間で微妙なところを地位協定改定に向け話し合いがなされているということをお聞きされております。来月早々にでも改定案、示されるかと思えます。そんな中、天に唾を吐くわけではありませんが、地方として国に物申すということは時期尚早、その改正案を見計らってから、まだ足りなければ私たちでまた意見書を出してもいいんじゃないかという考えのもと、地方議会としてはなじまず、反対意見とさせていただきます。

○議長（三倉英規君） 次に、原案に賛成者の発言はありませんか。

北村議員。

○11番（北村 修君） 米軍属の暴行に対して抗議をする意見書案、賛成の立場から討論をするものであります。

私はこのニュースを聞いたときに、日本の平和を守るということである沖縄の基地、これが少女一人を守るところかその命を無残にしてしまう、こんな事態、こんな国が本当に許されるのか、怒りを覚えました。すると、ニュースの中では、この遺族や関係者の中から、沖縄には憲法も法律もない、日本ではないのかという怒りの声が報道されておりました。私はまさにそうだなと思いました。今抗議をするということでは同じであるという意見もございました。であれば、その旨の意見書にできなかったのか、残念に思います。

また、この意見書は、日米地位協定の見直しを求めるという意見書でございました。日米軍事同盟、日米ガイドライン、今日本のあり方にとって大きな問題になっておりますが、そのことを云々した問題ではありません。日本の少女がこんなひどいことを受けながら何の手だてもできない。この道を打開するためには、日米地位協定というこのわずかな文言が大きな邪魔をしている、これを見直そうじゃないか、そういう動きがあるということも言わ

れました。

しかし、そこがどこまでいくかというのは未知数であります。こういうときこそ、こうしたものを全国各地から声上げて、さらに地方分権制度が出されて、国と地方は対応な関係にある、上下関係ではないということが地方分権制度の中で明らかにされた今日、地方の議会はそういう立場をとった自治体として存在をすべきだということを申し述べて、賛成の意見とするものであります。

以上であります。

○議長（三倉英規君） ほかに原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（三倉英規君） 起立少数です。

したがって、本案は否決されました。

---

### ◎意見書案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三倉英規君） 日程第22、意見書案第13号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

佐藤 守議員。

〔2番 佐藤 守議員 登壇〕

○2番（佐藤 守君） 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書（案）について説明をいたします。

その前に、数字の訂正をお願いいたします。

下のほうの文言の数字、1、2、1となっておりますけれども、1、2、3に訂正をお願いいたします。

それでは、要点についてのみ説明をいたします。

今後、人工林資源が本格的な利用普及を迎える中、こうした取り組みをさらに加速し、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

1、「森林環境税（仮称）」等を早期に創設し、森林の整備や木質バイオマスの有効利用など、森林吸収源対策を推進すること。

2、森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

3、森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通、利用までの一体的な取り組みに対する支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（三倉英規君） 趣旨説明が終わりました。

これから趣旨説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから意見書案第13号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎所管事務調査報告の件

○議長（三倉英規君） 日程第23、所管事務調査報告の件を議題といたします。

本案について、別紙配付のとおり総務厚生文教常任委員長、産業建設常任委員長から所管事務調査報告書が提出されております。調査の経過と結果について報告を求めます。

総務厚生文教常任委員長、報告はありますか。

○総務厚生文教常任委員長（津川 篤君） 別紙配付のとおりでありますので、そのほか特にありません。

○議長（三倉英規君） 産業建設常任委員長、報告ありますか。

○産業建設常任委員長（佐藤 守君） 同じく別紙配付のとおりでございます。そのほかに特にございませぬ。

○議長（三倉英規君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

まず初めに、総務厚生文教常任委員長報告に対する質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 質疑なしと認めます。

これで委員長報告に対する質疑を終わります。

総務厚生文教常任委員会及び産業建設常任委員会の所管事務調査報告については報告済みといたします。

---

◎閉会中の特定事件等調査の件

○議長（三倉英規君） 日程第24、閉会中の特定事件等調査の件を議題といたします。

総務厚生文教常任委員会、産業建設常任委員会及び議会運営委員会並びに議会広報委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり特定事件等について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

#### ◎議員の派遣に関する件

○議長（三倉英規君） 日程第25、議員の派遣に関する件を議題といたします。

本件については、お手元に配付のとおり胆振管内町議会議員研修が予定されております。お諮りします。

議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することにしたいと思っております。

なお、日程の変更など細部の取り扱いについては議長に一任願いたいと思っております。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三倉英規君） 異議なしと認めます。

したがって、議員の派遣に関する件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### ◎教育長挨拶

○議長（三倉英規君） 阿部教育長より挨拶の発言が求められております。

これを許します。

阿部教育長、登壇し、御挨拶をお願いします。

〔阿部博之教育長 登壇〕

○教育長（阿部博之君） 議長のお許しをいただき、ここに御挨拶の機会を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび自身の健康上の理由により、教育長としての任期の途中ではありますが、今月末で辞職を決意いたしましたところでございます。これまで多くの皆さんに支えていただき、心から御礼申し上げますとともに、任期の途中で退任し、その大きな責任を果たせないこと、また多くの皆さんに御迷惑をおかけしたことに心からおわびを申し上げたいと思っております。今後治療に専念いたし、一日も早く回復し、一人の町民として、できる限りのまちづくりへの協力をしてまいりたいと考えております。

最後になりますが、町民及び関係団体の皆様、そして三倉議長を初めむかわ町議会議員の

皆様、さらに竹中町長を初め町職員の御理解と御協力に心からお礼を申し上げますとともに、皆様の御健勝と御発展、御活躍を心から祈念し、退任に際しての御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（三倉英規君） 阿部教育長におかれましては、町職員として、また教育長として、長い間大変御苦労さまでした。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（三倉英規君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成28年第3回むかわ町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時49分